

ドイツにおける新たな家族政策と「多世代ハウス」プロジェクト

—社会的世代間連帯に基づく「包摂型社会」の可能性—

同志社大学大学院

経済学研究科経済政策専攻博士後期課程

上田 有里奈

# ドイツにおける新たな家族政策と「多世代ハウス」プロジェクト

## —社会的世代間連帯に基づく「包摂型社会」の可能性—

同志社大学大学院 経済学研究科

経済政策専攻 博士後期課程 上田有里奈

### 目次

序章	本論文の問題関心と課題設定	(1-8)
第1章	ドイツにおける家族と家族政策の歴史的変遷—1960年代以降を中心に—	(8-46)
1.1	東西ドイツにおける家族と家族政策の歴史的変遷	
1.1.1	旧東ドイツの家族と家族政策	
1.1.2	旧西ドイツの家族と家族政策	
1.1.3	統一後の家族と家族政策	
1.2	家族政策の歴史的変遷と高齢者	
1.2.1	『第四家族報告書』にみる家族と高齢者	
1.2.2	介護保険制度の展開と動向	
第2章	新たな家族政策の展開—家族に優しい「持続可能な家族政策」—	(46-65)
2.1	「持続可能な家族政策」への道のり	
2.2	「持続可能な家族政策」における三本の柱	
2.3	新たな家族政策における「家族のための地域同盟」	
第3章	新たな家族政策における「多世代ハウス」プロジェクト	(65-89)
3.1	ヨーロッパにおける「社会的孤立」／「社会的排除」をめぐる議論	
3.2	「多世代ハウス」プロジェクトと新たな世代間関係	

3.3 「多世代ハウス」の活動における重点の整理

3.4 政府による第一期活動プロジェクトをめぐる中間報告

3.5 第二期プロジェクトにおける4つの重点

#### 第4章 「多世代ハウス」の活動事例

(89-115)

—2011年/2013年ヒアリング調査・アンケート調査の内容—

4.1 調査訪問先の活動事例

4.2 利用者アンケートの分析結果

4.3 個別の活動事例調査のまとめ

#### 終章 ドイツの試みから見える日本社会への示唆

(115-119)

巻末資料1 調査訪問先の写真一覧

巻末資料2 多世代ハウスにおける利用者アンケート用紙(ドイツ語原文)

巻末資料3 多世代ハウスにおける利用者アンケート用紙(日本語版)

参考文献

ドイツにおける新たな家族政策と「多世代ハウス」プロジェクト  
—社会的世代間連帯に基づく「包摂型社会」の可能性—

同志社大学大学院  
経済学研究科経済政策専攻博士後期課程  
上田 有里奈

# ドイツにおける新たな家族政策と「多世代ハウス」プロジェクト —社会的世代間連帯に基づく「包摂型社会」の可能性—

同志社大学大学院 経済学研究科

経済政策専攻 博士後期課程 上田有里奈

## 目次

序章 本論文の問題関心と課題設定 (1-8)

第1章 ドイツにおける家族と家族政策の歴史的変遷—1960年代以降を中心に— (8-46)

1.1 東西ドイツにおける家族と家族政策の歴史的変遷

1.1.1 旧東ドイツの家族と家族政策

1.1.2 旧西ドイツの家族と家族政策

1.1.3 統一後の家族と家族政策

1.2 家族政策の歴史的変遷と高齢者

1.2.1 『第四家族報告書』にみる家族と高齢者

1.2.2 介護保険制度の展開と動向

第2章 新たな家族政策の展開—家族に優しい「持続可能な家族政策」— (46-65)

2.1 「持続可能な家族政策」への道のり

2.2 「持続可能な家族政策」における三本の柱

2.3 新たな家族政策における「家族のための地域同盟」

第3章 新たな家族政策における「多世代ハウス」プロジェクト (65-89)

3.1 ヨーロッパにおける「社会的孤立」／「社会的排除」をめぐる議論

3.2 「多世代ハウス」プロジェクトと新たな世代間関係

3.3 「多世代ハウス」の活動における重点の整理

3.4 政府による第一期活動プロジェクトをめぐる中間報告

3.5 第二期プロジェクトにおける4つの重点

第4章 「多世代ハウス」の活動事例 (89-115)

—2011年/2013年ヒアリング調査・アンケート調査の内容—

4.1 調査訪問先の活動事例

4.2 利用者アンケートの分析結果

4.3 個別の活動事例調査のまとめ

終章 ドイツの試みから見える日本社会への示唆 (115-119)

巻末資料1 調査訪問先の写真一覧

巻末資料2 多世代ハウスにおける利用者アンケート用紙(ドイツ語原文)

巻末資料3 多世代ハウスにおける利用者アンケート用紙(日本語版)

参考文献

## 序章 本論文の問題関心と課題設定

本論文は、日本をはじめ多くの先進諸国において現在深刻化している社会的孤立の問題に対して、ドイツにおいて現在新たな家族政策の下で推進されている「多世代ハウス」(Mehrgenerationenhäuser)の実践活動を通して、「社会的な世代間連帯の構築を軸とした『包摂型社会』」という観点からその解決に向けた一つの可能性について探るものである。

今日ドイツは少子高齢化や家族の多様化・個人化を経験するなかで、特に2000年以降従来の保守主義的な家族政策を大きく転換させ、伝統的家族規範からの脱却と男女双方による仕事と家庭の両立支援のための様々な施策を講じている。さらに、従来は家族や個人に対する経済的支援に重点を置いた個別的な支援を中心に行ってきたが、それでは今日の家族や個人をめぐる様々な課題に対して十分な解決を得ることはできないという経験的知見から、経済的支援にとどまらない多面的かつ包括的な支援を実現させるため、現在では社会全体を巻き込んだ支援体制の構築を進めている。ドイツではこうした新たな家族政策について、「持続可能な家族政策」(nachhaltige Familienpolitik)と題している。その一環として、2006年地域を主体に世代間関係の強化を図ることを目的に創設されたのが「多世代ハウス」である。そこでの血縁・年齢・属性を超えた人々のつながりを強化するために試みられている様々な実践活動からは、人々の社会的孤立を防ぐための有効な政策事例として機能していることがわかる。本論文では「多世代ハウス」に関する資料研究に基づき、総体的な活動状況について整理するとともに、2度にわたり行った個別の「多世代ハウス」の活動事例調査の内容に基づき、実際の現場においてどのような活動が展開され、そこでどのように人々が集い、どのようなことを感じているのかについて見ていくなかで、「包摂型社会」をいかに構築していくことができるのかということについて考察するものである。その際、社会的孤立に関する様々な調査結果から、特に社会的孤立のリスクが高いとされる高齢者を中心に、高齢者福祉の観点から「包摂型社会」のあり方について考察したいと考える。

ヨーロッパのなかで日本と比較的近い家族・ジェンダー規範を保持してきたとされるドイツは、今日の少子高齢化や家族の多様化・個人化を経験するなかで新たな道を歩み始めている。従来の政策的課題や限界、そして今日の社会的孤立という問題をいかに克服しようとし、それを実現させてきているのか、ドイツが目指す持続可能な社会のあり方と可能性について考察することは、日本社会への示唆という点においても意義を持つものであると考えられる。

本文に入る前に、ここで今日における日本の高齢者の社会的孤立の状況について見ていくとともに、現在の日本における社会的孤立に対する取り組みとしてどのような点が不十分であるかということについて考察する。

「第三の人生」、「『高齢者』の捉え方の意識改革」、「高齢者の意欲と能力の活用」、これらは今日の日本における高齢社会対策大綱の基本的理念を示すものとして使われている言葉である(『平成 26 年版高齢社会白書』)。今日日本はどの国においてもこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えていると同時に、かつてないほど多くの高齢者が健康的かつ活動的な人生を長期にわたり達成することができるようになった。それに伴い、これまで一様に「支えが必要な人」として捉えられてきた高齢者に対する固定観念を改め、意欲と能力のある高齢者を社会の支え手として捉え、かれらが社会に果たし得る役割への期待が高まっている。高齢者も同様に、多くの人々が自身の持つ知識や経験を誰かのために役立てたいと考えている。近年内閣府による 60 歳以上の高齢者を対象とした調査では、高齢者の 70%近くが地域活動やボランティア活動への参加意欲を示しており、また若い世代との交流の機会への参加意向に関する調査においても、高齢者の 60%以上が交流意欲を示している(『平成 23 年版高齢社会白書』第 2 節 5 項「高齢者の社会参加活動」)。このように、今日多くの高齢者が社会において様々な世代と関わりを持ちながら活動的に生活することを望んでいる。

しかしこうした「新しい高齢者像」への期待の一方で、介護問題や年金問題、社会保障制度の存続など、高齢化をめぐる様々な諸問題において世代間の対立構造はより一層深刻化する傾向にある。さらに核家族化や家族の多様化・個人化のなかで、高齢者を含む 3 世代が一つ屋根の下で生活することは稀になり、現在では全世帯の 40%を占める 65 歳以上の高齢者のいる世帯のうち、3 世代世帯は約 15%までに低下している一方、半数以上が夫婦のみまたは単身世帯となり、特に単身世帯の高齢者の増加が男女ともに顕著になっている(『平成 25 年版高齢社会白書』第 2 節 1 項「高齢者の家族と世帯」)。また、60 歳以上の高齢者の別居している子どもとの接触頻度に関する国際比較調査においても、日本は諸外国と比べ接触頻度が低い人が多い傾向にある(『平成 23 年版高齢社会白書』第 2 節 1 項「高齢者の家族と世帯」)。したがって、今日ではかつてないほど多世代が同時代を生きているにも関わらず、世代間の隔離はますます進行しつつある時代にあるといえる。

高齢者の孤立化は地域社会においても顕在化している。『平成 23 年版高齢社会白書』第 3 節 2 項「国際比較調査で見る日本の高齢者の特徴」において内閣府が日本、韓国、アメリ

カ、ドイツ、スウェーデンの 5 ヶ国で 60 歳以上の高齢者を対象に実施した意識調査(国際比較調査)の結果からは、日本の高齢者の周囲との人間関係の希薄さを読み取ることができる。近所の人たちとの挨拶以外の会話の頻度に関して、「ほとんど毎日」と回答した高齢者の割合は 22.7%に留まり、日本が最も低い。その一方で、週に 1 回以下(「週に 1 回」と「ほとんどない」の合計)の割合は 47.9%と 5 ヶ国中最も高く、半数近くの高齢者が日頃ほとんど周囲との関わりを持たずに生活していることがわかる。さらに、「あなたは、病気の時や、一人ではできない日常生活に必要な作業(電球の交換や庭の手入れなど)が必要なとき、同居の家族以外に頼れる人がいますか」という問いに対して、「近所の人」と「友人」と回答した高齢者の割合はそれぞれ 18.5%、17.2%であり、そのどちらもが 5 ヶ国中最も低い値となっている。このように、諸外国と比べ日常生活において困ったことがある際、身近に頼ることができない日本の高齢者の姿が浮かび上がる。このため、日常生活に必要な作業を同居の家族以外に頼れる人がいないと回答した高齢者の割合も日本が 20.3%と最も高くなっている。

今日では日本だけでなく多くの先進諸国が家族の多様化や個人化、地域コミュニティの脆弱化を経験するなかで社会的孤立は重要な問題となっているが、以上のような調査結果からは、特に日本において高齢者は独立した世帯での生活を送る傾向にあるなかで別居する家族や近隣住民、友人などとの接触や交流の頻度は限られたものとなっており、何か助けが必要になった際、身近に頼れる人がいない状況にある人が多く存在することから、日本の高齢者の社会的孤立のリスクは際立って高いといえる。支え合える人間関係を喪失することはどの世代にとっても重大な問題であるが、身体的な不調や要介護状態に陥るリスクの高い高齢者にとっては特に深刻な問題である。今日では高齢の妻や夫の介護の負担から老老介護の末共倒れになってしまうケースや、誰にも気付かれることなく亡くなってしまう孤独死の問題が深刻化しているが、こうした問題は社会的孤立と密接に関わっている。内閣府による調査では、孤独死を身近に感じている高齢者は 42.9%にのぼっており、単身世帯ではこの割合はさらに 64.7%に上昇していることから、いまや孤独死は決して他人事ではないと多くの高齢者が感じている(藤本 2012,p.27)。

こうした社会的孤立の問題に関してはこれまで多くの既存研究が蓄積されている。ソーシャル・キャピタルの研究分野において個人や地域レベルの社会関係資本を分析し、社会的孤立を社会関係資本の欠如と理解するものや、貧困研究の分野において経済的困窮と人間関係や社会との結びつきの欠如が密接に関係しているところから、貧困をより広い概念

である「社会的排除」と理解し、人間関係の希薄さや社会的サポートの欠如を社会的排除の一つの側面として捉えるもの、また社会的孤立そのものを研究対象とし、単身世帯や孤独死の増加といった社会的背景から社会的孤立の分析を行っているものなどがある。そして、社会的孤立の問題に対して地域福祉の領域では、社会福祉協議会やNPO、地域住民による地域社会におけるつながりを再構築するための取り組みや、人々の居場所を作るための取り組み、世代間の交流を図るための取り組みなどが現在様々な形で行われている。

高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が今日増加傾向にあり、高齢者の社会的孤立のリスクが特に高いことはすでに述べたが、現在の社会において家族・地域・会社など諸個人にとっての重要な生きる場である様々な身近な環境において人々のつながりや関係性は希薄化しているのであり、社会的孤立の問題は全ての個人にとって決して他人事ではない。全ての個人が現在および将来において孤立に陥るリスクを内包しているのであり、社会的孤立は多くの深刻な社会問題を引き起こす要因として作用し、今後こうした問題はより一層深刻さを増すと考えられる。したがって、社会的孤立は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題として、社会保障政策の分野における主要な課題の一つとして積極的な解決策が講じられる必要があると考える。日本の場合、地域において様々な取り組みが行われているものの、社会保障の課題として全国にネットワークを構築し、社会的孤立の防止を強力に推進するまでには至っていない。ここで、日本における現在の社会保障制度の定義から、社会的孤立が社会保障の課題としても合致するものであることを示したい。

日本において社会保障政策が本格的に展開されるようになったのは、戦後日本国憲法において「生存権」が規定されて以降のことである。この憲法を受けて、社会保障の政策だけでなく理論的な研究にまで影響を及ぼす形で社会保障の概念を明示したのが、内閣総理大臣の諮問機関として1949年に設置された社会保障制度審議会による1950年の「社会保障制度に関する勧告」であった(『平成24年版厚生労働白書』第3章「日本の社会保障の仕組み」)。この勧告では、社会保障制度を次のように規定している。「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。」(『平成24年版厚生労働白書』第3章「日本の社会保障の仕組み」p.29より引用)このように、50年勧告では生活困窮者を社会保障の主たる対象とし、かれらの経

済保障に重点を置いていることがわかる。また、生活の困窮の原因となる事柄が列挙されていることから、当時の社会保障の定義は範囲が明確に定められたものであったといえる。

近年の社会保障制度の定義について見てみると、1993年の社会保障制度審議会による社会保障将来像委員会第1次報告において、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」とされている(『平成24年版厚生労働白書』第3章「日本の社会保障の仕組み」p.29より引用)。また、1995年の社会保障審議会による「社会保障体制の再構築に関する勧告：安心して暮らせる21世紀の社会を目指して」においては、社会保障の新しい理念として、「広く国民に健やかで安心できる生活を保障することである」と位置付けた(藤本2012,p.92より引用)。このように、近年の社会保障の定義は1950年の定義とは異なり、社会保障の対象を生活困窮者に限定せず生活の安定が損なわれた者とし、社会保障が果たす機能を経済保障に留めることなく、国民に健やかで安心できる生活を保障することであると機能の拡大がなされている。

このような社会保障制度の定義の変化は、日本の社会構造の変化に伴い行われてきたものである。かつての日本では、国民の生活基盤の安定は、右肩上がりの経済成長や低失業率と、それらを背景とした企業による終身雇用などを前提とした「日本型雇用システム」の適用など、男性世帯主の勤労所得の確保によるところが大きかった。また、男性世帯主が仕事に専念する一方で子育てや介護については、専業主婦を中心とした家族がケアの中核を担っていたことから、社会保障は企業や家庭が果たす役割に依存し、それらを補完的に支援する程度に留まっていた。しかし、経済のグローバル化や産業構造の変化のなかで企業における就業形態が多様化し、従来のような生活保障機能は低下していくとともに、性別役割分業の意識が薄れ、女性の社会進出が進むなかで、家庭内でのケアは限界に達するようになり、ケアの社会化へのニーズが高まり社会保障制度として整備が進められてきた。このように社会保障は社会状況の変化に伴うニーズの拡大に応じてその役割や内容を拡大させてきた。

このように日本における社会保障制度は時代によって変化してきたものであり、時代の流れのなかで新たに生み出される問題や今後深刻化するであろう問題に対して、予防的措置を含めて社会保障制度は常に見直され、修正されていくものとして捉えられる必要がある。したがって現代社会においてすでに社会問題化している社会的孤立に関しても、上記の内閣府による意識調査の結果からも現在多くの人が孤立化するリスクを背負い不安を抱

えて生活しているのであり、まさに 93 年勧告の「国民の生活の安定が損なわれた場合」に該当するものとして社会保障の課題に位置付けることができるであろう。

このような問題意識の下、本論文では現在ドイツにおいて政策として推進されている「多世代ハウス」の取り組みに着目し、その具体的な政策内容や活動実態を通して、特に高齢者福祉の観点から「包摂型社会」のあり方について考察したいと考える。

「多世代ハウス」とは、今日の家族の縮小化や拡散化、個人化を背景とし、現在家族の下では難しい多世代の交流を地域のなかで積極的に促進し、血縁・年齢・属性を超えて人々が共存できる社会体制を構築していくなかで家族や個人をめぐる様々な問題の解決を図っていくことを目的に、2006 年よりドイツ連邦家族省が推進している活動プロジェクトである。「ハウス」という名称ではあるが、そこに住むというものではなく、地域に住む全ての世代の人々が会うための場として位置付けられている。政府主導の政策となると、上からの指示による画一的な活動内容になってしまう傾向にあるが、「多世代ハウス」の活動は、政策立案者としての政府の役割はあくまで枠組み作りに留まり、実際の運営は現場の活動の担い手たちのイニシアティブに委ねられている。各多世代ハウスは地域の特色やニーズに応じた独自の活動を展開しているのが特徴の一つである。現在ドイツ全土で 460 ヶ所以上の「多世代ハウス」が活動を展開しているが、その多くは、ドイツの福祉活動の担い手として長い歴史を持つ教会組織などから成る民間福祉団体やその他の NPO 団体、ボランティア団体などを母体とするものであり、地域における多様な社会的アクターと協力ネットワークを構築しながら、子どもから高齢者、障害者、移民など様々な人を対象とした多様かつ包括的な活動やサービスを一つの場で展開している。日本の社会保障制度は対象者別に発展してきたことから、縦割りの弊害が生じていることが指摘されてきたが、ドイツの「多世代ハウス」の活動ではそうした弊害からの脱却を実現している。

そして、日々の活動のなかでは市民による積極的なボランティア参加が見られる。特に中高年世代や高齢者世代にかけての活動性が高く、高齢世代による子どもへのケアや若者への教育をはじめ、高齢世代が様々な形で活躍の場を広げるための仕掛けが多く備えられている。日本におけるこれまでの対象を個別化した施設体系や福祉体制のもとでは、世代の分離や人々の孤立化などの課題に対して十分な解決を図ることは難しいといえる。「多世代ハウス」における年齢や属性を規定しない横断的な福祉体制の下での育児支援や高齢者支援、移民、障害者支援などの包括的な活動実践は、日本における「包摂型社会」のあり方について考える上でも示唆に富むものと考えられる。

ヨーロッパのなかにあつて、日本と比較的近い家族・ジェンダー規範を保持してきたとされるドイツでの家族政策の新たな動向については、日本においても高い関心が寄せられている。ドイツの人口、家族、家族政策の歴史的変遷に関して、姫岡(2009)や三成(2005)はジェンダー史の観点から、魚住は仕事と家庭の両立支援政策(1999)や子育て支援政策(2007)の観点から整理を行っている。近年の家族政策に関しては、本澤(2007,2009)や姫岡(2007b)は特に新たな家族政策の下で「多世代ハウス」の少し前に創設された、地域を主体に家族に優しい環境作りを目指した「家族のための地域同盟」の活動に着目し、個別の事例研究を含む詳細な研究を行っている。

一方「多世代ハウス」に関しては、その多くが概要説明に留まるものであり、具体的な活動実態や意義、政策動向を含む詳細な研究は日本においてほとんど見られない。そうしたなか、藤本(2012)は「社会的孤立」という視点からそれに対する EU の政策事例として「多世代ハウス」を取り上げ、ドイツ連邦家族省でのヒアリング調査と政府による「多世代ハウス」に関する中間報告書(BMFSFJ 2008)に基づき、その活動内容を分析している。本論文では、中間報告書(BMFSFJ 2008 ; BMFSFJ 2011a)の内容をより詳細に検討するとともに、このほかの「多世代ハウス」に関する様々な公的資料に基づき「多世代ハウス」の総合的な活動状況および現在に至る動向について整理する。その上で、2011年と2013年に行った現地調査に基づく個別での活動事例を提示し、そこでのヒアリング調査とアンケート調査の内容を通して、「多世代ハウス」プロジェクトの活動理念が実際の現場においてどのような形で実践されているのかを考察する。これらの内容は第3章と第4章にあたる。

それに先立ち第1章では、第1節において主に日本語文献に依拠しつつ、ドイツにおける家族と家族政策の歴史的変遷について整理し、第2節において政府と専門家が家族政策の指針を示すために作成する『家族報告書』の内容を通して、20世紀後半の高齢化対策の意義と限界について考察する。第3節ではドイツにおける介護保険制度の特徴を日本の制度との相違点を踏まえて考察し、現状についても制度創設以降の動向を踏まえて考察するとともに、介護保険制度の動向が「多世代ハウス」の活動にどのように影響しているかについても考察する。

第1章第2節で扱う『家族報告書』は、定期的に専門家が家族の現状および家族に対する社会的支援の効果を分析し、家族政策の指針としての専門家の意見を国民に提示するものであり、そのなかでは政府による家族理解や政策方針が明確に示されている。姫岡(2007a,b)は『第一家族報告書』から『第七家族報告書』の内容を手がかりに、政府による

家族理解の変化について考察しているとともに、『第七家族報告書』の内容を整理するなかで、新たな家族政策の特徴についてまとめている。また魚住(2007)は『第五家族報告書』の内容を通して、現在の新たな家族政策への改革に至る以前の家族政策に対する政府の問題意識を整理した上で、『第七家族報告書』の内容を子育て支援政策の観点から整理している。辻(2007)は、『第七家族報告書』のために召集された専門家委員会の委員長を務めたハンス・ベルトラムによる『第七家族報告書』の概要を翻訳している。

本論文の第1章では『家族報告書』において初めて「高齢化社会」が中心テーマとされた『第四家族報告書』の内容を中心に、20世紀後半の高齢化対策について考察しているが、『第四家族報告書』の内容を整理し、高齢者の問題を取り上げた先行研究は見られない。第1章で示す20世紀後半の高齢化対策の限界を乗り越えるための政策的対応が21世紀に入り進められていくこととなる。その一つの鍵が社会的な世代間連帯の構築であり、今日の「多世代ハウス」の活動につながっていく。

第2章では、「多世代ハウス」について述べる前に、その活動の可能性や意義をより明確にするために、現在の新たな家族政策としての「持続可能な家族政策」において政府が示す新たな道筋の全体像を明らかにする。まず第1節では、従来の家族政策において何が不十分であったのか、家族をめぐるどのような問題意識を抱え、これに対していかなる解決策が模索されてきたのかということについて述べることにする。そして第2節では「持続可能な家族政策」における3本の政策の柱についてまとめ、第3節では「多世代ハウス」に先行した「家族のための地域同盟」の活動についても考察する。

## 第1章 ドイツにおける家族と家族政策の歴史的変遷—1960年代以降を中心に—

### 1.1 東西ドイツにおける家族と家族政策の歴史的変遷

ドイツは第二次世界対戦後の長い東西分断の時代のなかで、異なった政治体制の下にあったドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)とドイツ民主共和国(旧東ドイツ)の両国では家族のあり方や家族観は大きく異なり、また家族政策の目標や政策内容にも大きな差異が見られる。本論文では現在に至るドイツの家族政策の動向を整理するにあたり、主として旧西ドイツを中心に考察していくが、それに先立ち旧西ドイツにおける家族観や家族政策の特徴をより明確にさせるという比較的観点から、旧東ドイツの状況についても考察する。

### 1.1.1 旧東ドイツの家族と家族政策

旧東ドイツでは、戦争による人口減少や戦後の一貫した人口の域外流出などによる労働力不足を背景に、早い段階より女性労働力の積極的な活用が必要不可欠であるとされ、1949年に施行されたドイツ民主共和国憲法においては、男女の事実的同権と家庭における男女平等の実現が明確に規定されている。そのため、女性の就業促進に対する社会・国家の責務や男女の同一労働・同一賃金の保障などが規定された。また、婚姻生活における男女同権の保障、多子家庭や一人親家庭への特別な保護などの規定が盛り込まれている。(本沢 1991,pp.145-146)

このような憲法の諸規定を受け、1950年代には産前5週間・産後6週間の有給出産休暇制度や多子家庭への経済的支援としての第4子以上の子に対する児童手当の給付制度が創設され、1960年代には産後1年間の無給育児休暇制度の導入、また保育施設の整備にも力が入れた。その後ベビーブームが終息する1960年代後半以降、東西両国ともに急激な出生率低下を経験するが、旧東ドイツではこれを受けて低出生率への一早い対応策として、1970年代以降より手厚い結婚・出産・育児支援政策を積極的に展開した。具体的な施策として、結婚と出産の経済的支援としての結婚貸付金の貸与と出産によるその返却の猶予や免除、有給出産休暇制度の改革(産前6週間、産後20週間)、児童手当の引き上げ、有給育児休暇制度の導入、母親の就業時間の短縮などが挙げられ、出産後も継続的に就業が可能となるよう仕事と家庭の両立支援策に力が入れている。その結果として1975年から1980年代にかけて出生率は上昇に転じ、1990年までは旧西ドイツよりも高い水準が保たれていた。(本沢 1991,p.146)

こうした1970年代半ば以降の旧東ドイツの比較的高い出生水準には、保育施設の整備が進んでいたことも影響している。表1-1は、東西ドイツにおける乳幼児から学童までの受け入れ可能な施設数に対する当該年齢の子どもの割合を示したものであるが、全ての年齢層において旧西ドイツの割合を大きく上回っている。乳幼児保育が行われていたことや保育時間が長く労働時間に対応していたことなど、保育施設が充実していたことが女性の就業の中断を防ぎ、継続的な就業を可能にすることに大きく貢献していた。このように、多くの働く女性にとって子どもを産み育てやすい環境が整備されていたこともあり、女性の就業人口は1950年の288万人から1989年には418万人にまで増加しており、15歳から60歳の女性の就業率はおよそ9割近くに上っていた(本沢 1991,p.149)。一方、旧西ドイツでは午前保育が主流であったため、就業しながら子育てをしていくことは難しい状況であり、

女性の就業率は 1980 年代後半においても 5 割あるいはそれ以下に留まっていた。その後、東西ドイツ統一による諸制度の旧西ドイツへの統一の影響から、旧東ドイツでは 1990 年代に出生率は急速な低下を見せ、今日に至るまで旧西ドイツと同様 1.3 から 1.5 程度と非常に低い水準に留まっている。

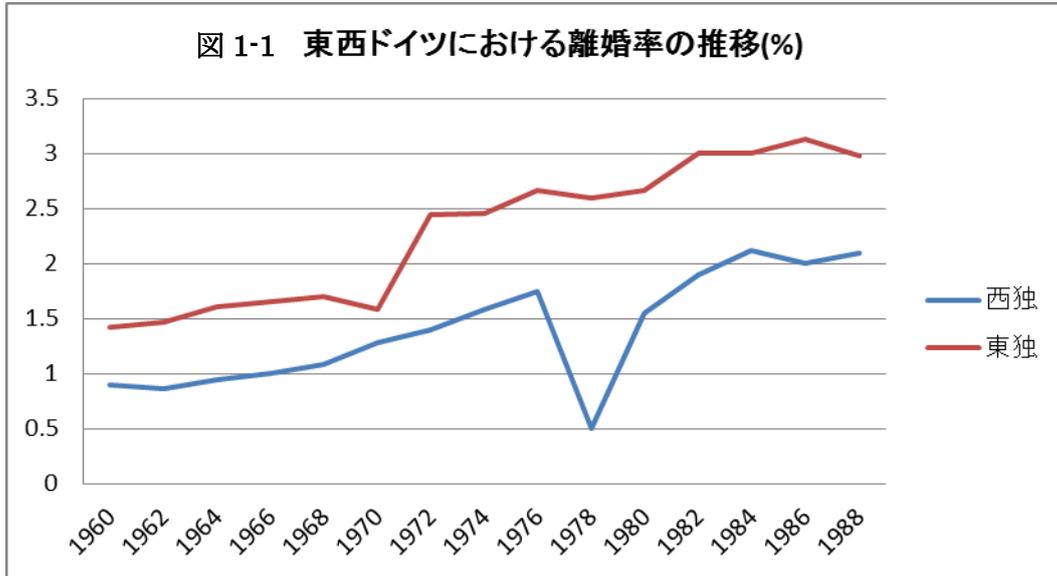
表 1-1 東西ドイツにおける乳幼児から学童までの  
受け入れ可能な施設数に対する保育所、幼稚園、学童保育の割合(%)

年	保育所 (3 歳以下)		幼稚園 (3 歳から 6 歳)		学童保育 (6 歳から 10 歳)	
	西独	東独	西独	東独	西独	東独
1960	0.7	9.9	32.8	46.1	2.2	—
1965	0.6	—	32.7	52.8	2.1	—
1970	0.6	23.6	38.4	64.5	1.8	46.6
1975	1.3	44.2	65.5	84.6	2.1	64.2
1980	1.5	40.5	78.7	92.2	3.8	74.8
1986	1.6	49.8	79.0	93.4	4.4	83.3
1990	1.8	55.6	78.3	95.1	5.0	81.2

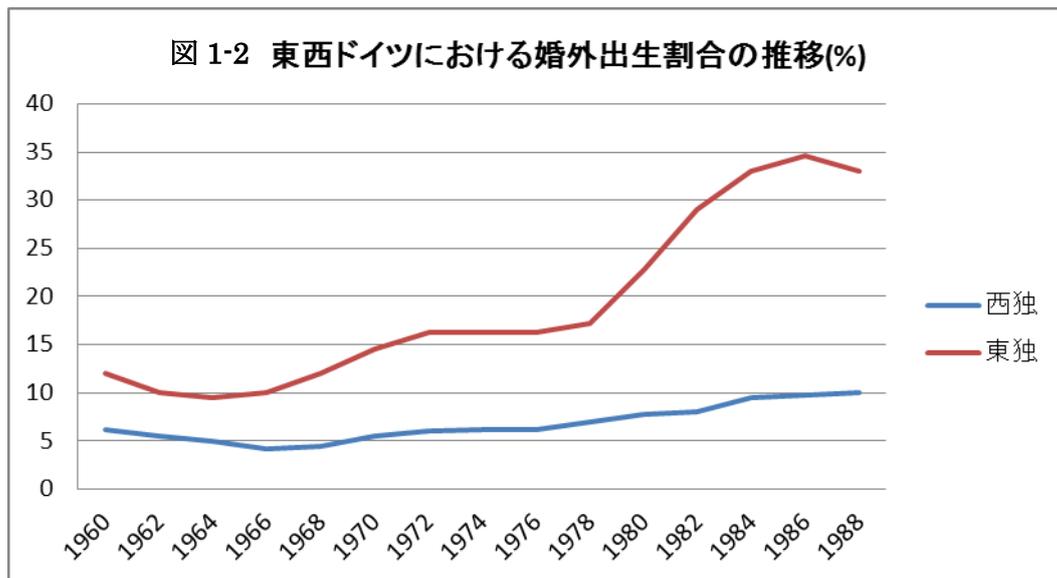
出典：魚住(1998)p.22

こうした旧東ドイツにおける多くの女性の経済的自立と男女の平等規範は、家族形態における旧西ドイツとの異なる展開にも影響を与えている。旧東ドイツの多くの女性は、経済的にも男性に依存することなく生活することが可能であり、また母子家庭であっても、一人親家庭に有利な様々な優遇措置を受けることができたため、離婚を選択する人々の割合は旧西ドイツと比較して非常に高い値に達していた(図 1-1)。また、婚姻形態をとらずに共同生活を行う男女の割合や婚外子の割合も旧西ドイツよりも大きく上回り高い水準となっていることから、家族形態の多様化の進展は旧西ドイツに比べてはるかに速く、そして著しかったといえる(図 1-2)。政府の側も多様な家族形態に対して寛容な姿勢を見せており、1950 年には婚外子への差別規定の撤廃が法改正により実現されたほか(旧西ドイツは 1977 年に撤廃)、一人親家庭に有利な経済的支援や住宅・育児に関する優遇制度の導入などによる積極的な支援策は、多様な家族形態の拡大を後押しする結果となった(魚住 1998,p.20 ; 魚住 2007,pp.23-24)。このように旧東ドイツでは、婚姻に基づく家族の永続性の重視よりも、個人のライフスタイルの自立性を優先させる家族観がより早い時期から確立されていたのであり、東西統一後にはそれまでなかった専業主婦という立場の選択が与

えられたにもかかわらず、こうした傾向に変化は見られなかった。



出典：内閣府経済社会総合研究所(2005)を基に作成



出典：内閣府経済社会総合研究所(2005)を基に作成

### 1.1.2 旧西ドイツの家族と家族政策

旧西ドイツでは、ナチス政権下の人種差別的かつ強権的な人口政策の反省から、戦後の家族政策において、戦時下の人口政策の暗いイメージを払拭すべく、極めて慎重な立場が採られてきた。このため、1949年施行のドイツ連邦共和国基本法では「婚姻および家族は国家的秩序の特別な保護の下に置かれる」とし(魚住 1991,p.21)、家族を国家の基本的な単

位として位置付ける一方、国家による個人や家族への直接的な介入には慎重な姿勢を見せ、その結果 1953 年になりようやく連邦家族省が創設され、他国より大幅に遅れて戦後の家族政策への本格的な着手が進められていくこととなった。

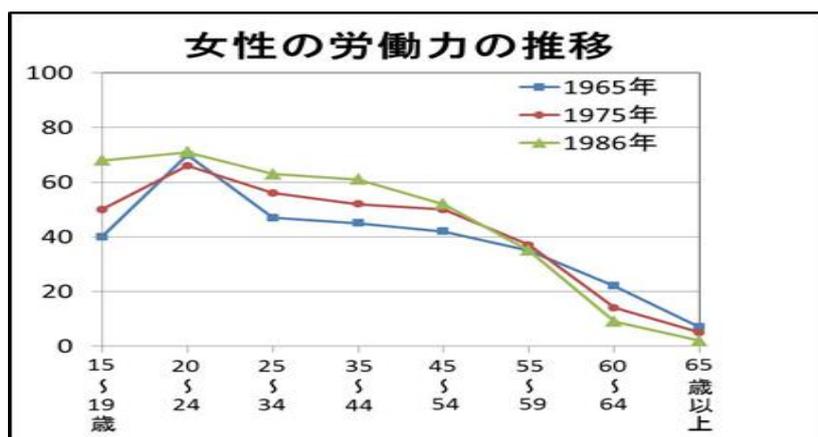
まず 1948 年から 1966 年のキリスト教民主同盟(CDU)/キリスト教社会同盟(CSU)による保守主義政権では、人口政策の絶対的なタブー視から、出生促進政策という観点からではなく、子どもを持たない家庭に対する子どもを持つ家庭の経済的状況の不利を緩和することを目的とした、家族の経済的な負担調整に重点を置いた政策が展開され、児童手当や児童控除の導入などが行われた。こうした経済的な負担調整を最も重視する考え方は、ドイツの家族政策の特徴の一つとして 2000 年以降まで引き継がれていく。1960 年代後半以降、旧西ドイツにおいても出生率は急速に低下するが、旧東ドイツにおける一早い対応とは異なり、1970 年代初頭の連邦議会においても、出生促進政策の展開についてはその是非をめぐる議論が行われるに留まった(魚住 1991,p.21)。1960 年代半ばには合計特殊出生率が 2~3 前後あった値から、1970 年代半以降は一貫して 1.5 を下回り、現在まで低い値に留まっている。

1960 年代には、1950 年代後半以降の奇跡の経済発展による政治的な安定のなか、保守主義政権の下で近代家族モデルを前提とした、家族の安定性を重視した家族政策が展開された。そこでは離婚についても家族の安定性および国家の安定性を脅かすものであるとの強い認識の下、有責の配偶者からの離婚を認めない婚姻法の維持が強く求められた。この時期、女性は若い年齢で結婚して主婦になるという規範が定着し、夫婦と子ども 2 人から成る家族が最も標準化した時期であったといえる。しかしこうした時期は長くは続かず、1960 年代後半以降になると学生を中心とした社会運動や女性の自立を求める運動などが高揚し、従来の価値観に対して批判的な考えを持つ人々が増加するなかで、近代家族像も徐々に揺らぎ始めていった。同時期以降、婚姻数は減少傾向を示す一方、離婚数や単身者数、婚姻形態をとらずに共同生活を行う男女の数は明確な増加傾向を見せている。こうしたなか、1970 年代に政権についた社会民主党(SPD)の強力なイニシアティブのもと、婚姻・離婚法の改正による夫婦の完全な平等や嫡出子と婚外子の法的平等の実現、婚姻後の姓に関する男女いずれかの選択性の容認、離婚の有責主義から破綻主義への変更などをはじめ、それまで残存していた家父長的な家族像を一掃するための政策転換が図られるなかで、家族の多様化や個人化は急速に定着していった。

1982 年に再び政権に復帰したキリスト教民主同盟のもとでは、前政権時代の多大な債務

の影響から緊縮財政時代に突入し、家族政策関係支出も大幅に減少したことから、1985年までは「家族政策の後退期」と位置付けられた。しかしその後1985年に合計特殊出生率が1.28という史上最低の数値を記録して以降は、積極的な家族支援への方向転換が図られている(魚住 1998,p.21)。そこでは、有子家庭に対する経済的負担をより軽減するための児童手当の引き上げや住宅児童手当の導入、児童控除枠の拡大と控除額の引き上げなどが行われた。そして、この時期になると旧西ドイツにおいても女性の社会進出への意欲は高まる傾向にある。年齢別労働力率の推移を見ると、20~24歳の女性の約70%が就業しているとともに、1960年代と比較してM字型曲線から徐々に逆U字型曲線へと移行しつつあることから、結婚や出産をしても仕事を継続する女性の割合が増加していることがわかる(図1-3)。

図 1-3 女性の労働力率の推移



出典：社会保障研究所(1989) p.334

こうした状況を受け、様々な仕事と家庭の両立支援策が展開された。具体的には、就業促進法における扶養手当付きの継続教育・再教育期間の延長や柔軟化、正規雇用でのパートタイム就業の拡大、1年間の育児休暇制度と育児手当(18ヶ月)の導入などが行われたほか、1年間の育児期間の年金保険期間への算入(年間平均収入の75%を得ていたものとする)が容認され、就業の有無にかかわらず育児に携わる全ての親に対して、育児期間を社会的に評価する道が開かれたといえる(魚住 1998,pp.24-27)。その一方で、保育施設の拡充はあまり重視されず、特に3歳未満児の保育は極めて乏しい整備環境にあったため、母親の育児休暇取得後のフルタイム就業への復帰を困難なものにする要因として作用していた。

また1980年代は、1970年代後半以降に顕在化してきた高齢化問題を背景に、高齢者(特

に要介護者)のいる家族のための施策が講じられ始めた時期でもある。1986年に発刊された『第四家族報告書』においても初めて高齢者が中心テーマに据えられている。その内容の詳細については次節で扱うこととする。

### 1.1.3 統一後の家族と家族政策

以上のように、東西ドイツは家族政策においても家族をめぐる価値観においても非常に異なる歴史的経路を歩んできたことから、東西統一を実現させるにあたり、東西間の政策調整を行うための統一条約が1990年に締結された。そこでは、統一後の諸制度に関して、基本的には旧西ドイツの制度が全ドイツに適用されることが定められるとともに、特に両国間の政策内容に相違があり調整が求められるものや、早急に取り組むべき課題などについての具体策が示された(以下については魚住1998,pp.23-24)。

まずは、職場環境における男女平等の推進である。男女のさらなる平等を全ドイツで推進するための法的整備を行うことは国家の義務であるとの見解から、こうした要請に基づき1994年に職場環境の改善を図るための法律が施行された。そこでは、女性の管理職への登用の促進や男女のパートタイム就業の創出、職場におけるセクシャルハラスメントへの対策、女性差別からの救済などの規定が盛り込まれた。

そして、仕事と家庭の両立支援策の推進も同様に重要視された。東西両国間の男女の働き方や法制度は大きく異なるとし、女性の就業が自明視されていた旧東ドイツの状況を考慮した上で、仕事と家庭の両立という観点からの政策調整が重要課題の一つであるとされた。上記の1994年に施行された男女平等のための法律は、女性の機会平等の促進とともに女性の就業促進を図ることを目的としたものでもあり、そこでは育児や介護など家庭における必要に応じた労働時間の柔軟化などに関する規定も定められた。

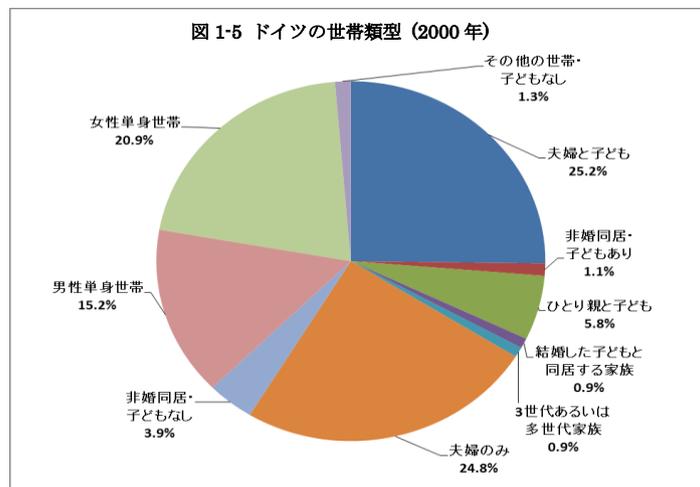
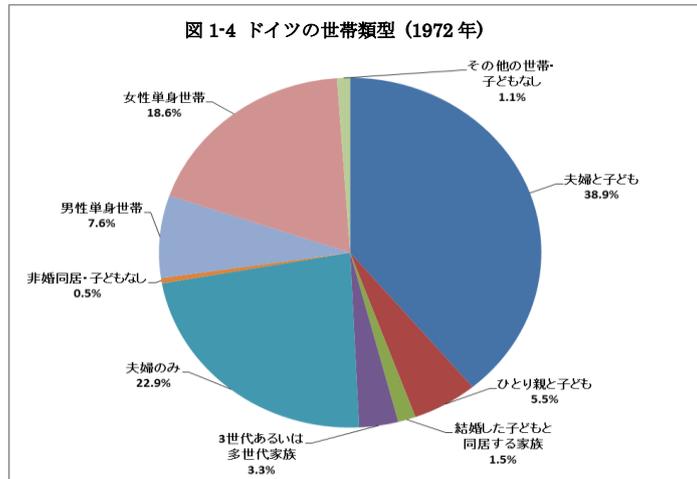
このほか、人工妊娠中絶に関する法的な調整も大きな課題の一つであった。人工妊娠中絶に関する規定は両国間で大きく異なっており、その調整をどのように進めていくかということは統一後の政策調整課題の最大の関心事の一つであった。旧東ドイツではソ連や東欧諸国における中絶の自由化の流れを受け、1972年に妊娠3ヶ月以内の人工妊娠中絶を女性の自己決定に委ねる法改正が行われていた。一方旧西ドイツでは、改正の是非をめぐり議論が激しく対立し、1975年の連邦憲法裁判所判決では胎児の生命保護が優先されるとし、医師や相談員の認定を条件とする制限付きでの中絶の合法化に至ったが、これに反対する女性たちを中心に、1980年代後半より再び法改正への要求が高まっていた。統一後は両国

間の混乱を避けるための各政党内での合意形成に時間が費やされ、最終的には 1993 年の連邦憲法裁判所判決によって、中絶は基本的に違法であり罪であるが、刑法 218 条によっては処罰されないという両義的な判断で決着をつけた(エーザー1994,pp.355-357)。

このように、統一条約の要請に基づき東西両国間の政策調整のための法的基盤が整えられていったが、なかでも仕事と家庭の両立支援は両国間での大きな差異を調整する必要性を有しており、旧西ドイツにおいても女性の就業意欲が高まる傾向を見せていたことなどから、統一前に増してより重要な課題とされた。統一後の具体的な展開として、まず 1992 年に育児休暇制度が 3 年間へと延長されるとともに、育児期間の年金保険期間への算入も 3 年間に延長された。また翌年には育児手当が 18 ヶ月から 24 ヶ月に延長された。そして保育制度の整備の必要性から、1991 年の青少年支援法改正により 3 歳以上の全ての未就学児に対して幼稚園への就園権利が保障され、各州に保育施設の整備が義務付けられることとなった。

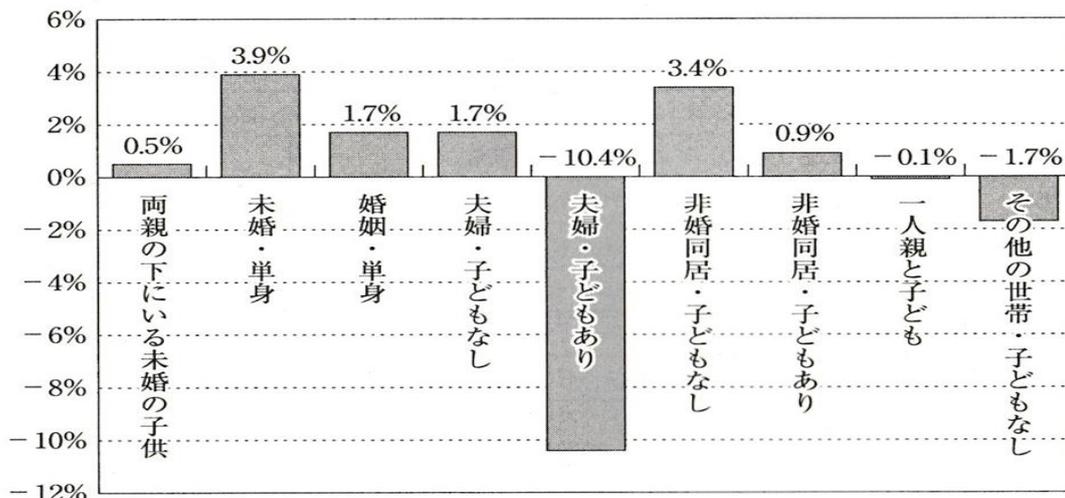
しかし新たに制定されたこれらの諸制度においては、月額 600 マルクの育児手当のほかには育児期間中の所得保障がないため、育児休暇制度は一般的に所得のより少ない母親による制度の利用を前提としたものであり、また 3 歳までは母親が家庭で子育てすべきとする、いわゆる「3 歳児神話」規範が女性のライフコースのなかに想定されていることがわかる。そしてこうした規範の下でのより長期の育児休暇制度への法改正に関しては、性別役割分業がこれまで以上に固定化されるリスクを孕んでいるとし、批判的に捉えられることも少なくなかった。政府の調査によれば、当時父親の育児休業制度の取得率は、就業している母親の 94%に対して僅か 1%に過ぎないとされていることから、家庭と仕事の両立は専ら女性の問題として捉えられていたといえる(魚住 1998,p.24)。

統一後の家族に関する状況については、東西ともに家族の多様化・個人化という共通の傾向を示している。1972 年と 2000 年のドイツの世帯類型の変化(図 1-4、図 1-5)および 1972 年と 1994 年の人々の生活形態の変化(表 1-2)について見てみると、標準的な家族形態とされてきた夫婦と子どもから成る世帯は減少し、また結婚した子どもとの 2 世代あるいは 3 世代以上で暮らす世帯も同様に減少している一方、子どもを持たない夫婦のみや婚姻形態を取らずに共同生活を行う男女、単身世帯にある男女の割合がともに増加している(姫岡 2007a,pp.13-15)。



出典：姫岡(2007)a,p.14

表 1-2 18歳以上の人々の多様な生活形態の増減(1972年と1994年の比較)



出典：姫岡(2007)a,p.15

1998年の政権交代により SPD・同盟 90/緑の党連立政権が誕生すると、ようやくそれまで遅れていた3歳未満児への保育施設の拡充が進められることとなる。また2000年には育児休暇制度が「両親時間」(Elternzeit)へと改名され、両親双方が親業の責任を引き受け合う必要があるということが強調された。このため、原則として子どもが3歳になるまでという期間は変わらないが、両親が同時または交代で育児休暇を取得することや、3年間のうち1年を3歳から8歳になるまでの間に分割取得することが可能となった。また育児休業中の週30時間以内の短時間就業が認められるなど、両親双方による仕事と育児のより良い両立のための柔軟な取得方法への改定が行われた。

この頃になると、家族政策はより幅広い有権者層に影響を及ぼし得る政策として、政権運営の重要な鍵となる存在に位置付けられるようになり、各政党は例外なく家族政策に関わる主張を綱領に盛り込むようになっていた。2002年には、3歳未満児への保育と全日制学校の拡充による仕事と家庭の両立を主張した SPD・同盟 90/緑の党が勝利を収め、第二次シュレーダー政権が発足した(齋藤 2012a,p.211)。この連立政権下では、ドイツにおける出生率と女性の就業率が低水準にある当時の状況に対する問題提起がなされ、双方の問題解決を同時に図っていくことが今後の家族政策にとっての重要な要素であると認識されるようになった。ドイツでは長い間、低出生率に悩まされながらも近年に至るまで出生促進政策には慎重な姿勢を見せおり、少子化が社会問題として取り上げられることはなかった。しかし、21世紀に入りようやく、経済や社会全体の発展との関連において人口の規模の重要性が認識されるようになり、少子化対策という観点から家族政策が論じられるようになったのである。こうした点で家族政策は新たな局面を迎えているのであり、様々な研究者によってまさに家族政策の「パラダイム転換」であると論じられている(魚住 2007 ; 齋藤 2012a ; 倉田 2014)。第二次シュレーダー政権下での具体的な施策として、特に3歳未満児に対する保育整備がほとんど未整備の状態にあった旧西ドイツ地域を中心とした保育施設の拡充や、育児休業期間における収入の減少を軽減するための所得保障制度(後にふれる「両親手当」)の提言がなされ、続く2005年の CDU/CSU と SPD の大連立政権誕生以降も、こうした出生率と女性の就業率の向上を目指した家族政策が継続されていくこととなる。

ここまで、東西ドイツ統一前から21世紀初頭までの家族と家族政策の歴史の変遷について見てきたが、家族政策の基本的理念は「家族は国家の重要な基盤として国家秩序の特別な保護の下に置かれるものである」とするものであり、そこには家族は国民の安定と繁栄の基盤となるものであり、子どもを教育し社会化することは社会の存続や経済力、社会保

障の基盤となり、いわば社会が機能するための公的な財産を生み出すものであるとの認識が根本的な考えとして存在している。その上で、家族の健全化や子どもの出産、育児への支援、母性保護、多子家庭への配慮などが政策の中心的な関心事項とされてきた。つまり、ここでの対象は子どもとかれらを扶養する親である 2 世代が中心であり、社会生活および家庭生活において家族の負担を軽減し、親と子ども 2 世代のより良い関係性の維持・強化を図っていくことに重点が置かれてきたといえる。一方、高齢者世代を含めた 2 世代あるいは 3 世代の関係性について家族政策で扱われることはそれほど多くなく、特に介護問題が顕在化する以前は、主に年金や医療の分野において単独の対象として扱われてきた。旧西ドイツにおいては 1970 年代後半になり高齢化問題が顕在化し始めるに伴い、高齢者(特に要介護者)のいる家族を支援するための施策が講じられるようになるなかで、家族と高齢者の状況や関係性についての調査や研究が進められていくこととなる。1986 年には、政府や専門家が家族政策の指針を示した『家族報告書』において初めて高齢者が中心テーマに据えられ、そのなかで政府は家族理解について、従来の親と子どもの 2 世代を中心とする家族理解から、高齢者世代を含む家族理解への転換を示している。次節では『第四家族報告書』(BMFSFJ 1986)を手がかりに、家族と高齢者の状況や関係性、政府による高齢化社会への対応について見ていくなかで、20 世紀後半の高齢化対策の意義と限界について考察する。

## 1.2 家族政策の歴史的変遷と高齢者

### 1.2.1 『第四家族報告書』にみる家族と高齢者

まず、『家族報告書』(Familienbericht)とは、1965 年 6 月の連邦議会決議が家族の状況に関する定期的な報告を政府に要請したことを受け、政府によって任命された研究者など専門家 7 名により構成される専門家委員会により、特定のテーマごとに作成されるものであり、専門家が家族の現状および家族に対する社会的支援の効果を分析し、家族政策の指針としての専門家の意見を国民に提示するものである。専門家委員会による報告書とともに政府の見解も明らかにされており、そのなかでは政府による家族理解をはじめ、家族政策の特徴や方向性が明確に示されたものとなっている。1968 年の『第一家族報告書』以降、現在『第八家族報告書』(2011)まで発刊されているが、基本的には総合的な家族状況に関する報告書と、特定のテーマに関する報告書が交互に提出される形となっており、これまで偶数番号の報告書が特定のテーマを扱ったものとなっている。『第二家族報告書』(1975)は

若者の教育に関する家族支援、『第四家族報告書』(1986)は高齢者に関する支援、『第六家族報告書』(2000)は移民の家族に関する支援、『第八家族報告書』(2011)は家族のための時間政策についてそれぞれ重点が置かれている。

#### (1)高齢化の特色

ドイツでは1970年代半ばに高齢人口比率(65歳以上の人口の総人口に占める割合)が14%以上を記録し、早くも「高齢社会」と呼ばれる時代に突入している。一方、合計特殊出生率は1960年代半ば以降急激に低下したのち、1970年代以降は1.5以下という人口置換水準をはるかに下回る低い値に留まっており、こうしたドイツの少子高齢化の波は他の欧州諸国や日本と比べても速い段階で進行してきたのである。それに伴い従来の高齢者福祉政策のなかでは対応しきれない諸問題が生じてくるなかで、1980年代半ばになり「高齢化社会」をテーマとした家族報告書が発刊された。

ドイツにおける高齢化の特色として、まず日本で言う後期高齢者数の増加が指摘されている。80歳以上の高齢者に関して、1960年の85万人から1980年には150万人まで増加しており、またその年齢別の増加率を見てみると、年齢が上がるにつれて増加率も高くなっている。そして年齢が上がるにつれて要介護のリスクも高まることから、要介護高齢者の数も増加傾向にある。1980年の要介護高齢者の数は160万人近くにのぼり、これは65歳以上人口の約11%、80歳以上人口の約28%を占めていた。そしてこれまで高齢者の介護の多くを引き受けてきたのが家族であり、その家族の持つ機能に変化していくなかで引き起こされる様々な葛藤や問題が徐々に可視化されるようになったということも、家族政策において高齢者政策が検討されるに至った背景にある。

#### (2)政府による家族理解

政府が家族政策について講じる際、家族をどのようなものとして捉えているのかということを確認する必要がある。この『第四家族報告書』では、それ以前の報告書とは異なる新しい家族理解への変化を確認することができる。一点目は、多様化する社会を背景として、家族の多様性や可変性を容認する立場がとられるようになったという点である。近代家族の黄金期を迎えていた1960年代に出された『第一家族報告書』では、婚姻に基づく夫婦と子どもから成る核家族が中心に想定されており、そこでは性別役割規範の下での家族の一体性が強調される一方、ひとり親家庭などは「不完全(欠損)家族」と命名され、両

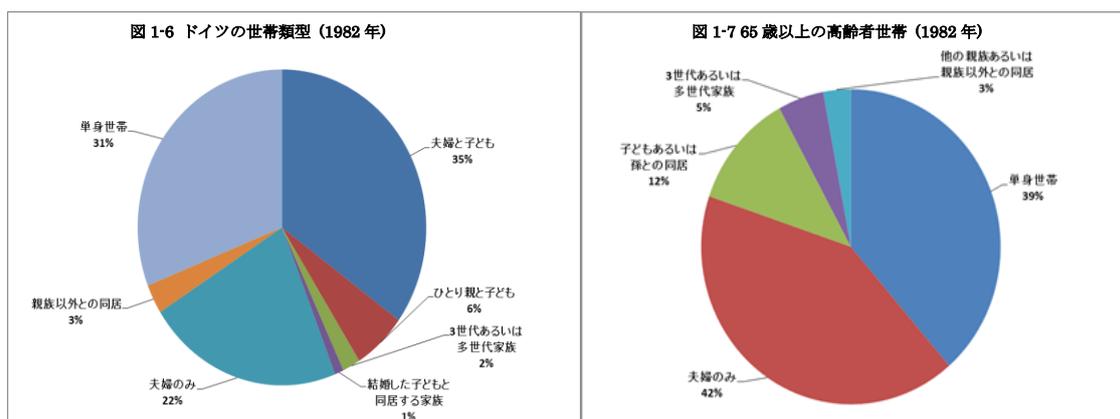
親の揃った完全家族と区別して扱われている(姫岡 2007a,p.23)。その後提出された第二・第三家族報告書(それぞれ 1975 年と 1979 年)においても政府の基本的な家族理解の立場に変化は見られず、他の欧州諸国において家族の多様化への対応が図られ始めたこの時期、ドイツでは強い家族規範からの脱却はあまり見られなかった。こうしたなか、1980 年代に入りようやく『第四家族報告書』において多様な家族像への理解が示されるようになり、特定の生活形態の理想化と差別化が否定的に捉えられるようになったのであり、ここでは完全家族と不完全家族という名称も撤廃された。こうした家族理解の転換はその後の家族の多様化や個人化を念頭に置いた制度設計の進展にとっての大きな一歩になったといえる。

二点目の家族理解の変化は、それまでの性別役割規範を基盤としてきた考えから、仕事と家庭の両立により力点が置かれるようになり、そのための政策展開が家族政策と女性政策の両方で講じられるようになったという点である。一方、男性の家事・育児への参加についてはごく部分的に論じられているにすぎず、両立は専ら女性の問題として捉えられていることから、男女双方による仕事と家庭の両立と家庭における責任の共有という面では課題が残されたものとなっている。

三点目は、家族理解を核家族に限定するのではなく、高齢者世代を含めた 3 世代あるいはそれ以上の世代から成る社会的単位として理解する必要があるとされ、より包括的な理解が示されているという点である。かつてないほど多くの異なる世代が同時代に生きるようになるなか、かつてのように多世代が一つ屋根の下で生活することは少なくなり、各世代は各々自らの生活領域を持つようになっていく。しかしそれは世代間関係の低下を意味するものではなく、世代間関係のあり方もしだいに多様化するなかで、若者世代と高齢者世代の交流は双方にとっても社会にとっても有益な効果をもたらすものであるとの認識が強調されている。その上で、これまでのこうした世代間関係やつながりに対する無関心を改め、多世代の関係性と連帯の強化、またその補足を家族政策の課題の一つとしている。

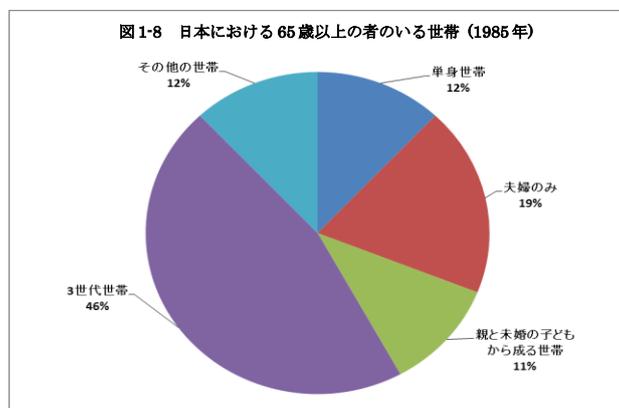
『第四家族報告書』における 1980 年代のドイツの世帯構造(図 1-6)について見てみると、「3 世代あるいはそれ以上の世代から成る多世代家族」と「結婚した子どもと同居する家族」の割合はそれぞれ 2%、1%と、多世代が同じ屋根の下で生活を共にしているケースは非常に少ない。そして、最も一般的な家族形態とされてきた「夫婦と子ども」から成る家族と並んで、「子どもを持たない夫婦のみ」や「単身世帯」の割合が同様に高い割合を占めている。

次に 65 歳以上の高齢者を対象に世帯構造を見てみると、「単身世帯」と「夫婦のみ」の世帯が合わせて 80%以上を占めている一方、「子どもあるいは孫との同居」や「3 世代あるいはそれ以上の世代から成る多世代家族」の割合は低くなっており、高齢者の多くが独立した世帯で生活していることがわかる(図 1-7)。こうした単身で生活する高齢者の割合は年齢が高まるにつれて上昇し、特に平均寿命がより長い女性の場合、65 歳から 74 歳では 48%がそうであるのに対し、75 歳以上になると 61%もの人が単身で生活している状況にある。



出典：BMFSFJ(1986)p.36、65

ここでほぼ同時期の日本における 65 歳以上の者のいる世帯構造(図 1-8)について見てみると、ドイツとは対照的に 3 世代同居の割合が半数近くにのぼり最も高くなっており、高齢者が子どもや孫と同居しているケースが多く見られる。その一方で単身や夫婦のみで生活する高齢者の割合は合わせて 30%ほどに留まっている。両国は比較的共通する伝統的な家族観を保持してきた国であるとされるが、ドイツでは「自助努力」といわれるように個人の自立性が重要と考えられてきたのであり、一方日本においては伝統的な「家規範」が根強く存在していることがわかる。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「2014 年版人口統計資料集」表 7-15 より作成

### (3)高齢者像の見直し

『第四家族報告書』では、ドイツにおける高齢者の独立した生活形態の多くは、生活水準や健康状態の改善などを背景に高齢者自身により要求されたものであるとし、こうした子どもの世帯などとの同居を望まず自立的な生活を望む高齢者が非常に多いという状況を受け、政府は今日多くの高齢者が能力を十分に維持し、日常生活において助けを必要とせずに生活することができることを確認した上で、これまで一般的に消極的な観念と結び付けられてきた高齢者像に対し、一様のステレオタイプ化は避けるべきであるとの見解を示した(BMFSFJ 1986,pp.46-48)。したがって、高齢者を「弱く依存的な存在」と一括りにするのではなく、より多様な存在として捉え直していくことの必要性が言及されている。そして、高齢期の生活を最も決定付けるのが職業生活からの引退であり、それ以降の新たな人生段階における課題を設定する必要があるとした。『第四家族報告書』では、高齢期において新たな活躍の場を広げ、生活をより豊かで刺激あるものにすると同時に、孤立に陥らないよう予防していくことが重要であるとされ、そのための具体策として、シニアのための職業教育や再教育の機会を提供すること、また高齢者の経験的資源や能力の社会的有用性を認識した上で、若者世代への知識や経験の伝授を通じた交流の機会を拡大すること、高齢者の地域での社会参加活動を促進することなどが挙げられている(BMFSFJ 1986,pp.48-52)。そして、高齢者の社会参加を促進するための活動の担い手として、民間の福祉団体や隣人扶助組織(Nachbarschaftshilfe)、ボランティア団体への高い期待が寄せられている(BMFSFJ 1986,p.50)。こうした、健康な高齢者の力を社会のなかで積極的に活かしていこうとする認識は、今日の社会の方向性や「多世代ハウス」の活動理念との間に多くの共通点を見出すことができる。

### (4)高齢者による家族(子どもや孫)への支援

援助を与える側としての自立的な高齢者像は、社会においても、そして家族との関係性においても 1970 年代までほとんど描写されることがなく、このようなテーマに関する調査も限られたものとなっている(BMFSFJ 1986,pp.59、80-81)。『第四家族報告書』では家族内の高齢者を含む世代間の相互関係の状況についても扱っており、そのなかでは高齢者による家族への貢献についても描かれている(BMFSFJ 1986,pp.83-89)。従来の家族理解は高齢者を含まない親と子どもの 2 世代を中心としてきたことから、高齢者を含む世代間の関係性の把握それ自体が比較的新しい試みであるとされており、資料上の制約があったとした

上で言及している。

1980年代の国勢抽出調査によると、親や義理の親の近くに住み、援助を受けている者の割合は全体で約40%、30歳以下では50%にのぼっていることから、普段は別々に暮らしながらも比較的親の近くに住み、日常的に様々なサポートを介して交流しているケースが多く見られた(BMFSFJ 1986,p.85)。援助の内容は必要に応じた金銭的・物質的援助や遺産相続、家事の遂行、住宅の修繕などをはじめ多岐にわたっている。また特に母親が就業している場合やひとり親家庭の場合には、祖母が孫の重要なケアの担い手となっていた。児童福祉局の統計によると、母親が就業している3歳以下の子どもの約50%、6歳以下の子どもの20%以上が祖母によるケアを受けている(BMFSFJ 1986,p.85)。特に育児施設の整備が遅れていた3歳以下の子どものケアや、緊急時や臨時の際などには祖母の手を借りるということがしばしば行われていた。

#### (5)成人した子どもによる高齢者への支援—家族介護者の負担の増大—

一方、成人した子どもから高齢者への支援に関しては、主に介護が挙げられている。1980年代における要介護高齢者の数は約210万人であり、65歳以上人口の約11%にあたる。家族報告書では、要介護高齢者の9割が家族によって介護されており、その家族介護者の7割以上が女性であると報告されている(BMFSFJ 1986,p.172)。そのため、高齢の妻(夫)が夫(妻)を介護する老老介護や、“サンドウィッチ世代”(娘や息子が親の介護に携わる一方で、自分自身も親として子育てに携わったり仕事をしていたり、多くの負担を一度に引き受けなければならない世代)の負担が増大するなかで、家族介護が限界に達していることが問題視されている。日々の長時間にわたる介護、家庭や仕事との両立、休息時間や余暇活動の制限、経済的負担など、家族介護者が置かれた状況が深刻に捉えられている。また、介護の専門性という観点からも、家族介護を補完的に支援する社会的な仕組みが必要であることが強調された。要介護高齢者の健康をめぐっては身体的、精神的サポートが同時に必要となるが、家族介護は愛情や親密性など特別な質を持つ援助を通して、より質の高い精神的サポートの提供を可能にするものとして評価される一方、ケアの専門的知識や医学的知識など専門性については欠如していることから、専門性の補填と負担の軽減の両側面からの解決が求められるとし、高齢者扶助のための社会的インフラの整備の必要性が強調されている(BMFSFJ 1986,pp.135-143)。

## (6)高齢者支援政策

### 【家族介護者の負担軽減】

家族介護者の負担を軽減するための政策として、この時期にはまだ介護保険制度が創設されていなかったため、家族が介護を引き受け、継続していく上での経済的負担の軽減策は重要であった。そこで政府は、1980年代後半から1990年代初頭にかけて在宅で介護をしている家族に対する税法上の控除と介護手当の給付、病気の場合に一時的な代替介護者を獲得する際の補助金の給付、介護期間の年金保険加入期間への算入などを行うことを取り決めた。このほか住宅政策に関連して、65歳以上の高齢者と子どもが同居する場合には、住宅手当や建設費用において優遇措置をとることなどが盛り込まれた。

### 【在宅介護の優先】

社会的インフラの整備に関しては、家族報告書において通所型ケアサービスと訪問型ケアサービス (ambulante Hilfe)、短期入所型ケアサービス (teilstationäre Leistungsangebote)、施設型ケアサービス (Stationäre Leistungsangebote) の3つの組織体系が挙げられているが、そのなかで第一に優先されるのは通所型・訪問型ケアサービスを介した在宅ケアサービスであるとされた (BMFSFJ 1986, pp.140-141)。こうした考えの根本には、「補完性原理」の原則が貫かれている (BMFSFJ 1986, p.173)。「補完性原理」とは、人間の尊厳を個人の自立に求めた上で、問題はより身近なところから解決されなければならないとの考えの下、まずは当事者によるできる限りの自助努力が求められる。そこで問題が解決されない場合には最も身近な家族に、それでも不十分な場合には地域や地方政府に、最後に連邦といった順で徐々に上位へと責任主体が移行しながら解決を図っていくというものである。

「補完性原理」は、1931年の教皇ピオ11世の社会回勅によって定式化されたものであるが、その第5節では、「個人が自らの主導と能力で成し遂げられる仕事を、社会が彼から取り上げ、自分の仕事にしてしまってはならないように、より小さな社会組織が果たすことのできる役割を上位の社会組織が取り上げてはならない」とし、また「干渉の本来の目的は社会の全ての肢体を助けることであって、個を滅ぼしたり吸収したりすることではない」と述べられている (斎藤 2011, pp.6-9)。そしてこの「補完性原理」は「連帯性原理」というものを基礎としており、両概念は相互に関連している。「連帯性原理」とは、個人と、個人が構成するそれぞれの集団が集合して形成された社会において、社会は構成員である

個人に対して責任を持ち、個々の構成員もまた社会に対して責任を持たなければならないというものである。こうした「連帯性原理」に基づき社会全体が果たすべき責務を分配する原理が「補完性原理」である(斎藤 2011,pp.4-6,9-10)。ドイツでは 19 世紀後半に国民国家をユニットとする社会保険の制度が形成されたが、これは社会的連帯の典型的な形を示すものとして、人々の生活を保障する上で大きな役割を果たしてきた。

#### 【ソーシャル・ステーションにおける福祉と医療の連携】

高齢者扶助政策においても、こうした「補完性原理」の原則の下で、まずは高齢者自身による「自助」(Selbsthilfe)や身近な家族による介護の役割が重視され、それを補完的に支援するものとして在宅ケアサービスが優先的に重視されている。ドイツにおいて、地域での在宅ケアサービスの拠点供給組織として特徴のあるものが「ソーシャル・ステーション」(Soziale Stationen)である。1980 年代には、連邦全土で 1700 ヶ所近くのソーシャル・ステーションが存在していたとされる。そこでの福祉関係の専門職と医療・保健関係の専門職の両分野の連携による在宅介護支援活動という形に関心が寄せられ、この時期民間の福祉団体を中心に、盛んに建設が進められた(BMFSFJ 1986,p.141、173)。ドイツの福祉活動をめぐってはこの民間福祉団体の果たす役割が非常に大きいため、ここで少し説明を加える。ドイツでは歴史的に、福祉サービスや福祉施設の運営の大部分が、キリスト教や自治の伝統に基づく非営利の民間福祉団体によって担われてきた。公的機関と民間福祉団体の対等な協力関係と、公的機関に対する民間福祉団体の活動の優位性は憲法により保障されている。連邦社会扶助法の第 10 条と 93 条では「自治体は民間福祉団体と協力して、その団体の独自性を十分に尊重しなければならない」(10 条 2 項)、また「もし民間福祉団体があるサービスの実施を望めば、自治体は民間団体にこれを任せなければならない」(同 4 項)、「自治体の新しい施設の建設にあたり、もし民間福祉団体が建設を希望すれば自分で行わない」(93 条 1 項)と定められている(晴見 1986,p.6)。こうした伝統的な福祉団体の中心が「福祉六団体」と呼ばれる諸団体であり、今日においても在宅介護機関の 4 割、施設介護機関の 6 割を占めているなど、介護サービス供給組織の中心的な役割を担っている(斎藤 2012,p.36)。

福祉六団体の成り立ちについても少し説明を加える。カトリック系の「カリタス連合」は、1897 年にケルンで設立され病院や精神障害者施設、青少年向け施設などを重点に福祉事業に取り組み、戦後は旧東ドイツや世界に事業を拡大してきた。プロテスタント系の「デアコニー事業団」は、1848 年に創設された「インネレ・ミッション」という福祉団体に

起源を持ち、戦後設立されたプロテスタント教会事業所と 1957 年に合併、1975 年にディアコニーとなった。このほか「労働者福祉事業団」は、第一次大戦後の庶民の困窮を救うため労働者運動のなかから 1919 年に設立された。宗教的には中立の立場を保ち、人種や国籍による差別に対抗し、社会的弱者とされる障害者や外国人労働者、高齢者な福祉に重点を置いている。また「中立福祉事業団」は 1920 年に、無宗派の福祉団体が集まって設立された「自由民間公益福祉事業所連合会」を起源を持ち、戦後に再結成された。このほか「ドイツ赤十字」は、19 世紀半ばに傷病兵士を看護する組織として結成されたのち、人種や国籍、宗派など関係なく医療機関や在宅の高齢者や障害者の各種サービスを展開するほか、移民や亡命者の保護事業や看護師、介護職員、ボランティアの養成学校や講座などを主催している。そしてドイツで生活するユダヤ人のための福祉を達成すべく、1917 年に設立された「ユダヤ人中央福祉団体」は、ナチス時代に全ての施設は没収され組織も壊滅したが、戦後に活動を再開してからは主に強制収容所の犠牲者家族の救済を積極的に行うとともに、全国のユダヤ人のための様々な福祉事業の整備を手がけている。(晴見 1986,pp.6-8 ; 斎藤 2012,pp.36-37)

高齢者のための福祉サービスを提供する組織体としては、歴史的に民間福祉団体と地方自治体はその主たるものであり、州や市は事前に地域ごとの住民のニーズを調査し、専門研究機関や研究者の協力を得て計画書をまとめ、それに基づきニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービスの質や量などについての一定の水準を定めた高齢者計画を作成してきた。そしてサービスの実施にあたっては、民間福祉団体による活動の優位性が貫かれている。後に述べるように、1995 年に介護保険制度が施行されてからは介護事業に民間企業などが多く参入し、現在では民間福祉団体と民間の営利企業、そして公立の事業所が競合する形となっている。介護保険制度の創設直前の 1993 年以降に訪問ケアサービスの展開を始めた事業者のうち、民間福祉団体と公立の事業所の占める割合はそれぞれ 11%であるのに対して、民間企業は 58%にのぼっている(斎藤 2011,p.109)。こうした動向は施設型ケアサービス部門においても同様に見られることから、介護保険は多くの民間企業の参入を呼び込み、介護サービス市場の規模を拡大させたといえる。

#### 【専門職者と非専門職者の連携】

1970 年代後半以降、特に在宅ケアサービスの充実が求められるようになるに伴い、連邦政府による要請も受けて全国的にソーシャル・ステーションの整備が進められたが、それ

とともに高齢者介護に関わる非専門職者であるボランティアの存在に大きな期待が寄せられた。かれらは現場でのサービス供給の担い手としてだけでなく、地域のなかで支援を必要としている高齢者を発見し、施設やサービス機関につなぐ役割を果たすことができるとし、家族報告書においても大きな評価と期待が寄せられ、介護・医療専門職者のボランティアとの連携の重要性が強調されている(BMFSFJ 1986,pp.142-143)。こうした背景には、着実に増加していく要介護高齢者に対する介護サービスの供給をめぐり、より多くの介護人材の確保を進めていこうとする意図がある。

このほか、西ドイツにおける福祉活動の分野で重要な役割を果たしてきたのが兵役代替役務制度(Zivildienst)である。1956年に徴兵制度が導入されたが、それに続き1961年に兵役代替役務が制度化された。これは兵役を拒否する代わりに一定期間、病院や福祉施設などで社会奉仕活動に従事するというものである。配食サービスや、高齢者や障害者の移送や同伴などをはじめ、福祉活動の分野で兵役代替役務者の存在をあてにしないことは考えられないほど重要な存在となっていた。しかし統一後の2011年7月に徴兵制度と兵役代替役務の制度が停止され(廃止とはせず、緊迫及び防衛事態に際しては復活できるよう、憲法上の規定は残されている)、停止以前は年間9万人以上いた兵役代替役務者の不在は、福祉活動の分野において重大な影響を与えることとなった。そこで兵役代替役務制度の代わりとなるものとして、政府は同じく2011年7月に「連邦ボランティア制度」を新しく設立した。これは18歳以上の義務教育を終了した者を対象とし、週20時間以上活動することが基本となっている(以下についても「自治体国際化協会」資料(2012)を参照)。ボランティア活動であるため給与はないが、「小遣い」という名の手当てがあり、活動中は社会保険料の負担も国によって保証されている。連邦ボランティア制度には自治体も参加し、自らポストを提供するほか、兵役代替役務を管理していた連邦組織や青少年ボランティアサービスの組織と協力しながら制度を運営している。しかし9万人の兵役代替役務者を補うことはできていないため、社会福祉施設などでは他のボランティア制度の利用を強化するなど、様々な方法で対策が採られているのが現状である。

#### (7)介護保険制度の検討

さらに『第四家族報告書』では、介護保険制度が施行される10年ほど前になるが、すでにその検討が行われている(BMFSFJ1986,pp.173-174)。その背景には、人口の高齢化により介護を必要とする高齢者の数が増加した一方、少子化や女性の社会進出、家族の多様化・

個人化のなかで、家族に高齢者の介護を依存することが難しくなったということ、そして高齢者の社会的状況と自治体の財政状況が問題化したことが挙げられる。当時ドイツでは、介護施設への入所費用は要介護者が全額負担しなければならず、施設への入所費用は高額になることもしばしばあることから、費用を自己負担できなくなった場合には社会扶助給付を受給することになっていた。当時、施設入所高齢者の80%以上が社会扶助の受給者となっており、こうした施設入所高齢者の多くが金銭的に苦しい状況に追い込まれてしまう実情が社会問題となっていた。また社会扶助費は自治体の負担となるため、介護援助費の増加に起因する社会扶助費の増大が自治体の財政を圧迫する状況が続いていた。このような問題を背景に、様々な政党や組織団体から多くの要求や提案が出されるなかで、保険料を財源とする介護保険システムの確立が議論の中心となり、その後も運営方式の具体策をめぐる与野党内での激しい対立の末、1995年に公的介護保険法が成立した。

介護保険制度に関するより詳細な考察については次節で行うことにするが、ここでも在宅介護優先の原則が貫かれている。介護保険制度が施行された際には、まず在宅介護から段階的に進め、在宅での介護が困難と認められる場合にのみ入所施設での給付を認めることとした。実際、介護保険施行から今日に至るまで介護保険受給者の約7割が在宅介護給付を選択しており、また現物給付(介護サービス)より現金給付(介護手当)を選択する者の割合が多くなっていることから、介護保険導入後も依然として家族が介護の主体となっている実状が伺える。

#### (8) 介護保険制度導入以前の在宅ケアサービスの問題点

##### 【介護サービスの偏りと質の低下】

介護保険制度導入以前の在宅ケアサービスでは、「補完性原理」の原則の下での公的機関に対する民間福祉団体の優位性により、民間福祉団体は提供するサービスの種類や規模などの大部分を自由に決定することができていた。そのなかで、実施が比較的容易なものや需要が多いものなどについては提供数が多くなり、民間福祉六団体による似たようなサービスの重複やサービスの質の均等化がおこる一方、高齢化のなかでの多様なニーズや特殊なニーズに対応できないケースが発生するとともに、サービスの質の低下が指摘されるようになっていた。(晴見 1986, pp.33-34 ; 齋藤 2011, pp.50-51)

### 【サービスの分配の偏り】

要介護高齢者数が増加するなかで、地域では限られた資源を多くの人々に分配することになるが、その際要介護の程度がほぼ等しい場合であっても、生活形態によって優先順位が自然と決められてしまうということが起きていた。つまり、単身で生活する高齢者に対してはより多くの見守りやサービス供給が行われる一方、家族と同居している場合などには家族による介護が自明視されており、サービスがほとんど行き届かないという状況にあった。その結果、家族は何の保障もないまま、あるいは限られた支援のなかで日々の介護に追われ、心身ともに疲れきってしまう状況が生み出されていた。(晴見 1986,p.34)

### 【社会的孤立への対応】

高齢者の社会的孤立への対応が十分に行われていなかったという点も指摘されている(晴見 1986,p.35)。家のなかでの生活が主体となり外に出る機会の少ない高齢者は、少なからず社会的に孤立してしまうリスクを孕んでいる。ケアや家事援助のために介護者が自宅を訪れることも社会的孤立のリスクを和らげる一助となるが、それだけではなく高齢者を外の環境に導くことや、高齢者自身が自分たちの悩みや必要としていることなどを発信でき、それらをふまえ高齢者を積極的に地域に迎え入れられるような社会的環境を地域全体で整えていく必要がある。このような、高齢者の悩みや相談に耳を傾け、社会参加を支援することを目的としたコミュニティーセンターを地域のなかに開設する試みなど、モデルケースとしていくつかの市で成功を収めていた事例もある。しかし全国的にこうした活動が十分に浸透していたとは言い難く、特に在宅でケアを受ける高齢者の孤立化が問題化していた。

ここまで、『第四家族報告書』の内容を中心に 20 世紀後半の高齢化対策の状況とそこでの問題点についてみてきたが、いくつかの要点をまとめた上で、20 世紀後半の高齢化対策の意義と限界について考察する。

まず、1970 年代末以降の高齢化問題の顕在化に伴う高齢化対策強化の必要性から、政府や民間組織による高齢者およびその家族の実態や生活状況に関する調査が試みられ、そこでは一方で「健康的かつ自立的高齢者」の家族領域や社会領域における貢献の確認とその意義が強調され、他方では「扶助を必要とする高齢者」の増加とその家族の介護負担の増大という、2 つの高齢者像が確認されている。

そしてこうした状況のなか、高齢化対策の中心的関心は介護問題であり、1980 年代は介

護保険制度をはじめ、特に在宅ケアサービス部門の充実や家族介護者への支援強化など、要介護高齢者をめぐる議論が活発化した時期といえる。高齢者を中心テーマにした『第四家族報告書』においても、200 ページ近くのにのぼる報告書の半数以上が扶助を必要とする高齢者についての記述となっている。自助努力を優先とする福祉体制の下、介護保険制度導入後も家族は依然として最重要ファクターの一つであり、それは一方で今日に続く少子化や家族の多様化・個人化の進行という現実との間の溝を深める要因としても作用している。

また、学校や職場など社会的環境に身を置く機会の減少を伴う高齢期において、社会的孤立に陥らないための配慮は自立的生活を維持する上での必要不可欠な要素であるが、そのための政府の対応は十分に図られず、特に高齢者世帯の多くを占める単身世帯や在宅でケアを受ける高齢者の孤立化が指摘されるようになる。また高齢者を単独の対象として扱う施設体系や福祉体制も同様に、高齢者の社会との分離を助長させたといえる。

以上のような要点を踏まえると、1980 年代に行われた介護保険制度をめぐる議論や家族介護者への配慮、社会的インフラの整備は、それまでインフォーマルな領域に押し込められ不可視化されてきた介護という領域に目を向け、社会的な解決を図っていこうとする点で、従来の介護をめぐる環境の改善にとっての大きな前進になったといえる。しかし一方で、健康状態や生活形態、家族との関係性においても多様であるはずの高齢者に関して、当時 65 歳以上の 8 割以上を占めていたケアを必要としていない高齢者を含め、かれらが社会との関わりのなかで生活し、自身の持つ要求や課題に取り組むための社会的受け皿を用意するという点については、その必要性が認識されながらも十分な議論に至っていないといえる。高齢者政策の議論が主に介護問題のなかに集約されてしまっているという点は、高齢者の社会的孤立をはじめ、その後の家族の多様化や個人化の進行のなかでますます深刻化する多くの課題を残したといえる。

20 世紀後半における高齢化対策の限界を乗り越えるための政策的対応が 21 世紀に入り進められていくこととなる。その一つの鍵が社会的な世代間連帯の構築であり、21 世紀以降新たな家族政策の下では、地域を主体に社会的な世代間関係を軸とした、絆をつなぐための活動が国家プロジェクトとして推進されている。そこでは住民の自主的な交流の下、元気な高齢者が自身の持つ知識や経験を発揮できるような取り組みや、ケアを必要とする高齢者が多世代にわたる人々がいるなかで支援を受けることを通して、高齢者が家族の有無に関わらず様々な世代の人々と関わりを持ちながら日常生活を送ることができるための多くの仕掛けが施されている。この絆をつなぐための国家プロジェクトは、家族政策の一

環でありながら血縁・家族関係のみを想定しているものではなく、人々が本来持っている潜在的な能力を引き出していくための試みであり、そのなかで作り出される市民による共同社会を地域レベルで構築していくことを目指している。こうした新しい試みの分析を進める前に、以下では高齢者問題の解決策として期待された介護保険制度の現在に至る動向や問題点などについてより詳細に見ておくことにしよう。

### 1.2.2 介護保険制度の展開と動向

ドイツでは 1995 年、社会保険方式による社会保障制度の第 5 の柱として介護保険制度が創設された。要介護を保険リスクとする独立した社会保険としては世界最初の制度である。創設から 20 年、要介護者とその家族の介護をめぐる環境は大きく改善され、国民が安心した老後生活を営む上で必要不可欠な社会保険制度として位置づけられるようになってきている。

この間にはいくつかの制度改革も行われ、そこでは制度の継続的な運営を可能にするための財政基盤の安定化や介護の質の向上、要介護者への給付の拡大、家族介護者への支援強化など、介護保険制度のより一層の充実に向けた取り組みが強化されてきた。こうした一連の改革は、地域のなかで社会福祉活動を担う諸団体や組織にも大きく影響を与えるものであり、「多世代ハウス」も例外ではなく、介護保険制度の動きとの関連のなかでプロジェクトの方向性や給付サービスは変化している。この節では、ドイツの介護保険制度の動向が「多世代ハウス」の活動にどのように影響しているのかについて考察する。それに先立ち、まずドイツにおける介護保険制度の特徴を日本の制度との相違点を踏まえて考察し、現状についても制度創設以降の動向を踏まえて考察することにする。次にドイツでの一連の改革を「多世代ハウス」の活動との関連とともに見ていくこととする。

#### ・介護保険制度の概要

ドイツの介護保険制度は介護保険法(社会法典第 11 編)により規定されている。そこでは被保険者ができるだけ自立し、自己決定に基づく生活を送れるよう支援すること(第 2 条)、在宅介護を施設介護よりも優先すること(第 3 条)、予防および医学的リハビリを優先して給付すること(第 5 条)といったことが大原則となっており、自立と自己責任、そして在宅介護を重視したものとなっている(森 2014a, pp.28-29)。ドイツにおける要介護者の定義は、「身体的、知的または精神的な疾患または障害のために、毎日の生活のなかで、日常的かつ規則的に繰り返し行われる行為について、長期的に、少なくとも 6 ヶ月以上の見込みで、著

しくまたは高度に支援を必要とする者」(第14条)とされる(森 2014a,p.29)。

介護が必要になった場合、被保険者は保険者である介護金庫に要介護認定の申請を行い、介護金庫は申請者に対して、本当に介護が必要か、あるいは必要であればどの段階の介護給付が受けられるのかについての審査を行う。その際、MDK(医療保険メディカルサービス)と呼ばれる、医療・介護関連の審査やそこでの問題に関する助言などの役割を担う第三者機関に実際の鑑定が依頼される。要介護認定では、要介護者の定義にある「日常のかつ規則的に繰り返し行われる行為」について身体的介護、栄養摂取、移動、家事援助の4つの分野に定義し、そのそれぞれについて細かく定められた行為のなかで支援が必要なものの範囲と、それらに必要な支援の頻度・時間に応じて要介護度が決定される(表 1-3)。MDKは介護金庫から要請を受けて平均30日以内に要介護認定に関する鑑定結果を申請者に通知することになっている。介護サービスの供給は、非営利の民間福祉団体や自治体により創設されたソーシャルステーションと民間の介護サービス事業所によって行われている。在宅・施設介護サービスともにその多くが民間福祉団体によるものであり、介護サービス供給組織の中心を担っている。(斎藤 2012,pp.25-32 ; 森 2014a,pp.28-29)

表 1-3 要介護認定の基準

要介護度	認定に必要な介護の種類	認定に必要な介護時間
要介護1 (かなりの要介護者)	身体介護、栄養補給、移動の3分野について、1分野あるいは複数の分野で、最低2つの動作について、最低毎日1回の援助を必要とする▽週に数回の家事援助を必要とする。	1日最低1.5時間。 うち基本介護が45分以上。
要介護度2 (重度の要介護者)	身体介護、栄養補給、移動の3分野について、様々な時間帯に最低1日3回の援助を必要とする▽週に数回の家事援助を必要とする。	1日最低3時間。 うち基本介護が最低2時間。
要介護度3 (最重度の要介護者)	身体介護、栄養補給、移動の3分野について、夜間も含め24時間体制の援助を必要とする▽週に数回の家事援助を必要とする。	1日最低5時間。 うち基本介護が最低4時間。

出典：斎藤(2012)p.28

・日本の介護保険制度との相違点

日本では2000年に介護保険制度が創設された際、その創設にあたりドイツの制度が参考にされたことから、しばしば両国の類似性が指摘されるが、実際の制度内容には両国で大きな違いがある。日本との相違点を踏まえ、ドイツの介護保険制度の主な特徴について5点ほど整理する(主に斎藤 2012 ; 森 2014a ; 斎藤 2011・2013 ; 土田 2008 ; 和田 2007 ; 増

田 2009 を参照)。

(1)給付財源は全額保険料により賄われている

日本では給付財源の半分を公費負担しているのに対して、ドイツの介護保険制度では公費負担がなく、運営費は全て保険料によって賄われている。保険料は全国一律に設定され、創設当初は 1.7%であったがその後の改革により現在は 2.05%(子どもを持たない 23 歳以上 65 歳未満は 2.3%)まで引き上げられている。

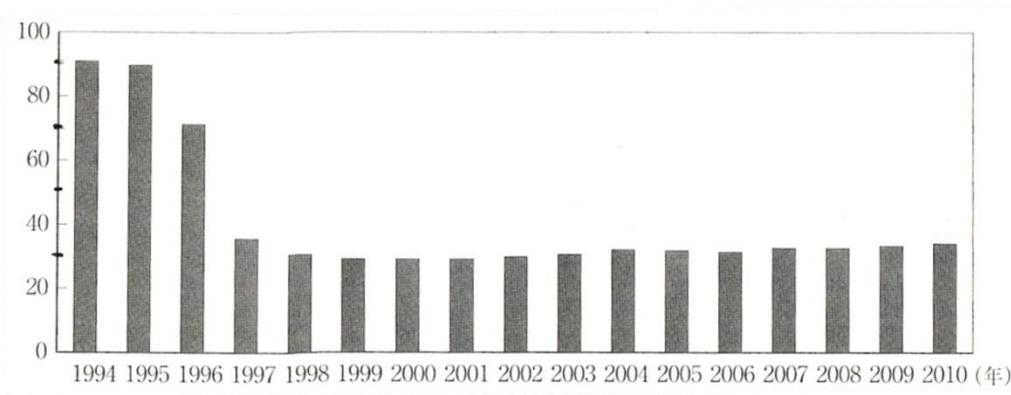
(2)全ての国民が制度対象者

ドイツでは日本のように被保険者の対象が 40 歳以上と制限されることはなく、全ての年齢の者(障害者と障害児などを含む)に介護保険の給付受給権が認められている。

(3)介護保険は部分保険

介護保険制度の創設にあたり、その背景として高齢者の社会扶助受給の増加とそれによる自治体の財政状況の悪化という問題が存在したことをすでに述べてきた。高齢者の社会扶助への依存を軽減するために必要な限度で介護保険制度からの給付を投入することが創設当初の制度設計にあるため、介護費用の全てをカバーするものではなく、約 6 割程度のカバー率であるとされることから「部分保険(Teilversicherung)」といわれている。保険給付以外の部分は自己負担であり、主に年金と貯金から支払うこととなるが、賄いきれない場合には社会扶助のなかの介護扶助の対象となる。在宅より介護費用の高い施設介護の場合はより問題が深刻化しているといえる。図 1-9 で示されているように、確かに介護扶助総額は 1994 年を境にその後激減し、2010 年には 1994 年の約 38%に抑えられている。しかし、同時期において介護保険の施設給付を受けている者の約 35%が介護扶助の受給者であり、およそ 24 万人も存在していることから、社会扶助への依存の問題は根本的な解決に至っておらず、両者はいまだ切り離せない関係にあるといえるだろう。

図 1-9 介護扶助総額の経年変化(単位：億ユーロ)



出典：斎藤(2012)p.50

また、費用面だけではなく給付の適応範囲も狭く設定されていることから、部分保険とすることができる。ドイツでは要介護度が基本的に 1~3 の 3 段階であり(要介護度 1 が最も軽度)、日本の要介護度 4 がドイツの要介護度 1 に相当する程度とされることから、より重度の要介護者に給付が限定されている。そのため、実際日常的に援助を必要としている者であっても、制度上「介護は必要ではない」と見なされ、制度からこぼれ落ちてしまっている高齢者が多く存在している。そうした場合、いまだ家族介護が主体であるドイツでは、いかなる支援もないなかで在宅での自身のパートナーや親の介護を一手に引き受けているケースも多く、こうした家族が抱える孤独な介護生活とその負担の増大は深刻な問題といえる。

#### (4)在宅介護における現物給付と現金給付の選択制

ドイツでは在宅介護において、現物給付(サービス給付)だけではなく現金給付(介護手当)も存在し、要介護者はそれらを単独または組み合わせて選択することができる。介護手当は介護等級に応じて要介護者に支給されるが、多くの場合、介護に携わる家族など(ボランティアも含む)に支給されることが一般的となっている。家族介護の果たす役割が大きい現状を背景に、家族による介護を社会的に評価し、積極的に支援することを目的に、当然のこととして利用者による現物給付と現金給付の選択が用意されたドイツは、家族(特に女性)による介護の固定化や介護の質の確保への懸念などを理由に現金給付の採用を見送り、介護の社会化という側面を先行させた日本とは対照的である。自宅で家族による介護を受ける多くの要介護者にとって、介護手当は有効な選択肢の一つとなっている。

要介護者が介護手当を申請した場合、家族などが行う介護の質をいかにして確保してい

くかということは、ドイツにおいても同様の課題である。こうした質の確保対策として、ドイツでは要介護認定の際の MDK による指導と、その後の定期的な点検によって対応が図られている。要介護度 1 あるいは 2 の場合には半年に一度、要介護度 3 では四半期に一度、介護サービス事業所などの介護専門職が訪問し、家族などによる介護の質を点検し、必要に応じた助言を行うことが義務付けられている。適切な介護が行われていないと判断した場合には、現金給付の停止や現物給付への移行が勧告される仕組みとなっている。

#### (5) 家族介護者への配慮

家族介護者の存在を強く意識した制度設計となっていることから、制度内には家族介護者への支援を目的とした様々な施策が盛り込まれている点もドイツの介護保険制度の大きな特徴の一つである。介護者に対する介護期間中の社会保険制度の適用や介護休暇制度の取得権利などをはじめ、家族による介護を労働と見なし保障する仕組みを整えている。具体的には、職業的にではなく要介護者を在宅で週 14 時間以上介護する介護者を対象に、年金保険・疾病保険・介護保険・失業保険・労災保険といった社会保険の適用が認められている。

また、介護者が病気などの理由で介護ができなくなった場合や、介護者が介護から解放され心身の疲れを取るための休暇を取得する場合、代替介護者の介護費用が支払われる「代替介護制度」がある。代替介護の期間は 1 年間で 4 週間以内となっており、代替介護者が親族と他人で給付が異なる。親族の場合には要介護度 1 で 235 ユーロ、要介護度 2 で 440 ユーロ、要介護度 3 で 700 ユーロが給付され、他人の場合には要介護度に関係なく一律 1550 ユーロが給付される(齋藤 3013, pp.22-23)。2012 年の制度改革では、代替介護を利用している期間中でも現金給付の半額が給付されることとなった。介護者の「心身の疲労回復のための休暇」が必要な権利として法律で認められている点は、介護を仕事として捉え、介護者の負担軽減と心身の健康に寄り添う考え方が現れたものとなっている。

このほか、就業している介護者の仕事と介護の両立をサポートするための制度として、「介護休暇制度」と「家族介護期間制度」がある(齋藤 2013, pp.24-25)。「介護休暇制度」は 2008 年の制度改革時に制定されたものであり、突然家族が介護を必要とする事態に対応するため、10 日以内の短期休暇が全ての事務所の労働者に適用されるようになったほか、従業員 15 人以上が勤務する事務所であれば、6 ヶ月以内の介護休暇を取得することができるようになった。介護休暇中は無給となるが、社会保険は継続して加入している扱いとなる。そしてこの制度とは別に、介護休暇中の所得保障を行うことを盛り込んだものが、2012 年

に制定された「家族介護期間制度」である。企業が認めれば、労働者は家族の要介護者を介護するために最長で2年間、労働時間を最大50%短縮することができるとともに、家族介護期間中は従前の総所得の75%を受け取ることができる制度となっている。ただし、家族介護期間終了後に労働時間を100%に戻しても、介護期間中に企業に積み立てられた労働者の負債分が返済されるまでは、給与は75%のまま据え置かれる。つまり、企業側は家族介護期間中の労働者に、家族介護期間終了後の労働の対価として支払うであろう報酬を前払いするものであり、企業は前払いのための資金として無利子の家族介護期間ローンを復興金融金庫から受けることができるため、同制度導入による企業負担はない(齋藤2013,pp.24-25、齋藤2012,p.165)。

この他のものとして、家族やボランティアによる介護の質の向上を図ることを目的として、介護技術を学ぶための介護講習会が提供されており、希望者は無料で受講することができる。介護講習会の受講料は全額介護金庫から支払われる。

・介護保険制度の現状

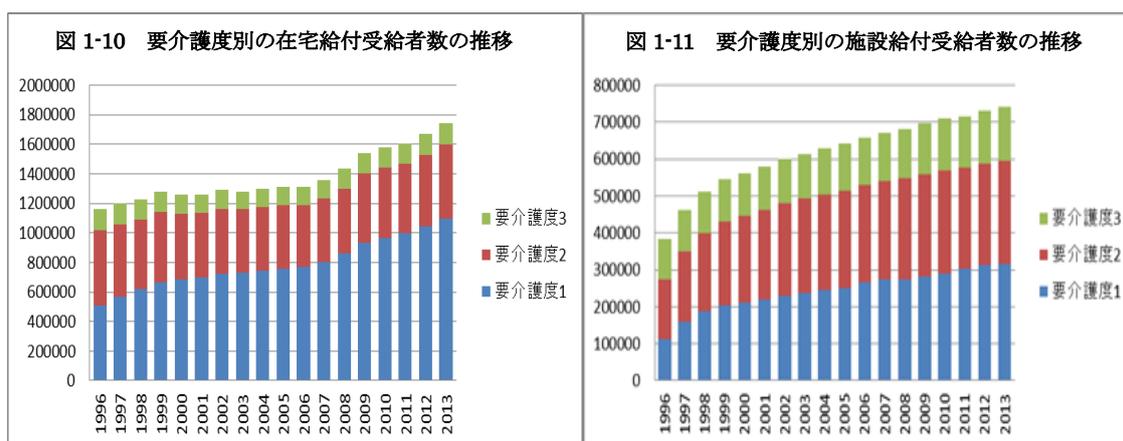
現在ドイツの高齢化率は21.14%であり、日本に次いで世界で最も高齢化が進行している。平均寿命は男性が77.7歳、女性が82.7歳である(BMG2013)。要介護高齢者の数は263万人にのぼる(BMFSFJ2014)。介護保険の受給者数の推移(表1-4)を見ると、介護保険制度創設以降、一貫して在宅介護分野が約7割、施設介護分野が約3割という比率が維持されていることから、「在宅介護の優先」の原則が具現化されたものとなっている。

表1-4 介護保険の受給者数の推移(単位：千人)

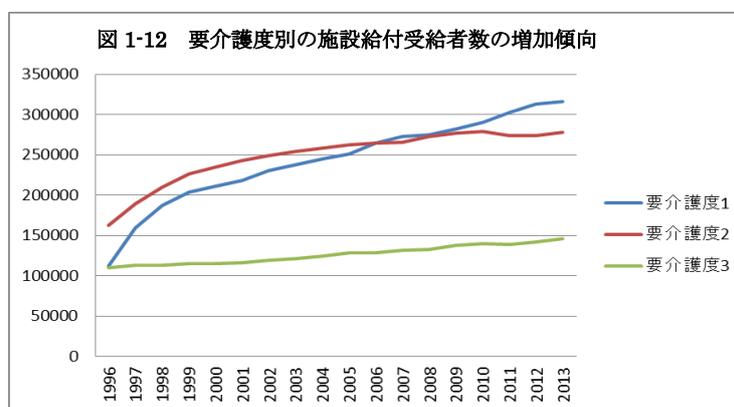
	在宅介護	施設介護
1996	1,162(75%)	385(25%)
1998	1,227(71%)	511(29%)
2000	1,261(70%)	561(30%)
2002	1,289(68%)	600(32%)
2004	1,297(67%)	629(33%)
2006	1,310(67%)	659(33%)
2008	1,433(68%)	681(32%)
2010	1,578(69%)	710(31%)
2012	1,667(70%)	730(30%)
2013	1,739(70%)	740(30%)

出典：BMG(2014)aより作成

しかしその給付内容の推移からは、いくつかの傾向を読み取ることができる。まず要介護度別の在宅および施設給付受給者数の推移(図 1-10、図 1-11)を見てみると、要介護度が上がるにつれて施設給付を受給する傾向にあるが、それとともに創設当初は少なかった要介護度 1 の施設給付が急速に増加しており、全ての介護等級のなかで最も増加率が高くなっている。本来入所の必要がないと考えられる要介護者 1 の人々の施設入所の傾向が高まっている(図 1-12)。



出典：BMG(2014)a より作成



出典：BMG(2014)a より作成

次に、在宅給付における種類別受給者数の推移(表 1-5)を見てみると、介護保険制度創設当初には在宅給付受給者の 60%以上が現金給付のみを選択していることがわかる。現金給付の給付限度額は現物給付より低い水準に設定されていることから、こうした現金給付を選択する者が多かったことが創設当初の財政黒字をもたらし、その後の安定的な財政運営を維持することに貢献した。現在に至るまで、現金給付のみを選択する者の割合が最も高

くなっていることは確かであるが、その割合は年々低下傾向にあり、2013年には44.3%にまで低下している。一方で現金給付と現物給付の組み合わせやデイケア・ナイトケア、ショートステイなどの給付割合が徐々に増加していることがわかる。こうした現状からは、ドイツでは現金給付と現物給付、またそれらの組み合わせなど、要介護者本人の自由な選択に委ねる制度設計を行ったが、実際の要介護者の状況や家族介護者の介護力、介護負担の状況の変化のなかで、本人とその家族による選択の結果として、在宅介護から施設介護、また在宅介護においては現金給付から現物給付への傾向が見られる。そしてこのことは介護保険財政から見ると、より高い給付への傾向を意味しており、現物給付志向のなかで如何に財源を安定的に確保していくか、そして求められる介護サービスを提供するための社会的インフラの整備を早急に推進していくことが課題となっている。

表 1-5 在宅給付の種類別受給者数の推移

年	現金給付	現物給付	組み合わせ (現金と現物)	デイケア ナイトケア	ショート ステイ	介護施設	障害者の 介護施設
1996	943,877 (60.4%)	105,879 (6.8%)	135,305 (8.7%)	3,639 (0.2%)	5,731 (0.4%)	355,142 (22.7%)	5,711 (0.4%)
2000	954,684 (50.7%)	159,693 (8.5%)	193,018 (10.3%)	10,287 (0.5%)	7,696 (0.4%)	494,793 (26.3%)	55,641 (3.0%)
2004	959,580 (48.4%)	169,357 (8.5%)	203,544 (10.3%)	15,045 (0.8%)	9,989 (0.5%)	548,647 (27.7%)	65,052 (3.3%)
2008	1,009,122 (46.4%)	182,191 (8.4%)	244,425 (11.2%)	20,166 (0.9%)	15,202 (0.7%)	600,389 (27.6%)	73,974 (3.4%)
2009	1,034,561 (45.5%)	179,795 (7.9%)	284,670 (12.5%)	28,895 (1.3%)	16,542 (0.7%)	613,746 (27.0%)	79,457 (3.5%)
2012	1,075,835 (43.9%)	129,489 (5.3%)	380,186 (15.5%)	47,730 (1.9%)	18,427 (0.8%)	642,334 (26.2%)	81,172 (3.3%)
2013	1,148,866 (44.3%)	132,683 (5.1%)	403,432 (15.6%)	57,201 (2.2%)	19,749 (0.8%)	654,011 (25.2%)	82,347 (3.2%)

出典：森(2014)a, p.31 および BMG(2014)b より作成

財政収支の推移(表 1-6)について見てみると、介護保険制度創設以降 1990 年代の間は収入が支出を上回り、黒字基調が続いていた。その背景には、創設当初の現金給付の選択割合の高さにくわえて、創設当初に給付に先立ち保険料徴収を先行させて 3 ヶ月分の保険料収入を支払準備金として蓄積できたことが挙げられる(土田 2008, p.137)。しかし 1999 年を境に赤字へと転落し、その後も毎年徐々にその額が拡大していた。これを受け政府は 2005 年 1 月の法改正により、まず子どもを持たない被保険者のみを対象に、保険料を従来の 1.7% から 1.95%へと 0.25%引き上げることで対策をとった。「子どものある家庭とない家庭の保

保険料が同じというのは法の下での平等に反する」との判断によるものであり、該当者のうち 65 歳以上、23 歳以下の者は除かれ、養子などがある場合には考慮された(斎藤 2012,p.97)。この一部の引き上げにより 2005 年には赤字が半分以下に縮小され、2006 年にはいったん黒字に転じたが、こうした小規模な改革では赤字拡大の勢いに追い付けず、2007 年には再び赤字に転落してしまう。このような状況から、2008 年の制度改革において全ての被保険者の保険料が 0.25%引き上げられることとなり、それ以降は現在に至るまで黒字基調で推移している。つづく 2012 年の制度改革においても再び保険料の 0.1%引き上げが行われたが、これは特に認知症患者に対する支援強化に向けた財源確保を目的としたものであり、保険料の引き上げ分は主に認知症対策に使われることとなっている(斎藤 2012,pp.163-164)。

表 1-6 財政収支の推移(単位：10 億ユーロ)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
収入	8.41	12.04	15.94	16.00	16.32	16.54	16.81	16.98	16.86	16.87
支出	4.97	10.86	15.14	15.88	16.35	16.67	16.87	17.36	17.56	17.69
収入－支出	3.44	1.18	0.80	0.12	-0.03	-0.13	-0.06	-0.38	-0.70	-0.82
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	
収入	17.49	18.49	18.02	19.77	21.31	21.78	22.24	23.04	24.96	
支出	17.86	18.03	18.34	19.14	20.33	21.45	21.92	22.94	24.33	
収入－支出	-0.36	0.45	-0.32	0.63	0.99	0.34	0.31	0.10	0.63	

出典：BMG(2014)c より作成

#### ・介護保険制度改革の動向と「多世代ハウス」プロジェクトとの関連性

ドイツではこれまで大きく 3 段階による介護保険制度の改革が行われてきた(斎藤 2012, p.82)。1999 年以降の介護保険財政の赤字への転落や、在宅介護優先の原則に逆行する施設介護への緩やかな増加傾向、また介護現場でのずさんな管理体制や虐待行為など様々な問題が介護スキャンダルとして改革前の 1990 年代後半から指摘されるようになっていた。このほか、要介護度の評価基準が身体的な介護に対応した設計となっていることから、認知症患者に対する適切な要介護度の評価が行われ得ないのではないかという点が要介護認定の最大の問題点として指摘されていた(森 2014a,p.32)。第一段階の改革は、主に 2002 年から 2005 年のシュレーダー率いる SPD・同盟 90/緑の党の政権において 2002 年と 2004 年に行われたものであり、これらの改革は比較的小規模なものに留まった。第二段階の改革は、2005 年から 2009 年のメルケル率いる CDU/CSU と SPD の大連立政権において 2008 年に行われたものであり、ここで介護保険制度成立以来最初の大規模な改革が行われた。

その後再びメルケル率いる 2009 年から 2013 年の CDU/CSU と FDP の連立政権下の 2012 年には、来るべきさらなる大改革(要介護概念の見直し)に向けた準備段階としての第三段階の改革が行われた。表 1-7 は主要な介護保険制度改革の推移をまとめたものとなっている。

表 1-7 主要な介護保険制度改革の推移

<p>第一次改革 (2002,2004年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものいない被保険者の保険料の引き上げ(1.7%から1.95%へ)</li> <li>・質の監査強化(MDKによる抜き打ち監査の実施)</li> <li>・認知症患者に対する追加給付の導入(年460ユーロ分の介護サービスを追加給付)</li> </ul>
<p>第二次改革 (2008年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の引き上げ(1.7%から1.95%へ、子がいない被保険者は2.2%へ)</li> <li>・給付の段階的な引き上げ(在宅、通所介護の強化、認知症対策の充実を目的とする)</li> <li>・認知症患者に対する追加給付の積み増し(月額100ユーロまたは200ユーロの引き上げ。また、要介護と認定されなかった者(「要介護度0」)にも追加給付が認められる。)</li> <li>・質の監査強化(MDKによる年1回以上の抜き打ち監査の実施、結果の情報公開)</li> <li>・「介護支援拠点」(Pflegestützpunkt)と「介護相談」(Pflegeberatung)の設置(日本の地域包括支援センターとケアマネジメントを参考)</li> <li>・「介護休暇制度」の導入と「代替介護制度」の容認条件の緩和</li> </ul>
<p>第三次改革 (2012年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の再引き上げと民間保険加入に対する助成(保険料の0.1%引き上げ。補完的に民間介護保険に加入する場合の助成：月額10ユーロ以上の保険料を支払う場合、月額5ユーロの助成)</li> <li>・在宅の認知症患者に対する追加給付の積み増し(要介護度0を対象に、新たに要介護度1の半額相当の追加給付)</li> <li>・「家族介護期間制度」の導入と代替介護期間中の介護手当の支給(通常半額)</li> </ul>

出典：斎藤(2012)p.83 を基に作成

一方「多世代ハウス」では、2006 年からのモデルプロジェクトの開始当初から高齢者をはじめ幅広い世代に向けたサービスを展開してきたが、2008 年以降には特に要介護高齢者と認知症高齢者およびその家族のためのサービスへの需要が高まっており、2008 年から 2009 年の一年間でこの分野のサービス数は倍増している(BFSFJ 2011a,p.10)。その後 2012 年からの第二期プロジェクトでは「高齢者とケア」を特に重視する活動分野の一つに位置付け、そのなかでも認知症高齢者とその家族のための支援に力が入れている。連邦家族省は第二期プロジェクトを遂行するにあたり、報告書において「今日の認知症患者の増加に対する対応は特に重要な課題の一つであり、当事者だけではなくその家族も同様に特別な支援を必要としている。『多世代ハウス』は認知症患者のための支援サービスおよび家族のための相談・情報の提供を持続的に行い、そして強化・拡大していく」と明記している(BFSFJ 2011b,pp.6-7)。現在では 96%とほぼ全ての多世代ハウスが「高齢者とケア」の

分野の活動を推進している。そして「多世代ハウス」で介護を受けている高齢者はおよそ 160 万人に達しているのであり、これは全ての介護を必要とする高齢者の約 7 割を占めるものである(mehrgenerationenhaeuser 2014a)。

このような「多世代ハウス」を利用する要介護高齢者の増加の背景には、介護保険制度の改革に伴う認知症患者に対する支援強化の流れと、施設介護よりも在宅介護を優先するための支援強化の流れが関係している。介護保険制度では認知症への対応策が三段階全ての改革において実行されている。要介護認定において認知症患者に対する要介護度が適切に評価されず、介護サービスの提供が十分に行われなるとの批判が強まるなか、政府はこのような介護保険制度の限界を認めた上で、まず 2002 年に、要介護と認定された認知症患者に対して、従来の介護保険給付とは別に年 460 ユーロ分の介護サービスを追加給付することを決定した。これにより、デイケアサービス、ナイトケアサービス、ショートステイ、その他の認知症のための介護を提供するソーシャルステーションのサービスを利用することが可能となった。その際、介護専門職ではない非専門職の者(研修が義務付けられている)による介護も給付対象として認められることとなった。こうしたボランティアなどにより提供されるサービスは低コストであるため、専門職によるサービスよりも利用回数や利用日数を増やすことができる。この追加給付と非専門介護者の容認により、在宅で認知症患者を介護する者の負担軽減と、不足する介護専門職の補完的役割の強化が期待された。(斎藤 2012,pp.93-94 ; 小柳 2013,pp.2-3)

つづく 2008 年の改革時には、認知症患者に対する追加給付が従来の年間 460 ユーロから、2008 年以降は月額 100 ユーロ、あるいはより重度の場合には 200 ユーロが上乘せされることとなり、最大で年間 2400 ユーロと 5 倍以上の大幅な引き上げが実現された。さらに、これまで要介護と認定されなかった「要介護度 0」の者に対しても認知症追加給付の受給資格が認められるようになった。この改革直後の調査では、在宅で 13%、施設で 20%もの人が審査の結果追加給付を認められている(斎藤 2012,p.108)。このことは、それまで認知症となっていながら要介護と認定されず、支援を受けられずにいた人々が多く存在していたことを示している。現在ドイツでは要介護認定をめぐる抜本的な見直しが検討されているが、そうした背景には従来の介護保険制度では対応しきれず制度からこぼれ落ちてしまう人々の存在をめぐる問題が浮き彫りになったことが挙げられる。こうした問題はドイツの介護保険制度の特徴の一つである「部分保険」としての給付範囲の限定性とも関係しているのであり、認知症に限らない介護の必要性を有する高齢者のうち、制度の適応範囲と認めら

れる高齢者が限定されてしまっている状況は、高齢化の進行に伴うケアを必要とする高齢者の増加や家族の多様化に伴う家族機能の変化のなかでより一層制度の限界を際立たせている。こうした制度の持つ限界を克服するものとして、「多世代ハウス」は介護に関するサービス供給や相談・情報拠点など多様な機能を結集させ、家族介護と専門的介護双方をその中間的立場から補完的に支援し、より多くの高齢者とその家族に介護に関わるサービスへのアクセスを容易にすることを支援している。

つづく 2012 年の改革においても、要介護度 0 の在宅の認知症患者に対してさらに要介護度 1 の基本給付の 2 分の 1 相当の給付(月額 120 ユーロの介護手当または 225 ユーロの介護サービス)が従来の追加給付に加えて新たに給付されることとなった。こうした給付の改善は、要介護度 1 および 2 の認知症患者に対しても行われ、介護手当の場合、要介護度 1 では月額 305 ユーロ(通常の給付よりもプラス 70 ユーロ)、要介護度 2 では 525 ユーロ(プラス 85 ユーロ)、介護サービスの場合には要介護度 1 では 665 ユーロ(プラス 215 ユーロ)、要介護度 2 では 1250 ユーロ(プラス 150 ユーロ)に引き上げられ、これに追加給付の 100 あるいは 200 ユーロが加算されることになった(小柳 2013,p.3)。

このような一連の改革により、従来は要介護と認められていなかった認知症患者も含め、多くの人々に介護サービスへのアクセスの道が開拓、あるいは拡大されるようになった。「多世代ハウス」では特に 2008 年以降、こうした認知症患者を支援する一つの受け皿として、デイケアサービス、ナイトケアサービス、ショートステイをはじめとする多くの介護サービス事業を展開している。それと同時に、家族介護者に対しても相談・情報の提供、また同じような境遇にある家族同士が集まり悩みや疑問などを共有できるための集いの場を設置するなど、家族への支援にも力が注がれている。このように、「多世代ハウス」は地域の需要に応じた支援体制を開拓するなかで、今後ますます求められることになるであろう介護サービスを提供するための有用な社会的資源の一つとして機能している。そして、「多世代ハウス」では介護サービスの実行に多くのボランティアが携わっているが、非専門介護者に対する研修の機会や資格取得のためのサービスも数多く提供しているのであり、その数は 2013 年の段階で 125 にのぼっている(mehrgenerationenhaeuser 2014a)。認知症患者にとっては低コストでより多くのサービス利用を可能にし、非専門職のボランティアにとっては職業復帰への道を見つけることも可能となる。

そして「多世代ハウス」の活動における要介護高齢者支援の重視のもう一つの背景には、現在介護保険制度において一貫して施設ではなく在宅での介護を優先するための在宅介護

支援に力が入れているという点が挙げられる。在宅介護優先の原則に逆行して施設介護が増加していくことで、在宅での現金給付に比べて給付額がより高くなることから、介護保険財政を圧迫することにつながってしまう。さらに、施設における長期入所者のうち入所費用を負担できず社会扶助によって救済される者が現在でも多く存在するため、施設入所者の増加はこうした社会扶助受給者のさらなる増加につながりかねないといった、介護保険制度を存続させるための財政的な問題が実情として存在している。

2008年の改革では、全ての被保険者を対象とした保険料の引き上げにより、財源確保の見通しがついたことから、従来の給付の見直しが実施され、段階的な給付の引き上げが行われた。ここで引き上げ率を比較してみると、在宅での現金給付、現物給付、通所介護はともに要介護度1～3まで段階的な引き上げがなされている一方、施設介護は要介護度3のみが引き上げ対象となっていることから、当初の制度の目的通り、在宅介護への誘導が意図されていることが読み取れる(森 2014a, pp.32,37 ; 斎藤 2012, p.103)。さらに、在宅介護における通所介護の利用可能な限度額が実質的に引き上げられたことから、通所介護を強化しようとする姿勢が見られる。こうした改革は、政府による在宅重視の考えと同時に、家族の介護力や介護意識の低下と介護負担の増大といった現状のなかで通所介護の利用が徐々に望まれるようになり、それは家族介護者の負担軽減にとっても重要な役割を果たすものであるとして、通所介護を評価した結果でもあるといえる。

そして、家族の介護力の低下の一方でいまなお在宅での介護の多くを家族が担っているという現状を考慮し、こうした家族介護者に対する支援も強化されている。2008年には就業する家族介護者の負担軽減を目的に「介護休暇制度」が導入されたほか、「代替介護制度」を受ける際の容認条件も緩和された。従来は、最低1年間自宅で介護していることが代替介護を受ける条件となっていたが、これが半年に短縮された。つづく2012年の改革では介護休暇中の所得保障を行うことを盛り込んだ「家族介護期間制度」が導入されたほか、家族が「代替介護制度」を利用する際、代替介護期間中であっても介護手当の半額が支給されることとなり、2008年改革に続くさらなる改善が行われた。

さらに2008年の改革時には、介護保険のサービスと医療保険の訪問看護・リハビリテーションなど、地域の福祉サービスに関する公的な相談機関として「介護支援拠点」(Pflegestützpunkt)が介護金庫・疾病金庫・自治体・社会扶助運営機関によって共同で設置された。その特徴は、住民約2万人あたり1ヶ所を目標に設置され、地域における様々な社会的資源の情報を集約し、相談に来た利用者に対して中立的な立場でそれらを提供する

というものであり、介護に関する相談や助言サービスを 1 ヶ所で行うことにより在宅介護支援を強化しようとする狙いがある。これは日本の地域包括支援センターを参考に設置されたものとなっている。さらに日本のケアマネジメントに類似する「介護相談」(Pflegerberatung)も導入され、介護支援拠点に常駐する介護相談員が予防やリハビリも含め、個々人に合った介護プランを作成・実行するなど、介護や医療に関する個別かつ包括的な支援が可能となり、在宅ケア支援の強化につながっている。介護職員は一定の研修を修了したものであり、相談員 1 人につき約 100 人の利用者を担当することが目安とされている。(斎藤 2012,pp.118-119 ; 森 2014a,pp.32-33,36)

こうした相談援助機能は従来から民間福祉団体が担ってきたが、そこではサービス利用に関する情報提供に偏りが生まれやすいというデメリットもあるため、より多彩な社会的資源に関する情報を偏りなく発信できるという点で、利用者にとってはより自分に合ったサービスにアクセスすることを可能にする。また、高齢者だけではなく、子どもから障害者まで全ての在宅ケアを必要としている人々を対象としているため、地域の総合的相談窓口として機能しているという点は非常に大きな意義を持っている(荒牧 2011,p.53)。「多世代ハウス」にとっても、介護サービスの仲介や家族介護者に対する情報、助言・アドバイスの提供を行う際、「介護支援拠点」と「介護相談」の協力は現在重要な役割を果たしている。「多世代ハウス」の一つの特徴は、介護サービスの提供だけではなく介護に関する情報の提供や相談拠点としても機能している点であり、さらには高齢者のみならず家族や障害者についても同様の相談拠点を兼ね備えているなど、一つの拠点において多様な地域資源が交差する場となっているのである。

さらに介護保険制度との関連において、「多世代ハウス」が地域における有用な社会的資源となり得る理由は、現在進められている、新たな要介護概念の構築を柱とする介護保険制度の大規模な改革にある。これは、特に認知症患者に対する要介護認定の不備をめぐる問題を背景としたものである。これまでの改革では認知症追加給付の導入とその改善によってこうした問題への対応策を遂行してきたが、それだけでは根本的な解決にはならないとし、要介護認定そのものを見直すことが必要であり、そのための新たな要介護概念と鑑定方法を創出することを目的に進められている取り組みである。こうした要介護概念の見直しの必要性は、2005 年から 2009 年まで続いた CDU と SPD の大連立政権の下ですでに提言が行われていたものである。これに基づき連邦保健省は 2006 年に「要介護概念を再検討するための諮問委員会」を設置し、それ以後第一次、第二次改革の枠組みを超えて取り

組みを進めている(斎藤 2012,pp.125-126)。従来の要介護概念は、特定の日常の動作に関して支援を必要とする場合を介護と捉え、その身体的介護にかかる時間が尺度となっていた。新たな要介護概念では、要介護者の自立の度合いを尺度とし、「何かをできるか、できないか」(動作の遂行)の範ちゅうを超えて、例えばコミュニケーションや社会参加の状況なども要介護概念を構築する要素のなかに含めることが大原則とされた。そうすることで要介護者の生活状態を総体的に理解し、必要やニーズに応じた包括的な支援を行っていくことが重要とされたのである。そのため、介護の必要度をはかる構成要素として、「社会との接触」や「家の外での活動」といったものが付け加えられ、そのなかでは具体的に「他者と直接触れ合う」、「文化、宗教、スポーツなどの催しに参加する」、「他者とその他の社会活動に参加する」などの項目が挙げられ、項目ごとの点数の合計から介護の必要度が算出される(斎藤 2012,pp.130-137)。したがって、日常生活において社会的なつながりが阻害されていると判断された場合には、それを補完できるようなケアプランを作成し、積極的に支援していく方向性が打ち出されている。「多世代ハウス」はまさに年齢や属性に関係なく、ケアを必要とする人々にとっての他者との交流や社会参加を促すことを目的とした施設でもあることから、連邦保健省と連邦家族省の目指す方向性において双方の重なり合う部分での連携がなされていくことが、介護保険制度の大改革以降、より期待されるようになったといえる。

以上のように、ドイツでは介護の担い手として家族が大きな役割を担ってきたことから、介護保険制度の仕組みにおいても家族介護者の存在を強く意識した制度設計が行われた。しかし今日の介護保険制度をめぐる状況として、一方で要介護者の選択においては、これまでの家族介護を主体とする現金給付のみの選択から、現金給付と現物給付の組み合わせやデイケア・ナイトケア・ショートステイなど現物給付のみの選択への移行が見られるのであり、家族以外の専門職者やボランティアなどによるケアを部分的あるいは全ての部分で希望する傾向が強まりつつある。しかし、制度の仕組みとして給付の適応範囲が重度の要介護者に限定されていることから、実際日常的に援助を必要としている者であっても、制度上「介護は必要ではない」と見なされている高齢者が多く存在していることも事実であり、こうしたなかでいかなる支援もないまま家族が抱える孤独な介護生活とその負担の増大が深刻な問題となっていることも現状にある。他方で政府においては、介護保険制度の財政面での持続可能性を考慮し、施設介護から在宅介護への強化を図っているのであり、在宅介護分野を安定的に確立させるための相談拠点の設立やサービス供給拠点の整備・拡

充が進められている。こうした家族の介護負担の増大による専門的介護への需要の高まりと、介護領域の施設から地域への流れとともに、特に認知症高齢者とその家族への支援強化の流れのなかで「多世代ハウス」プロジェクトにおいても特に近年認知症高齢者を中心とした要介護高齢者とその家族のための支援強化が重視されるようになってきている。このように、今日家族政策は従来の子ども中心の家族政策から高齢者への比重が徐々に高まりつつあり、そのなかで介護保険制度の適応範囲の限定性ゆえに制度からこぼれ落ちてしまう要介護高齢者を含め、地域を主体とした高齢者と家族への支援強化の道が模索されている。介護機能を兼ね備える「多世代ハウス」にとって、介護保険制度の現状や動向は活動に直接的な影響を与えるものである。そして、介護保険制度の不足を補い、制度の枠内外双方に当てはまる高齢者を地域のなかで支えていくものとして「多世代ハウス」は存在する。

つづく第2章では、2000年初頭以降従来のドイツの家族政策の問題点や課題を克服するための新たな政策方針として打ち出された「持続可能な家族政策」(nachhaltige Familienpolitik)の内容について考察する。「多世代ハウス」プロジェクトも「持続可能な家族政策」の一環として立ち上げられたものである。この「持続可能な家族政策」を実現させるために連邦政府が目指す新たな道筋の全体像を示すことによって、様々な施策のなかで「多世代ハウス」プロジェクトがどこに位置付けられるのか、そしてどのような可能性や意義を持つものであるのかを明確にできると考える。

## 第2章 新たな家族政策の展開—家族に優しい「持続可能な家族政策」—

ドイツでは2005年のメルケルを首相とするCDU/CSUとSPDの大連立政権以降も、基本的には第二次シュレーダー政権路線が引き継がれ、従来の性別役割分業に基づく伝統的な家族規範からの脱却、そして従来の家族の経済的な負担調整を中心とする家族政策から、それにくわえて少子化対策や仕事と家庭の両立支援を重視する家族政策への政策転換をより一層発展させる方向性が推進されている。

ドイツ統一後に出された『第五家族報告書』(1994)では、有子家庭が置かれている経済的状况だけでなく、家族の形態や機能に変化するなかでの核家族における子どもの孤立や教育、社会化の問題、高齢者の孤立や介護の問題、子育てや介護支援体制の脆弱さなどが取り上げられ、これらの家族や個人をめぐる様々な問題に対してドイツ社会が十分に配慮できていない状況を指摘し、「家族に優しくない社会」であることを問題視した(魚住2007,p.30)。従来の家族政策は、家族を私的な領域としてその内部への介入には慎重な立場

がとられており、経済的負担調整に重点を置いた個別的支援が中心となっていた。そのなかでは、家族内部の課題として放置され、家族のみに解決が委ねられてきた課題が多く存在していた。しかし、こうした政府による一面的かつ個別的支援だけでは現代社会における家族や個人をめぐる問題に対する十分な解決は得られないという経験的知見から、家族や個人を社会との関係のなかで問い直すべく、より開放的な家族像への見直しが図られ、社会全体での多面的かつ包括的な支援体制による「家族や個人に優しい社会」の構築が求められるようになった。

そこで打ち出された新たな包括的な指針が「持続可能な家族政策」(nachhaltige Familienpolitik)である。これは 2005 年の政権交代直前に提出された『第七家族報告書』(BMFSFJ 2005)の提案を受け継いだものとなっており、『第五家族報告書』において示された諸問題への政府による複合的な取り組みの姿勢を明確にしたものである。そこでは、ドイツの少子化問題をいかに克服していくか、就業しながら子どもを産み育てやすい環境作りをいかに推進していくかという政策的課題に基づき、家族への経済的支援、保育施設の拡充、労働環境の整備など様々な施策が講じられている。そして、地域を主体に様々な社会的アクターとの協力の下で家族や個人に優しい環境作りを整えていこうとする取り組みとして「家族のための地域同盟」と「多世代ハウス」が創設された。「持続可能な家族政策」の詳細についてはこれから述べることにするが、こうした新たな家族政策は、少子化問題や仕事と家庭の両立問題に向けた施策であるだけでなく、地域や社会全体を通じた包括的な支援体制の下で家族や個人を包摂し、子どもの孤立や教育、社会化の問題、高齢者の孤立や介護問題などをはじめとする今日の様々な課題を同時に解決の方向へと導く可能性を示すものであり、そのような意味において「持続可能な家族政策」であるといえる。

この章では、「多世代ハウス」の活動について述べる前に、まず第 1 節では現在の「持続可能な家族政策」の導入に際し、従来の家族政策では何が不十分であったのか、家族をめぐるどのような問題意識を抱え、これに対していかなる解決策が模索されてきたのかということについて述べることにする。そして第 2 節と第 3 節では、政策の新たな道筋としての「持続可能な家族政策」における 3 本の政策の柱と、「多世代ハウス」に先立ち創設された「家族のための地域同盟」の活動について考察する。

第 2 章においてこれから述べるなかでも明らかとなるように、「多世代ハウス」プロジェクトが創設される以前には、この新たな家族政策においても従来の家族政策と同様に政策の戦略対象の中心は基本的に親と子どもの 2 世代にある。第 1 節で示すように、従来の家

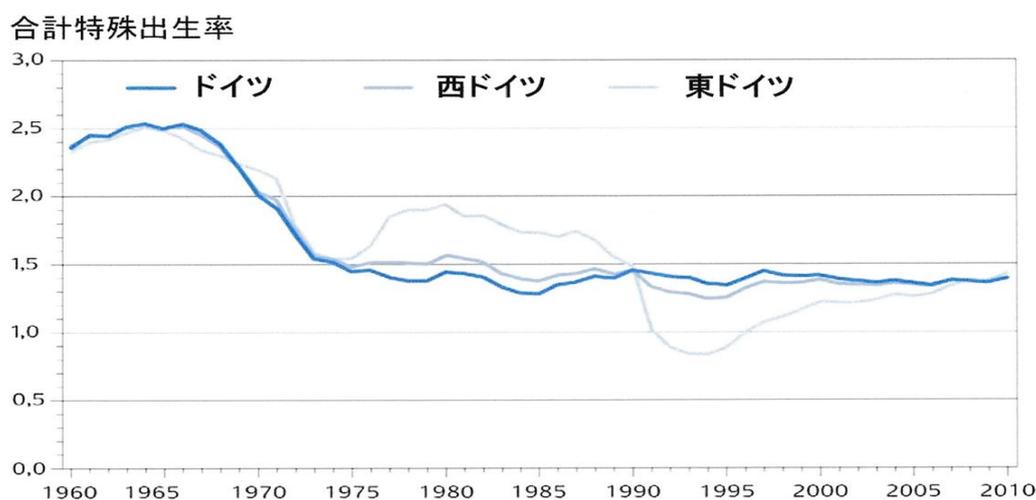
族政策が家族や個人の生活の現状に適応できていないという問題点を踏まえ、新たな政策では少子化対策と仕事と家庭の両立支援を重視する政策が展開されている。しかしそれだけでなく新たな家族政策では、従来の政府による家族への個別的支援を中心に事後处理的に問題の解決を図るのではなく、地域や社会全体を通して多面的かつ包括的な支援体制を張り巡らせることによって、全ての家族がその支援網のなかで生活できるようにしていくことが目指されているのであり、それはいわば社会における家族の包摂に向けた取り組みとしても家族政策の新たな局面を迎えているといえるのである。

## 2.1 「持続可能な家族政策」への道のり

### (1) 出生率の低迷

まず家族をめぐる懸念事項の一つは、少子化問題である。ドイツは欧州諸国のなかでも比較的早い段階から少子化が進行した国であり、1964年をピークに減少に転じ、1975年にはすでに旧西ドイツ地域で1.45、旧東ドイツ地域で1.54まで低下、その後東西間で多少の乖離はあるものの、現在に至るまで長年にわたり1.40前後に留まるという、最も出生率の低い国の一つとして位置付けられている。ドイツにおける出生動向の中身について見てみると、特に無子割合の増加と多子家庭の減少という傾向が見られる。

図 2-1 合計特殊出生率の推移(1960-2010)



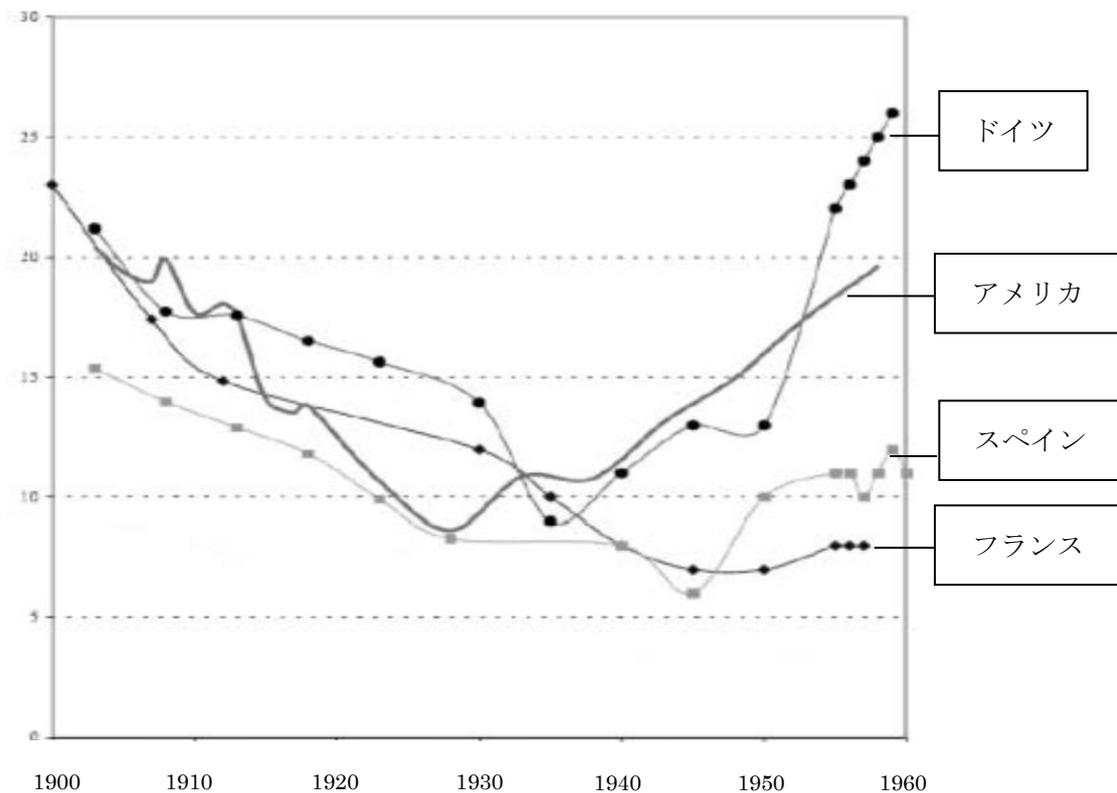
出典：BMFSFJ(2011)c,p.14

- ・無子割合の増加と多子家庭の減少

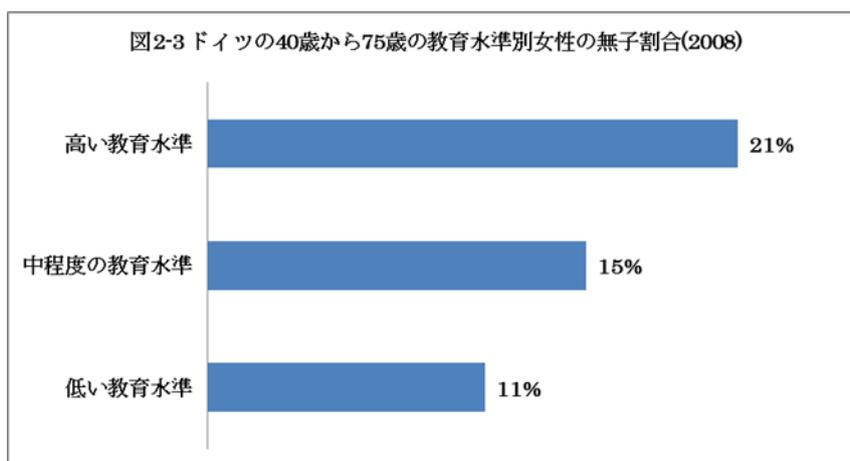
『第七家族報告書』によるフランス、ドイツ、スペイン、アメリカの4ヶ国における1900

年から 1960 年までの女子出生コホート別無子割合の推移(図 2-2)を見てみると、ドイツでは 1900 年代前半の出生コホートにおいて無子割合は減少傾向にあるものの、すでに他国よりも無子割合は比較的高い値を示しており、1930 年代半ばの出生コホート以降は急速に増加傾向にある。比較対象国としてここに挙げられている 3 ヶ国だけでなく、多くの欧州諸国のなかでドイツの無子割合の高さは、その上昇率の高さとともに際立ったものとなっており、将来推計としておよそ 3 人に 1 人が生涯子どもを持たない可能性が現実のものとなりつつある。一方フランスは欧州諸国のなかでも無子割合が非常に低い国であり、家族報告書ではこの対照的な両国の比較が盛んに行われている。また、この無子割合の程度は教育水準によって異なっており、教育水準が高いほど無子割合が高まる傾向にあることがわかる(図 2-3)。したがって、女性の高学歴化が今日における少子化の一要因として作用していることが考えられる。

図 2-2 1900 年から 1960 年までの女子出生コホート別無子割合の推移

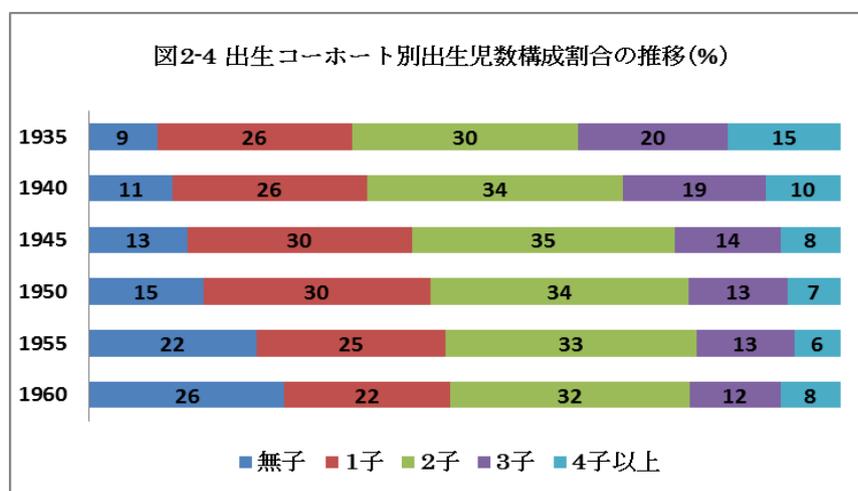


出典：BMFSFJ(2005)p.15 より作成



出典：BMFSFJ(2011)c, p.20

このような無子割合の増加とともに女性の完結出生児数別構成割合も変化しており、1935年から1960年の出生コーホート別出生児数構成割合の推移を示した図2-4からは、無子割合の増加とともに1子の割合が減少し、人口置換水準に満たない出生児数の割合が全体の半分に近づく一方、3子や4子以上の多子家庭の割合は減少している。近年のコーホートになるにつれ、子どもを持たない割合が2子の次に高くなっている。



出典：原(2008)p.44

・子どもの希望数の減少

こうした無子割合の増加や多子家庭の減少に呼応し、子どもの希望数も減少傾向にある。ドイツ連邦人口学研究所などの調査によると、1980年代後半には女性の平均子ども希望数は2人以上であったが、2005年に提出された『第七家族報告書』においては、当時すでに

合計特殊出生率は 1.5 を下回っていたものの、60%以上の女性が実際の子どもの数と希望する子どもの数が合致していると回答している(BMFSFJ 2005,p.66)。これは他の欧州諸国と比較しても低い水準となっている。ドイツにおけるこうした子どもの希望数の減少は、個人のライフスタイルの自由な選択や女性の自立化、社会進出などの過程で、自らの積極的な意思により選択された結果でもある。しかし同時に、24%と約 4 分の 1 の女性が実際の子どもの数は希望する子どもの数よりも下回っていると回答しており、消極的な意思により子どもを持つことができないと感じている女性も少なくないことがわかる(BMFSFJ 2005,p.66)。

ドイツ連邦人口学研究所の意識調査において、ドイツにおける家族政策の効果に対する評価について男女に質問(複数回答)したものがあがるが、全 9 項目のうち否定的評価のなかで男女ともに最も回答率が高かった項目が「夫婦がより多くの子どもを持つ」(男性 70.7%、女性 67.0%)、あるいは「希望子ども数の実現」(男性 64.0%、女性 66.2%)であることから、ドイツの家族政策は人々が子どもを産み育てることに対する有効なインセンティブを与えられていないと感じている人々が多く存在していることが伺える(原 2001,pp.82-83)。そして、子どもを持つことを容易にすると思われる施策に対しては、こちらも男女ともに上位回答は共通しており、「有子家庭の住環境の改善」(男性 70.6%、女性 75.6%)、「有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実」(男性 62.7%、女性 72.2%)、「小さな子どもがいる場合の就業時間の柔軟化」(男性 60.4%、女性 71.0%)が全 12 項目のうち特に高い回答率を示したものとなっている(原 2001,pp.83-84)。ここで注目したいのは、男女ともに子どもを産み育てるにあたって、経済的な支援よりも子育てに優しい住環境の整備や仕事と家庭のより良い両立といった面を重視しているという点である。これまでドイツの家族政策は、子どもを持つ家族や個人に対する経済的な負担調整に重点を置いてきたが、それだけでは少子化を改善する上で不十分であり、子どもを持ちたいと願う家族や個人に配慮した地域環境や労働環境の整備を進めていく必要がある。

## (2)男女の役割分業規範に基づく家族政策

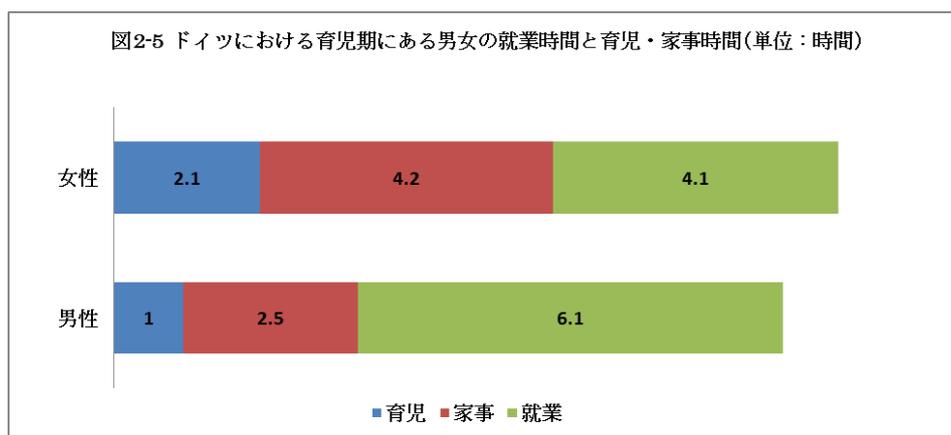
ドイツは長年低出生率に悩まされながらも、出生率の向上を掲げる政策への着手を避けてはきたが、子どもを持つ家族に対する直接的な現金給付や税制上の優遇措置を行うことで、子どもを持つ家族が持たない家族よりも経済的な不利益を被らないよう、双方の公平性が維持されるよう積極的に支援してきた。ドイツにおけるこうした経済的支援の規模は

欧州諸国のなかでも決して低い水準ではなく、例えば児童手当の額については、高い出生率を誇るフランスや北欧諸国などよりも高額であり最高水準に達している。手厚い経済的支援にもかかわらず、出生率は極めて低い水準に留まっている。さらに、OECDによる子どもの貧困に関する国際比較では、北欧諸国の子どもを持つ家族への現金給付の水準はドイツやフランスより低いにも関わらず、北欧諸国こそ貧困から最も縁遠い国となっていることから、家族への現金給付と子どもが相対的に貧困化する危険性との間には関連性がないとの見方がある(ベルトラム 2007,p.43)。すなわち、ドイツはこれまで多大な費用を投入しながら、出生率の向上などをめぐりごく僅かな成果しか上げられてきていなかったのである。その大きな要因の一つは、ドイツの家族政策が長い間男女の役割分業規範に基づき展開されてきたことにある。家族関連の給付支出の内訳を見ると、ドイツではその大部分が直接的な現金給付と税制上の優遇措置のための支出に占められており、他方で保育施設などのサービス給付のための支出は全体の僅か4分の1程度に留まっていた(マインケ 2007,p.118)。北欧諸国やフランスではサービス給付のための支出が全体の5割から6割に達しており、より社会的インフラの整備に重点を置いていることがわかる(マインケ 2007,pp.118-119)。ドイツにおけるこうした家族の経済的負担調整の重視は、男性単独稼得者モデルを前提としてきたものであり、母親が育児に専念することによる世帯所得の相対的な低下を調整することを意図したものである。つまり、従来のドイツの家族政策は、子どもを持つ家族や個人に対する個別的な支援に集約される一方、保育施設の整備など社会全体で育児を担おうとする姿勢が不十分であったといえる。実際に2002年までは、政党の主導により家族への経済的支援の規模が家族政策の成果をはかる尺度と見なされてきた(マインケ 2007,p.118)。

しかし、今日の女性の高学歴化と職業意欲の高まりのなかで、男女の役割分業規範を前提とした社会構造や政策構造は、女性たちにとって家庭や子どもを持つことにより職業上のキャリア形成に不利益を生み出すため、女性はその狭間でなかなか子どもを産むという選択をすることができない、あるいは就業やキャリア形成を諦めざるを得ないという状況に陥ってしまう。現在においても、ドイツの若い就業女性の68%が依然として子どもと職業キャリアのどちらかを選択しなければならないと考えており、双方を上手く両立させられるとの印象を持つ女性は僅か32%に留まっている(リスク 2009,p.27)。また、子どもを持つ以前は仕事をしていた旧西ドイツ地域の女性の40%以上が、3年間の育児休業終了後も仕事復帰を果たせていない(リスク 2009,p.27)。家庭に関する責任が家族に委ねられ、特に

女性がその担い手として多くの負担を引き受け続けなければならない限り、人々により多くの子どもを産み育てることへのインセンティブを与えることは困難であるとともに、労働力人口の継続的な減少のなかで、就業意欲のある女性たちの稼得労働世界からの撤退は、経済成長にとっても大きな悪影響を及ぼすことになる。こうした状況を打開するためには、経済界の協力が不可欠であり、同時に子育てを家庭のなかに留めるのではなく、社会において取り組むべき責務として、社会全体で家族に優しい環境づくりを目指し、そのための社会的なネットワークの構築に取り組んでいくことの必要性が強調されるに至った。

経済界においては、仕事と家庭の両方を望んでいる女性に対して、そのどちらかを選択しなくても済むよう、家庭のための断続的な就業形態を可能にする柔軟な職場環境や、出産後の職場復帰とキャリアの継続支援などをはじめとする両立支援を積極的に推進していく必要性が講じられている。そして両立支援の改善は男性側にも同様に求められる。図 2-5 はドイツにおける男女のフルタイム就業者の就業時間と育児・家事時間を示したものであるが、男性が育児・家事に携わる時間は女性の半分程度であることがわかる。1 日の労働時間を就業時間と育児・家事時間の合計として見た場合、男性は職場での労働により多くの時間を費やし、女性は家庭での労働に長時間従事しているが、就業時間と育児・家事時間の合計は女性の方が男性よりも多くなっていることから、これ以上女性の労働時間を増やすことが適切だとは言い難い。したがって、男女双方が互いの負担する労働時間の差を調整していくことが求められるとともに、そうした調整が個人にとって無理にならないような労働環境の配慮が求められる。現在ドイツでは連邦家族省の強力なイニシアティブの下、企業やドイツ経済の活動主体を対象に、家族を考慮した労働環境作りのための実践的な取り組みに共同で取り組んでいる。取り組みの詳細については後に述べることとする。



注：5歳未満の子どもを持つ男女を対象。

出典：『平成19年版内閣府男女共同参画白書』第1部第2節「国際比較でみた男女共同参画の現状」p.25を基に作成

### (3) 稼得労働のみに対する社会的価値の付与

女性による妻や母親という人生の選択や男性による家事・育児への参加が、直ちに就業労働との対立構造を生まないようにするためには、子どもの成長を支え、他者に世話の手を差し伸べ、世代間の連帯を維持するなどといった取り組みが、社会全体において稼得労働と同等の価値を有するものであるとの認識が職場や経済界に受け入れられていく必要がある。このような認識の下、近年ドイツでは仕事と家庭の両立支援政策の展開をめぐり、新たな社会像や労働概念を独自に発展させてきている。その一つが1990年代後半から2000年代初頭にかけて展開されてきた「労働の未来(Zukunft der Arbeit)」論である(田中2009, pp.169-171)。ここでは、現代の深刻な失業問題などを背景に、従来の高い生産性と利潤追求型の雇用労働のあり方に対する、社会的な豊かさという観点からの根本的な問題提起が行われたと同時に、個人の人生の豊かさの実現において、仕事と生活の良好なバランスを取り戻していく必要があるとの議論が展開された。その上で、これまで稼得労働と家事・育児などの労働を分離し、社会的位置付けに差を設けてきたことを反省し、これまで社会的に評価されてこなかった家事労働やケア労働、福祉・ボランティアなどの社会的労働・市民労働にも稼得労働と同等の価値を置くことによって、労働概念を再定義していくことが社会の新たな目標とされた。そうすることで、個々人がそれぞれの人生設計において、必要や希望に応じて様々な労働の間を行き来しながら、可変的に労働分配できるようにしていこうとするものであり、従来の労働概念を大きく転換させる議論であったといえ

る。

こうした新たな労働概念の見直しという観点は、持続可能な家族政策の設計にも採用されている。『第七家族報告書』では、稼得労働以外のことを行う時間を社会のなかに積極的に導入することが、個人の豊かさだけでなく社会と経済の持続的な発展をも可能にする重要な鍵であるとし、男女双方による様々な労働の間の時間調整を可能にする必要性が強調された(BMFSFJ 2005,XXX-XXIX)。『第七家族報告書』のために召集された専門家委員会の委員長を務めたハンス・ベルトラム(Hans Bertram)は、「これまで私たちは、就業上の時間配分だけが労働のリズムを決定し、またこれによって日常生活全体のリズムが決まるのだと考えてきた。これに対し前述の考えに従えば、他者の世話や子どもへの投資は、経済活動と等価であることを意味する。また当然ながら、労働のリズムを労働の内容だけで決めることはできず、子どもや両親の個別の要望も配慮されねばならなくなる。・・・人生はもはや就学→就業→年金生活の3段階に分けるのではなく、就業段階、就学段階、家族生活段階、社会保障段階、追加教育段階などを継続的かつフレキシブルに組み合わせることで、新しい可能性を生み出そうというのである。・・・すなわちそれは、社会保障の請求権やキャリアアップの可能性を損なわない形で、個々人が職業と社会の両面に積極的に参画できるという可能性である」と述べている(ベルトラム 2007,p.55)。

そのために『第七家族報告書』では、労働の未来論とも共通する「時間政策」を持続可能な家族政策の一つの重要な柱に位置付けた。そのなかで、育児や介護のために使う「ケア時間(Care-Zeiten)」、自分のための職業・資格教育や研修・通学を含む「教育時間(Bildungszeiten)」、地域社会における市民参加活動のために使う「社会的時間(Sozialzeiten)」という3つの時間をオプション時間として採用し、有給での長期休暇と復帰のための雇用ポストを保障する制度を提案している(BMFSFJ 2005,pp.267-268 ; 田中 2009,p.171)。また、『第七家族報告書』では「生涯労働時間口座」という制度の検討も行われている。この制度は、各労働者が時間外労働などを行った場合、その労働時間分を時間外労働手当として受け取るのではなく、労働時間を「口座」に貯蓄し、後日休暇や様々な活動に利用できるという仕組みである。この利用可能期間は生涯にわたる。ベルトラムはこの「生涯労働時間口座」の意義に関して、「単に家族段階や社会保障段階を就業期間や教育期間のなかに組み入れることを可能にするという点だけでなく、就業生活や他の社会活動に参加する時期が20歳から60歳ないし65歳に限定されなくなり、また寿命の延びによって初老の人々が得た老後という期間が退職後の年金受給期間としてではなく、社会の発展に参加す

るプロセスの一部として位置づけられるようになるかもしれない」と述べている(ベルトラム 2007,p.56)。この労働時間口座制度は導入が実現し、現在では企業の約 3 分の 2 が従来の労働時間制度を労働時間口座制度に切り替えている。この制度を実際に利用できる従業員の全労働人口に占める割合はこの数字よりも低いが、50%を超えるまでに普及している。

ドイツにおける新たな家族政策は、家族や個人の生活の豊かさへの尊重を労働と時間との関係のなかで捉え、時間・給与・雇用の保障を確保することで、男女双方が安心して自らの人生における必要や希望に合わせた生き方を選択できる可能性を広げたという点で、大きなパラダイム転換を迎えているといえる。またこうした新たな労働概念は、後に述べる「家族のための地域同盟」から「多世代ハウス」に至る新たな政策プロジェクトを通じて、市民社会の構築を目指していこうとする理念とも結び付くものであり、こうした概念の社会への定着により、これまで就業労働に明け暮れていた人々を含め多くの人々の社会的な時間への関心と関与が高まっていくことが期待される。

#### (4)家庭環境による子どもの教育格差と貧困

このほか家族をめぐる懸念事項として、家庭環境による子どもの教育格差と貧困の問題が挙げられてきた。とりわけ新たな家族政策においてこれらの問題が重要視される発端となった出来事が、OECD による 15 歳児を対象とした学力到達度調査(2000 年)において、ドイツは参加国中非常に低い順位であったことにくわえ、親の社会的階層による学力の格差が最も大きいことが示されたことである。これを受けてメディアは「PISA ショック」と報じ、深刻な教育問題として論じられた。ドイツではそれまで子どもの養育や教育に関して、各家庭のなかでできる限り親の手により行われることが望ましいという考え方が広く一般的であったため、特に伝統的な家族観が強い旧西ドイツ地域では半日制学校が基本であり、正午には授業が終わり自宅に帰り、午後からの学習や活動は各家庭の裁量に委ねられている。このため、子どもの学習意欲や学習環境は家庭環境によって大きく左右されることから、教育格差を生む大きな要因の一つであることが問題視された。したがって、こうした家庭環境の違いに関わらず、子どもたちが平等に最良の教育機会を与えられるようにする必要があり、そのために特に全日制学校の整備が遅れている旧西ドイツ地域を中心に学校制度改革を推進するとともに、地域を中心に幼い時期から子どもたちを援助し、心身の健やかな発達が促されるような生活環境を社会全体で整えていくことが重要であるとされた。

そして、貧困状態にある子どもたちもまた、劣悪な教育あるいは道徳環境の下に投げ出されているケースが目立っている。ドイツでは、生存を危うくするような絶対的貧困は例外的にしか存在しないが、相対的貧困は存在する。相対的貧困率の指標として用いられるのが貧困リスク率(Armutsrisikoquote)であり、貧困リスク率とは、1人あたりの等価所得が中央値の60%に満たない世帯の構成員の人数の割合である(齋藤2012b,p.18)。1900年代後半以降2005年まで貧困リスク率は上昇傾向にあり、その後はドイツの好調な経済状況を反映した雇用情勢や所得の上昇に伴い、2007年から2011年までは14%から16%の間に留まり、2012年には低下したとされているが、依然としておよそ15.6%から18.9%の子どもが貧困リスク状態にあるとされている(倉田2014,p.41 ; 齋藤2012b,pp.18-19)。子どもの生活状況は所属する世帯の経済状況に左右されるが、特に貧困リスクが高いのはひとり親世帯の子どもや多子世帯(子どもが3人以上いる世帯)の子ども、移民の背景を持つ子どもなどである。

現在行われている子どもの貧困対策としては、主に①経済的支援、②親の就業促進、③子どもの教育・社会参加の機会の保障が挙げられる(齋藤2012b,pp.22-25)。そのなかでも特に重点が置かれているのが②および③であり、そのためにまず、これまで親が就業する上で大きな妨げの要因となっていた学校体制の方針(半日制学校の主流化)と、保育施設などの社会的インフラ整備の不備について改革の必要性が論じられた。このような子どもの貧困対策は、持続可能な家族政策とも方向性が一致しており、持続可能な家族政策の重要な柱の一つである「インフラ政策」によって学校の全日制化と保育施設の整備が推進されている。これらは、仕事と家庭の両立支援により親(特に母親)の就業を促進するという目的もあるが、同時にドイツで生活をする全ての子どもに平等な教育機会を実質的に保障しようとするものでもあり、二つの政策目標に同時に働きかける効率的な施策であるといえる。

そして、今現在貧困状態にある子どもや、今後貧困に陥る可能性のある子どもを早い段階から援助し、子どもの教育や社会参加の機会を保障し、貧困が子どもの人生の可能性を閉ざすことにつながらないように、社会全体で見守っていくことが求められている。こうした認識を一つの背景として創設されたのが「家族のための地域同盟」や「多世代ハウス」である。ここでは、子どもの養育や教育を家庭の問題として放置するのではなく、家族以外の大人たちが家族と協力しながら、そばで子どもたちの成長を見守っていくための様々な取り組みを実践している。

## 2.2 「持続可能な家族政策」における三本の柱

家族や個人をめぐるこうした様々な課題に対する総合的な支援体制として展開された「持続可能な家族政策」の下では、新たな道筋としてまず「再分配政策」、「時間政策」、「インフラ政策」から成る三本の政策の柱が構築された(BMFSFJ 2005,XXIV-XXV)。それぞれ、(1)家族に対する効果的な経済支援、(2)職業生活のなかでの家族と過ごす時間およびより良い生活の豊かさのための時間の確保、(3)良好な保育・教育サービスの提供を目的とし、出生率の向上と仕事と家庭の両立のための必要条件として打ち出されたものである。

再分配政策では、出産後の仕事の中断や減少に伴う家族の所得減少を軽減することを目的として、1986年から導入されてきた育児手当に代わり、2007年より新たに「両親手当」が導入されることとなった。従来の育児手当は、子どもが2歳になるまで親の就業の有無に関わらず月額最大300ユーロが支払われるというものであり、就業している場合には3年間の育児休暇制度と合わせて取得することが可能であった。この場合、育児手当以外に所得の保障がないため、一般的により所得の低い母親が取得することがほとんどであり、父親が取得するケースはほぼ皆無に等しかった。新たな両親手当はこうした状況を改善するために導入されたものであり、休職前の実質所得の67%、最大1800ユーロを3年間の育児休暇期間のなかで12ヶ月支給するという所得代替給付型へと切り替えられ、出産後1年間の収入の安定化が図られた。それと同時に、これは「時間政策」とも関連するが、この両親手当は片方の親のみの取得の場合には最大12ヶ月間であるが、両親が交互または同時に取得する場合にはさらに2ヶ月が追加され、最大14ヶ月間の取得が可能となった(ひとり親世帯の場合は14ヶ月間)。これは北欧型モデルを参考に父親の育児参加を促すために導入されたものであり、この2ヶ月を「パパの月」(Vätermonat)とも呼ぶ(魚住 2007,p.26)。すなわち、共働き世帯が多くを占める今日、子どもが生まれた場合には両親双方が育児に携わる時間を確保し、共に仕事と子育てを両立できるようにすることが目指されているのであり、従来の育児手当とは異なり、父親と母親のパートナー関係モデルを促進しようとするものである。

さらに、育児休暇期間はそれまでの3年間と同じであるが、両親手当の支給期間を従来の育児手当の24ヶ月から12ヶ月ないし14ヶ月へと約半分の期間に短縮することにより、女性たちが職場により早く、つまりより容易に復帰できることを目指している。父親の育児参加や両親手当支給期間の短縮により母親の仕事の中断期間が短くなることで、女性は自分たちの経済基盤を以前よりも確保しやすくなる。また、キャリアの向上を目指す教育

水準の高い女性の出生率低下という問題を克服しようとする狙いもある。そして、これまででは両親手当の取得期間中に認められている短時間就業(週 30 時間まで)で得た収入分が両親手当の減額につながる仕組みとなっていたが、現在その制度内容の改善によって親の早期職場復帰をより支援していこうとする計画が進められている(「独立行政法人 労働政策研究・研修機構」海外労働情報(2014)を参照)。一方、この両親手当は就業していない親も給付対象であり、月額 300 ユーロが 12 ヶ月にわたって支給される。

連邦統計局による両親手当の受給状況に関する調査では、両親手当を取得する家族の割合がほぼ 100%に達しているという(ホーネルライン 2009,p.49)。そして、「独立行政法人 労働政策研究・研修機構」海外労働情報の 2014 年データでは、ドイツ全土における父親の取得率は、2008 年の段階で従来の 4 倍にあたる平均 14.3%に増加し、2012 年には平均 29.3%と父親の約 3 人に 1 人が育児休暇を取得している。取得期間も徐々に伸びる傾向にあり、取得した父親の 75%は 2 ヶ月間の短期取得となっているが、25%はより長い期間を取得している。また、55%は母親と同時に取得し、45%は少なくとも 1 ヶ月以上単独で取得しているという。両親手当の受給状況には地域差もあるため一律での評価は避けるべきであるが、全体として男性の育児参加は着実に促進されており、男性による両親時間の取得がより一般的なこととして社会的に認知されるようになったという点で、一定の評価を与えることができる。

インフラ政策に関しては、これまで最も遅れていた保育の整備、なかでも 3 歳未満児を対象とした保育施設の拡充が目指された。その目的は、まずいかなる出自の児童に対しても幼少期から質の高い援助を実施することにより、児童に対する教育上の平等な機会を与えることであり、そして親に対して仕事と家庭のより良い両立を可能にすることで、各人が持つ様々な人生設計の実現を支援することである。そこで連邦家族省は 2007 年に「保育サミット」を開催し、州と地方自治体の合意の下 2013 年までに全国平均で 35%の保育供給率(75 万人分)を達成するとの目標を掲げた。これを受け翌年 2008 年には「児童助成法」が制定され、2013 年 8 月以降、従来は 3 歳以上であった保育請求権から、1 歳以上の児童に対しても保育請求権が認められることが決定した(齋藤 2012a,p.214)。保育請求権とは、保育を子どもの正当な権利として認めるものであり、ドイツでは就学前の子どもの居場所についての権利保障が存在している。これにより保育サービスの整備が段階的に進められ、現在ではほぼ目標値に達しているが、それ以上に保育ニーズが高くなっているのが現状であり、引き続き整備が進められている。これにくわえ、学校の全日制化の拡充もインフラ

政策における課題の一つであり、旧西ドイツ地域を中心に学校制度の改革が推進されている。

このように、メルケル政権下での新たな家族政策の下では、男性単独稼得者モデルから共働きモデルへの明確な路線変更が行われた。当初保守派政党である CDU や CSU からは、伝統的な家族観を持ち、基本的には男性単独稼得者モデルを志向する政治家たちの間でこうした新たな家族政策の方向性に対する反発も見られた。しかし首相であったメルケルは、女性や若者などより広範な社会層からの支持を獲得しようとし、新しい中道を目指していたのであり、SPD との連立政権を組むことで CDU 党内の反発を押し切り、政策改革を実現できたといえる。これら三本の政策の柱は、家族への経済的な負担調整を第一義的なものとしてきた従来の家族政策に代わり、労働概念の見直しを軸とした時間調整支援やインフラ整備などにも重点を置いた構成となっており、さらに、SPD とその後の CDU/CSU の女性連邦家族大臣であるレナーテ・シュミットとウルズラ・フォン・デア・ライエンのイニシアティブの下で進められた、地域を主体に個人や家族に優しい環境作りを目指すことを目的とした「家族のための地域同盟」や「多世代ハウス」を設立することで、より一層包括的な家族政策へと導いている。

### 2.3 新たな家族政策における「家族のための地域同盟」

2004 年、当時の連邦家族省大臣であったレナーテ・シュミット (SPD) とドイツ産業・商工会会頭ルードヴィッヒ・ブラウンとの合意により発足されたのが「家族のための地域同盟」(Lokale Bündnisse für Familie) である。連邦家族省参事官であったヴォルフガング・マインケ (Wolfgang Meincke) の言葉を借りると、その目的は「地域のコミュニティ、企業、教会教区、各種協会・協同組合、商工会、家族とボランティアが、地域ぐるみの横断的パートナーシップを形成することにより、家族に優しい環境作りを推進しようとする活動」である (マインケ 2007, p.126)。その背景には、従来ドイツの家族政策は家族を私的な領域として、その内部への介入を行わないことを原則に、個人や個別の家族に対する経済的支援を行うに留まってきた。しかし、経済的支援だけでは家族や個人をめぐる様々な問題を解決することは不可能であるということが明らかとなるなかで、連邦政府による個別的支援に留まらない、社会全体での包括的な支援システム作りが重要であり、そのための社会的ネットワークの構築に取り組んでいく必要性が生じたのである。連邦政府は『第七家族報告書』の提出に先立ち、「家族の未来—社会的変化と社会的結束—」(Zukunft der Familie

—Gesellschaftlicher Wandel und sozialer Zusammenhalt—)と題した報告書を提出した。そこでは、個人や家族のための支援は国による金銭的支援や社会保障などの領域だけではなく、様々な社会的アクターたちの協力の下で推進されていく必要があるとともに、市民による社会的活動によっても実現される必要があるとの見解が示されている(BMFSFJ 2005,p.XXIII)。そして『第七家族報告書』においては、個人と家族の未来のために政府・地方自治体・経済・社会が共同責任の下で団結・連携していくこと、そしてそれは国による統制ではなく連携であることが改めて強調され、家族政策の方向転換に挑むことが表明されたのである(BMFSFJ 2005,p.XXIV)。

「家族のための地域同盟」の活動は、主に①親の子育て力の強化(育児際して必要な多分野の専門家と連携をとり、親への助言・相談の橋渡しなどを行う)、②世代間交流(日常的な学習や遊び、買い物や外出などを通しての中高年層や高齢者層と幼児との相互交流と助け合いを促進する)、③保育サービスの多様化・柔軟化(保育利用者、保育・教育関係者双方の意見を調整し、ニーズに応じた保育サービスを創出する)、④仕事と家庭の両立支援(家事類似サービスの創出や、出産・育児のために離職した親を対象とする再教育機会の提供、要介護者のためのネットワーク作りを行う)、⑤市民自らによる家族に優しい環境作りのための活動参加の推進(男女市民の社会参加活動参画推進を支援し、相互に連携を図る)、⑥家族に優しい環境作り(都市計画に対する提言や公共施設の設置・運営活動への市民参画を推進する)、⑦健康管理および介護(各種クリニック、保育所や幼稚園、学校、スポーツクラブにおける妊娠期の女性や児童の定期健診や食育・歯磨き指導などを促進する)などの分野で行われている(マインケ 2007,p.126 ; シュレーダー 2009,pp.78-79)。2015年現在、ドイツ全土に約 650 の地域同盟が存在しており、地域同盟の対象地域で生活している人は約 5600 万人と、人口の 7 割近くに達している(地域同盟ホームページ (<http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/>) 2015年2月9日閲覧)。そして、家族のために推進されているプロジェクトは約 5200 にのぼり、ドイツ全土で 17000 以上にわたる様々な分野のアクターが地域同盟に参加している(地域同盟ホームページ: 2015年2月9日閲覧)。そのうち 7400 が大小の企業であり、新たな家族政策における経済界の積極的な関与が伺える。

家族に優しい労働環境や、家族に優しい企業文化を醸成していくことは、持続力のある家族政策を展開していく上での中心的課題の一つであると同時に、企業にとっても高度な専門労働力の将来にわたる長期的な確保や企業のイメージ向上にもつながるものであり、

プラスへの作用は大きい。労働力不足や人口減少が経済に与える負の影響、あるいは家族がもたらす経済効果など、家族を経済問題と絡ませた形で議論することにより、企業は家族により好意的な姿勢を示すようになってきているという(姫岡 2007b,p.193)。連邦家族省は、このような家族政策における中心的課題に取り組むために、2003 年末に経済界と労働組合による共通の利害に基づく戦略的なパートナーシップとして「家族のための連合」(Allianz für Familie)を発足させた。この連合にはドイツ経済界における重要なメンバーが参加し、その影響力とネットワークを活用して、両立問題に関する企業の役割の重要性という認識をさらに経済界に発展させるための支援活動を展開した。こうした経済界の代表者達による積極的な支援は、3 歳未満児のための保育に関する法律を 2005 年に期限通りに施行させることにも大きく貢献したという(マインケ 2007,pp.121-127 ; リスク 2009,pp.27-28)。そしてその後 2005 年には、連邦家族省がドイツ商工会議所と共同で、「家族のための連合」とパートナーシップを築く多くの企業とともに「家族に優しい企業」をテーマとした企業プログラム、「成功の要因・家族」(Erfolgsfaktor Familie)を立ち上げ、その下には、企業同士が仕事と家庭の両立支援などに関する各企業の実際の取り組みや経験、ノウハウなどの情報を自由に交換し合い、協力関係を結ぶことを可能にするための企業ネットワークを構築している(Erfolgsfaktor Familie ホームページ(<http://www.erfolgsfaktor-familie.de/>)2015 年 2 月 12 日観覧)。

この企業ネットワークへは無料かつ無条件で参加することができ、そのなかでは例えば父親向けの育児休暇にどのように対応しているか、育児休暇中の従業員とどのようにコンタクトをとるか、企業内保育所の設立のための地域で協力的な企業のデータバンクの紹介などをはじめ、参加メンバーは様々な疑問や問題に対する幅広い情報を得ることでメリットを享受することができるようになっている。また、施行された取り組みのなかで特に成果のあった事例を実践的ベスト事例集としてカタログ化もしている。こうした情報のプラットフォームは、仕事と家庭の両立というテーマを自社に根付かせたいが民間のコンサルタントなどに依頼する金銭的余裕がない中小企業などにとっては中心的な相談相手となる。2008 年の段階で、すでに約 2000 のあらゆる分野、規模の企業がネットワークのメンバーとなっており、この種のネットワークでは世界最大規模のものとされた。2015 年現在ではメンバー数は 5543 とさらに大きく拡大していることから、ますます企業は家族に関心を寄せるようになり、家族に優しい労働環境を整えることが自社の持続可能性にとっての重要な鍵につながるということへの認識が高まりつつあるといえる。(リスク

2009,pp.27-34 ; Erfolgsfaktor Familie ホームページ : 2015 年 2 月 12 日閲覧)

こうした強力なパートナーである企業をはじめ、様々な社会的アクターとの連携の下で「家族のための地域同盟」は現在 5000 以上のプロジェクトを推進しているが、実施されているプロジェクトのなかで最も大きな割合を占めている分野は仕事と家庭の両立、育児支援、青少年に関する活動となっている。それぞれの地域同盟の構造は独自の活動計画によって決定されており、その活動内容は各々が地域の特色や需要に応じて自由に展開することができる。そのため決まった形はなく、個々の地域同盟ごとにその特性は多様である。「家族のための地域同盟」の活動主体の一つに、各地域同盟の設立初期段階からその後の展開・活動の強化など、全ての段階において情報提供や助言などのサービスを提供しながら地域同盟の活動を総体的に支援している「サービスビューロー・家族のための地域同盟」という機関がある。そこでの代表を務めるヤン・シュレーダー(Jan Schröder)博士によれば、「家族のための地域同盟」は社会そのものの転換を目指した「下からの意識改革」を目標としたものであるため、社会が自らの進むべき方向を決定するべきであり、政府や自治体などが指導するものではないことを主張している(本澤 2007,p.203)。したがって、政府は直接的に介入して政策を実施するのではなく、あくまで枠組み作りという最小限の任務に留まっており、実際の活動内容や運営方法は担い手のイニシアティブに委ねられている。こうした活動の自律性が、下からの意識改革を促進し、市民社会が本来持つ力を呼び覚ます効果を発揮する。

地域同盟の活動を様々な段階で総合的に支援するサービスビューローは、連邦家族省によって民間のコンサルタント会社に業務委託する形で設置されたものであり、その目的は行政や政治と一定の距離を保つことにあることから、国や地方行政から政治的にも経済的にも独立性を保ちつつ活動を展開しているとともに、専門分野においても中立な立場であるため相談内容に制限は設けられていない(本澤 2007,pp.196-197)。ドイツにおける家族の日(5 月 15 日)のキャンペーン行事の際には、サービスビューローの指揮の下、多くの地域同盟やその協力パートナー達が結集し、学者や政治家などの専門家とともに理論と現場の間をつなぐべく知的交流を行ったり、地域同盟同士がさらなる活動の活性化に向けて知識や経験の交流を行ったり、企業の新たな獲得に向けて様々な催しを通して経済界にアピールするなど、家族のより良い未来のために団結しようという共通認識の下、ネットワークの強化と拡大に努めている。そして「家族のための地域同盟」の創設からちょうど 10 年を迎えた昨年 2014 年には、家族の日である 5 月 15 日にドイツ全土で大規模な祝賀祭が開か

れた(以下の記述についても地域同盟ホームページを参照：2014年12月10日閲覧)。463の地域現場で多くの地域同盟やそのパートナー達がこれまでの最高規模となる全1131もの様々な活動を企画し、実行した。この日の祝賀祭には全国の市民はもちろん、連邦家族大臣をはじめ、政界、経済界、その他の社会的組織からも多くの人々が参加するとともに、祝賀祭の様子はメディアを通してドイツ全土で大々的に報道され、今後のさらなる地域同盟の発展と家族に優しい環境作りへの邁進を社会に向けて改めて宣言するものとなった。

地域同盟が発足される以前にも地域のネットワークは存在していたが、地域同盟を主軸に多様なネットワークをドイツ全土に張り巡らせていくことで、より多くの人々をその多様な支援網が交差する環境の下に置きサポートすることが可能となる。家族の日における地域同盟やサービスビューローによる全国規模でのイベントの開催は、ドイツ国内におけるその注目度の高さからも、社会に開かれた家族像の形成と浸透に大きく貢献しているといえる。その一方で、地域同盟による実際の活動内容は親と子どもの2世代を対象とした活動が中心であり、その包括的な支援体制の前提となる対象範囲はまだ限定されたものであったといえる。高齢者(特に家族の支援を必要としない自立的高齢者)を地域や社会全体でどのように包摂していくかというテーマに関わる活動を行っている事例は少ない。そのような点で、地域同盟に続き CDU と SPD の大連立政権への政権交代後に創設された「多世代ハウス」は子どもから高齢者まで三世代を対象に、かつ血縁的世代間関係に留まらない社会的世代間関係を前提としたものであり、従来政策対象としてあまり重要視されることのなかった健康な高齢者に焦点を当てたという点、そして家族政策の一環でありながら家族に対象を限定しないという点においてもそれまでの家族政策の枠を超えた新しい試みであったといえる。

このような多世代のつながりや関係性の構築が家族の枠を超えて必要であるとの認識が家族政策の領域において生じてきた背景には、今日の家族の多様化・個人化社会において人々に降りかかるリスクもまた個人化されているなかで、家族の存在を前提としてきた社会構造のなかでは解決できない様々な問題が発生していることが挙げられる。現在人々のライフスタイルが非常に多様化しているなかで、ドイツにおいても生涯未婚率や離婚率は継続的な増加傾向にあるように、家族の形成とその永続自体が自明のことではなくなりつつある。それと同時に、核家族化や子どもを持たない夫婦の増加によって家族はより小さな共同体へと縮小化している。こうしたなかで、これまで家族が果たしてきたケアや教育、そして個人をその内部に包摂し様々なリスクからの保護を図るという家族の機能を頼りに

することがもはや難しくなっている。そこで地域を核に市民自らが行動主体となり、個人の様々なリスクに対抗し得る強い社会的基盤を再構築していく方向性が現在目指されている。その一つの可能性として、連邦政府は若年世代から高齢世代まで多世代にわたる地域住民による社会的世代間連帯の下で、少子高齢化や家族の変容のなかで各々が抱える問題を解決することを狙った政策「多世代ハウス」プロジェクトに2006年より取り組んでいる。そこでは、「家族のための地域同盟」のような社会的アクター同士のネットワークの構築に留まらない、具体的な居場所となる場を全国に常設し、一つ屋根の下で血縁・年齢・属性を超えた人々の関係性の育成・強化を図るための様々な活動を現場の活動の担い手たちのイニシアティブを重視する形で展開している。

こうした新たな家族政策において、これからの福祉の形を形成していく上で改めて期待が寄せられているのが、歴史的に福祉活動に携わってきた教会系などの福祉団体やその他のNPO組織、ボランティア団体などである。「多世代ハウス」に関しても活動母体の多くがこれらの組織や団体であり、「多世代ハウス」として活動を展開する以前より何十年と地域のなかで福祉活動を行ってきた歴史の長い組織から、近年に創設された歴史の短い組織まで様々である。かれらは自身の福祉活動の経験のなかで得た様々な社会的資源やノウハウを活かしながら、従来の活動の幅を広げて「多世代ハウス」として活動を展開している。こうした家族関係に留まらない社会的世代間連帯の構築を目指す試みは、1章でも述べたように、1980年代にすでに指摘されるようになっていた高齢者の社会的孤立の問題や、健康な高齢者にも配慮した社会体制の構築といった課題など、20世紀後半における高齢化対策の限界を乗り越えるための一つの重要な手がかりともなる。

### 第3章 新たな家族政策における「多世代ハウス」プロジェクト

#### 3.1 ヨーロッパにおける「社会的孤立」／「社会的排除」をめぐる議論

ドイツにおける「多世代ハウス」の活動は、社会的孤立に対する有効な政策事例の一つと考えられるが、その具体的な活動内容に入る前に、「社会的孤立」とはどのような概念であるのか、またそれと類似する「社会的排除」の概念がヨーロッパにおいてどのような形で発展してきたのかについてここで少し整理する。

「社会的孤立」についてはすでに多くの既存研究が蓄積されているが、阿部はその系統が主に3つに分類されるとし、以下のように整理している(阿部2014,p.15)。1つ目の系統は社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の研究分野であり、個人および地域レベルの社会

関係資本を分析し、社会的孤立は社会関係資本の欠如と理解されている。2つ目の系統は貧困研究の流れを組むものであり、経済的困窮と人間関係や社会との結びつきの欠如が密接に関係しているものであるところから、貧困をより広い概念である社会的排除と理解し、人間関係の希薄さや社会的サポートの欠如を社会的排除の一つの側面として捉えるものである。3つ目の系統は社会的孤立そのものを研究対象としている研究分野であり、単身世帯や孤独死の増加といった社会的背景から社会的孤立の分析を行っている。また阿部はこれらの研究に共通しているのは、社会的孤立を人間関係、ソーシャル・ネットワークの欠如としていることであり、社会的孤立の定義を3つの概念(社会的参加、社会的交流、社会的サポート)に集約できるとしている。(阿部 2014,pp.15-16)

表 3-1 社会的孤立の定義

社会的参加	組織・活動への参加の欠如(町内会、スポーツ・趣味の会などへの参加)	
社会的交流	会話の頻度、家族・親族・友人等との接触の欠如	
社会的サポート	道具的(物理的)サポート	困った時に頼りにできる人の欠如 (病気の時、一人ではできない身の回りの仕事、金銭の貸し借りなど)
	情緒的サポート	悩み事の相談にのってくれる人、寂しい時の話し相手などの欠如

出典：阿部(2014)p.15

また、「社会的孤立」という言葉はしばしば「孤独」という言葉と併記して使われることがあるが、社会的孤立に関する国内外の研究において特に大きな影響を与えてきたタウンゼントは、従来明確に区別されていなかった「社会的孤立」と「孤独」という2つの概念についてその差異を明確にした。つまり、社会的孤立とは「家族やコミュニティとほとんど接触がないこと」であり、一方で孤独とは「仲間付き合いの欠如あるいは喪失による好ましからざる感じを持つこと」であるとし、したがって社会的孤立は客観的な概念であり、孤独は主観的な概念であると理解される(藤本 2012,pp.16-17)。このため、社会的に孤立している、あるいは孤立のリスクが高いからといって、本人が孤独だと感じているとは限らないのであり、逆に社会的に孤立していなくても孤独を感じる人もいるということになる。

そして、ヨーロッパで行われてきた社会的排除の実証研究の多くはタウンゼントの相対的剥奪指標の延長であり、社会的排除や相対的剥奪も社会的孤立と関わりのある概念であ

る。タウンゼントによると、相対的剥奪とは「人々が社会で通常手に入れることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」状態のことを指す(阿部 2007,p.256)。そして相対的剥奪指標は、「当該社会で期待される生活行動を具体的にリストアップし、その有無を指標化して構築される」ものである(阿部 2007,pp.256-257)。

「社会的排除」という用語は、1960年代半ばのフランスで社会カトリック運動団体などによって使われ、1974年に刊行された R.Lenoir 著『排除された人々—フランス人の10人に1人—』で注目されるようになったものである。当時フランスで語られていた「排除」というのは、施設入所児童や非行者、アルコール・薬物依存者など、経済成長と福祉国家の恩恵が届かない人々の問題として存在していた。しかし、1980年代に入り高度経済成長が終焉を迎え、完全雇用が崩壊し長期失業や不安定雇用が拡大するに伴い、福祉国家の主要な柱である社会保険体制からもれ落ちる人々が増加するなかで、若者と長期失業者を中心に貧困問題が深刻化し、従来の貧困とは異なる類型の「新たな貧困」が生み出されるようになった。1980年代にはフランス政府関係文書において「新たな貧困」や「排除」といった用語が数多く登場し、研究者やメディアもこれらの用語に注目するなかで、「社会的排除」は今日的な意味において現代の社会問題を語るキーワードとして用いられるようになっていった。そしてこの「社会的排除」という概念は1980年代後半には EC(欧州共同体)に持ち込まれ、その後1990年代に創設された EUにおいて、その対概念である「社会的包摂」とともに社会政策における重要なコンセプトとして位置付けられるようになっていった。(福原 2007b,pp.12-14)

1992年、EU 欧州委員会は「連帯の欧州を目指して—社会的排除に対する闘いを強め、統合を促す—」という政策文書を発表しているが、このなかでは、貧困問題を EU 加盟国の重要な政策課題として取り上げるとともに、貧困問題を「社会的排除」というより広い文脈で捉え直し、従来型の現金給付中心の貧困対策から、教育や職業訓練などの人的資本開発あるいは雇用拡大を通じた「社会的包摂」を目的とする政策への転換が唱えられた(野田 2010,p.1)。このように、ヨーロッパでは1980年代以降、貧困ではなく社会的排除という言葉で社会問題を捉えるべきだという主張が有力になっているが、そうした背景にはまず、それまでのヨーロッパ福祉国家が行き詰まりの状況にあるということが強く意識され

るようになったことが挙げられる(野田 2010,pp.2-3)。つまり、貧困の克服を課題として福祉国家を建設してきたヨーロッパにおいて、貧困が再び深刻な問題として出現しているということそのものが、福祉国家の行き詰まりを示すものであるということである。そして、従来の福祉国家の現金給付を中心とした貧困対策のあり方は、被支援者を受動的な福祉受給者に留めてしまうものであり、根本的な問題解決にはなっていないとの批判がなされた。したがって、現金給付中心の貧困対策に代えて、貧困状態の原因そのものを取り除くための支援に重点を置き、被支援者自らが積極的に社会に関われる状態、すなわち「社会的包摂」を目標に掲げることが必要とされた。さらに、福祉国家の財政的な行き詰まりという観点からも貧困問題を「社会的排除」というより広い文脈で捉え直すことが求められたのであり、今日における経済の低成長のなかで大量の要支援者を従来通りに支えていくことはもはや困難であることが意識されるようになるなかで、福祉国家の財政的な行き詰まりを背景とする福祉削減策を正当化するための言説としての性格を少なからず持つものであると考えられている(野田 2010,pp.2-3)。

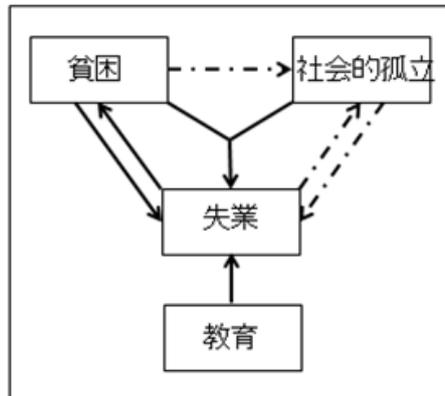
しかし、こうした福祉国家の行き詰まりという背景だけでなく、社会的排除と貧困双方の概念上の差異においても、社会的排除概念は貧困概念よりも積極的な意義を持つものであると阿部、石田、福原などは説明する(阿部 2007 ; 石田 2010 ; 福原 2007b)。社会的排除と貧困の両概念を対比させることにより、社会的排除と社会的包摂の概念の特徴を捉えることができる。まず 1 点目は、貧困概念が所得の欠如という経済的要因に問題を限定しがちであるのに対して、社会的排除概念はそれに加えて雇用や教育、住宅など多面的な要因から生じる社会関係からの排除を問題としていることから、より多次的、総合的に社会問題を捉えることができるということである(石田 2010,p20)。そして 2 点目は、貧困概念が所得の欠如から生じる結果を問題にするというように静態的な概念であるのに対して、社会的排除概念は様々なりリスク要因が相互に重なり合うことで困難が生じる過程やメカニズムを重視する動的な概念であるため、社会的排除を生じさせる多様なリスク要因を解きほぐしていく社会的包摂への過程や、排除が生じないための予防が重視されているということである(石田 2010,p.20 ; 福原 2007b,pp.14-15)。3 点目は、貧困概念が階級などの要因によって規定される「上と下」の関係から成る「垂直社会」を想定しているのに対して、社会的排除概念では社会の主流に属しているのか、周辺に追いやられているのかというように「内と外」の関係から成る「水平社会」を念頭に置いているといった違いがある(石田 2010,p.20)。したがってそこから生じる問題への対策では、貧困の場合は上下の間の不平等

を縮めたり、取り除いたりすることが目標となるため、その焦点は個人や世帯のみに当てられるが、社会的排除の対策としての社会的包摂の場合には社会の外から内へ向かっての参加や関与が目標であるため、個人や世帯だけでなくコミュニティや社会全体との相互の関係性にまで焦点が広げられるということである。

EU では 1980 年代に社会的排除への戦いが宣言され、今日では社会的排除—包摂は EU の社会政策において非常に重要視されているが、こうした政策が現実に動き出したのは 2000 年のリスボン欧州理事会が画期だとされている。その理事会では、EU の将来に向けて、より持続可能な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力のある経済基盤を生み出すための必要不可欠な条件として雇用、経済改革とともに、社会的結束(社会的包摂とほぼ同義)を強化することを目標とするリスボン戦略が採択されている。このリスボン戦略では、雇用戦略の文脈のなかに社会的包摂の戦略が組み入れられており、その理由についてリスボン欧州理事会に向けて欧州委員会が提起した文書では、「失業が社会的排除の主な要因であるがゆえに、雇用こそが社会的包摂へのキールートである」といった見方が示されている(石田 2010,p.32)。したがって EU においては、社会的包摂の戦略は雇用戦略と密接に連携しながら展開されているのであり、雇用つまり労働市場への包摂が社会的包摂にとって第一義的なものであると考えられている。(石田 2010,pp.31-32)

社会的排除をめぐる議論やアプローチは現在、国連開発計画(United Nations Development Programme 「UNDP」)など国際機関においても採用されているが、こうした社会的排除の要因を労働市場からの排除と捉える見方は、国連開発計画による報告書においても確認できる(UNDP 2006,pp.10-13)。報告書においては、社会的排除は「失業」・「貧困」・「社会的孤立」という 3 つの構成要素の悪循環として捉えられるとしている。この 3 つの構成要素は互いに影響を与えており、図 3-1 のような不安定なスパイラルを作り出す。

図 3-1 教育と社会的排除の悪循環



出典：United Nations Development Programme in Croatia(UNDP)(2006)

Poverty,Unemployment and Social Exclusion,p.12

その排除の帰結は複数の剥奪(multiple deprivation)であるが、通常その剥奪は失業によって始まる。失業は貧困のリスクを増大させ、そして失業と貧困 2 つの状態は人々が社会的活動に参加することを困難にし、これら 3 つの要素が互いに負の連鎖を生み出していく。したがって社会的孤立の主たる要因は、失業と、それに伴う貧困であり、社会的排除は労働市場からの排除として理解されている。ちなみに教育は不安定な低賃金労働部門からの脱出や仕事の得やすさ、離職のしにくさなどと関係するため、ここでは教育が失業を規定する要因として捉えられている。しかし、表でも示されているように、失業・貧困と社会的孤立は実線ではなく点線で結ばれており、これらの関係を前者 2 つほど明確に結び付けることはできない。こうした見解は社会的排除に関する実態調査の結果などからも明らかとなっている(後藤 2009 ; 阿部 2007)。社会的孤立という状態が引き起こされる要因に失業や貧困が関与していることは仮定できるものの、それら単一の要因を決定的な要因として帰着させることはできないのであり、より複合的な要因が重なり合うことで引き起こされるものであるとの理解が必要である。

このような、EU における社会的排除—包摂の政策において「社会への包摂」が「労働市場への包摂」へと集約されていく傾向に対しては多くの指摘がなされている(石田 2010 ; 中村 2005 ; 宮本 2006 ; 福原 2007b ; 中村 2007)。そこでの議論は、社会的排除論が本来有しているはずの多次元性への着目を犠牲にしてしまっているというものであり、あるいは労働市場への参入以前に多くの困難を抱えている者や通常の労働市場へ参入し得る見込みが

現時点では乏しい者を置き去りにする恐れがあるということ、また完全雇用が困難になっているなかで社会への参入の場をもっぱら労働市場に求めることは遅かれ早かれ限界に直面するのではないかといった議論がある。また、中村やバラ、ラペールらはアマルティア・センによるケイパビリティの概念を用いて、社会的排除を経済的な意味での貧困に視野を限定するのではなく、剥奪の多次元性や関係的側面から捉えていく必要があると主張する(中村 2007 ; バラ・ラペール 2005)。センによると、各人が所有している所得や財の量のみが重要なのではなく、彼もしくは彼女がそれらを用いて何をすることができるかが、各人の福祉の水準を考える上で重要なのであり、すなわち、取り組むに値すると各人が判断するような社会的行為や活動へと所得や財を実際に転換しうる能力の範囲(ケイパビリティ)が重要であるとしている(中村 2007,p.65)。セン自身も、社会的排除は所得や財との関連よりもケイパビリティとの関連においてよりよく定義されるという考えを主張している。排除された人々は、雇用され続けたりコミュニティの生活に積極的に参加したりするための適切なケイパビリティを奪われた状態にあるのであり、社会的排除と戦う社会政策とは、かれらに所得保障を行うだけでなく、個人のケイパビリティと選択の自由を高めるような、事後処理的な政策から先を見越した政策への移行が必要であると同時に、より一層包括的な社会を構築していくことが重要であると述べている(バラ・ラペール 2005,pp.32-34)。

本論文もラペールら同様、社会的排除をめぐる議論を失業や貧困問題に帰結させ、社会的包摂の第一義的戦略を雇用戦略に求めるのではなく、包摂のあり方をより多角的なアプローチやプロセスによって捉え直していく必要があるとの認識に立っており、その上で「地域を主体とした社会的世代間連帯の構築」を社会的包摂に向けての一つの可能性として捉えようとしている。「多世代ハウス」に着目する理由として、特定の人々を支援対象とするのではなく、全ての人に開かれた、いわば対象を差別化しない包括的な支援体制を確立させていくことが、「包摂型社会」を構築していく上での重要な要素の一つと考えるためである。

また、野田は社会的排除—包摂の概念が「再帰的近代」における政治的課題を考える上でも重要な意味を持ち得ると述べる(野田 2010,pp.8-12)。ベックのいう「再帰的近代」とは「近代化された近代」という意味であり、「第二の近代」とも呼ばれる。「再帰的近代」と対比されるそれ以前の近代、「第一の近代」は、近代以前の社会の様々な遺産の上に立脚した社会であり、そこでは共同体的な連帯や伝統的な価値観が保持され、人々はそれらによって相互に結ばれていた。しかし現在ではこうした共同体的な連帯や伝統的な価値観は衰

退に向かい、人々は男女を問わず自由で平等な個人として扱われるようになり、あらゆるライフスタイルが「個人の自由な選択」の問題とされるようになりつつある。再帰的近代は確かに諸個人が伝統的な規制やコミュニティ内の関係などから解放され、自身のライフスタイルの選択の幅を広げることが可能にしたが、他方で個人に降りかかるあらゆるリスクもまた個人化されているのであり、諸個人は常に「自己責任」の名の下に孤独感や不安を抱えながら生きることとなる。実際に社会的排除はベックのいう「個人化」の流れのなかで出現してきた現象であり、今日における社会的孤立や孤独死などといった深刻な問題を引き起こす要因となっている。(野田 2010,pp.8-12)

しかし、こうしたライフスタイルの多様化や個人化の進行を止めることはもはやできない。それと同時に、かつての伝統的社会のような社会への回帰は望ましいことではない。諸個人が個人としての自由や選択の権利を確保できることを前提に置きながら、その上で誰もが社会の周辺に追いやられることのない社会、そして他者とのつながりを望んでいる、あるいは必要としている人々がつながっていける社会を目指していく必要がある。再帰的近代において社会的包摂を実現するためには、市民相互の連帯を新たな形で再構築していく必要があり、こうした議論は「ソーシャル・キャピタル」論や「新しい市民社会」論ともつながっていくものである。

ドイツではこれまでの家族政策や高齢者政策の一環としての介護保険制度の特徴として、伝統的な家族観を制度設計のなかに反映させてきたといえるが、今日そうした伝統的な価値観からの脱却が図られるとともに、市民社会を中核とした制度の仕組みが整備されつつある。「家族のための地域同盟」と「多世代ハウス」はその一環としての取り組みであるといえる。そのうち、より多くの人の支援に軸を据えた取り組みを行っている「多世代ハウス」と、そこでの対象を差別化しないという活動の特徴は、「包摂型社会」という観点から見て重要な要素である。

### 3.2 「多世代ハウス」プロジェクトと新たな世代間関係

「家族のための地域同盟」に続き、2006年にキリスト教社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)の大連立政権において、ウルズラ・フォン・デア・ライエン連邦家族大臣(CDU)の下で創設されたのが「多世代ハウス」(Mehrgenerationenhäuser)である。「多世代ハウス」では、子どもから高齢者、障害者など血縁・年齢・属性を超えた多世代にわたる人々の関係性を地域のなかで積極的に育成・強化していくことを最大の目的とし、人々の自発的な

交流のなかでの相互理解や相互扶助を通して、家族や個人をめぐる様々な課題に対して複合的な解決を図っていくことを目指した活動を行っている。「ハウス」という名称ではあるが、そこに住むというものではなく、地域に住む全ての世代の人々が出会うための場として位置付けられている。「家族のための地域同盟」における活動内容の一つでもあった「世代間交流」により焦点を当て、重点化した形で発足されたものとなっている。こうした活動の背景には人口構造の変化や、家族構造や家族機能の変化およびそのなかで生み出される様々な問題に対する憂慮がある。今日ドイツでは 3 世代以上の多世代家族が一つ屋根の下で生活することが非常に少なく(全世帯の 1%に満たない)、3 世代が日常的に交流する機会が減少するなかで世代の分離が生じていることが政府のプロジェクト立ち上げの背景として指摘されている。今日の家族の多様化や縮小化、個人化は、家庭内での多世代の交流や、家族が従来担ってきたケアや教育などの機能の達成を困難なものとしているのであり、「多世代ハウス」では家族や個人が抱える様々な責任や課題に対して、家族という血縁的な枠を超えた社会的な世代間連帯のなかで共有し、支え合っていくという理念の下で、地域において世代包括的な活動やサービスを展開している。

こうした社会的な世代間関係の構築によって世代の分離を解消していくことは、高齢世代の社会での新たな活躍の場を広げ、社会的孤立を防止するだけでなく、若い世代にとっては知識や経験豊かな世代との交流がかれら自身の知識や経験を高めることにつながるものであり、また子育て世代にとっては特に働いていて日中子育てができない人や自分の親を頼れない人などにとって育児の心強い助けとなるなど、多世代が互いに協力することで各世代に様々なプラスの作用が生み出されるということが、実際の取り組みを通して明らかにされている。

また、「多世代ハウス」の関心は障害者や移民にも向けられている。つまり、特定の世代や特定の人々など対象の差別化を図るのではなく、年齢の違い、家族の有無、ケアの必要性の有無、障害の有無、国籍の違いなどに関わらない、全ての人々に向けられた取り組みとなっている。対象を個別化した施設体系の下では、世代の分離を助長させるだけでなく、特に施設で長い時間を過ごす人々にとっては特定の世代や属性を持つ人々との接触に限定されてしまう可能性がある。日本においても社会保障制度が対象者別に発展してきたことから、縦割りの弊害が生じていることが指摘されてきた。こうした縦割り型の福祉体制がもたらす様々な弊害を克服するための新しい福祉の形を考えていく上でも、対象を差別化しないドイツの試みは示唆に富むものであると考えられる。

2006年の活動開始以降、5年間の第一期モデルプロジェクト期間を経て2012年より第二期プロジェクトが始動しており、現在全16州に466ヶ所の「多世代ハウス」が活動を展開している(「多世代ハウス」ホームページ(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/>)2015年2月20日閲覧)。「家族のための地域同盟」と同様、政策立案者としての政府の役割はあくまで枠組み作りに留まり、実際の活動内容や運営方法は担い手のイニシアティブに委ねられており、各多世代ハウスは地域の特色や需要に応じた独自の活動を展開している。「多世代ハウス」の多くは、プロジェクトの導入に伴い新設されたものではなく、もともと民間の福祉団体を母体とする施設が「多世代ハウス」としての活動に組み替えられているケース、あるいはその他のNPOや市民のボランティア団体などが組み替えられているケースが多い。「社会的世代間関係の強化」という「多世代ハウス」の理念に賛同した施設や団体が、新たに「世代間の交流」というコンセプトを取り入れ、従来の活動の幅を広げて展開している。

### 3.3 「多世代ハウス」の活動における重点の整理

「多世代ハウス」の個々の活動については、「世代間交流の促進」という大枠の共通コンセプトはあるものの、各施設の活動の自主性が尊重されている。そのため、政府主導の政策でありながら、いわゆる縦割り式の政策体制の弊害からは脱却している。そうしたなかでも、活動展開にあたり特に重要な目的として捉えられ、多くの施設で積極的に取り組まれているものについて、「多世代ハウス」に関する公的資料や報告書などの内容を基に整理する。

#### (1) 「敷居の低い」サービスの展開

「多世代ハウス」に関する資料のなかでは、「敷居の低いサービス」という用語がたびたび使われている。年齢や属性を規定しない全ての人々による自然かつ自由な出会いを共通のコンセプトとしているため、参加の第一歩として、誰でも気軽に訪問しやすい環境作りが第一に求められている。

#### (2) 「公共の居間」(öffentliches Wohnzimmer)の設置

「多世代ハウス」の設立にあたり、全ての施設で共通の設立条件となっているものが「Offener Treff」(開かれた集いの場)である。これは、「多世代ハウス」に関する資料において「公共の居間」(öffentliches Wohnzimmer)と表記され、いわゆる家のなかの団欒の場

である「居間」にあたる部分であり、「多世代ハウス」を訪れる多くの人に利用されている。交流活動を行う場であるとともに、食卓を囲むことで交流を図るというコンセプトに基づき、食事やカフェを提供しているケースが多い。経済的に余裕がない人々にも考慮し比較的安い価格で提供され、住民が食卓を囲みながら、そのなかでできるだけ自然な形で人と人とのつながりを作る空間作りを重視している。日本においても 2000 年以降、特にこのような「共食」を通じた交流促進を目的としたコミュニティカフェの開設が急速に拡大しており、「多世代ハウス」の「公共の居間」と共通するコンセプトといえる。

### (3)子育て世帯の支援

「多世代ハウス」では子育て中の家族を対象に親子教室を開催し、親子のより良い関係構築を支援したり、家事サービスの提供による日常生活の負担軽減に努めているほか、日中働く親に代わり子どもの面倒をみてくれる「代理祖父母」の紹介や、緊急時や時間外の保育サービスなど、現場の需要に応じた柔軟な支援体制を通して働く親の家事・育児との両立をサポートしている。

### (4)ボランティア活動の推進

「多世代ハウス」の特徴の一つとして、提供される活動やサービスにおいて、非常に多くのボランティアが積極的に関わっていることが挙げられる。「多世代ハウス」のサービス提供者の 60%をボランティアが占めていることから、ボランティアが活動の主体を担っているといえるのであり、他者のために何かをするという意味は「多世代ハウス」が成功するための重要な要素となっている。またサービスの提供だけでなく、「多世代ハウス」に協力する他の社会的アクターとのネットワークの構築や協同活動においてもボランティアが果たす役割は非常に大きいといえる。資格を持つ人・持たない人、様々な人々が自分ができること、あるいはやりたいことをここに持ち寄り、無償あるいは有償ボランティアとしてサービスを提供している。ボランティアの研修も行われ、サービスの質への考慮がなされている。こうしたボランティア参加の推進には、市民としての社会参加の原動力にならなければならないという狙いがある。

### (5)高齢者の持つ力を活用する

今日では、健康かつ活発な高齢者が非常に多く存在している。高齢者の様々な行動にお

ける制限に関する最近の研究では、ドイツにおいて 65 歳以上の約 70%は日常生活において制限を感じることなく生活することができており、3 つ以上の行動で制限を感じる高齢者の割合は 12%ほどに留まるという結果が出ている(表 3-2)。そして、かれらの多くは活動的に社会に参加し、また自身の知識や経験を持って誰かのために役立ちたいと考えている。こうした「新しい高齢者像」の発展と同時に、社会においても高齢者が果たし得る役割への期待が高まっている。「多世代ハウス」ではこうした需要にいち早く対応し、高齢者の社会参加の機会を数多く提供しながら、自身の意思決定に基づく生活の維持を支援することに重点を置いてきた。そこでは、例えば代理祖父母として日中働く親の支援をしたり、学校帰りの子どもたちに宿題を教えたり、若者に料理や手芸などを教えたり、また移民の背景を持つ若者の名付け親となり、かれらの生活や語学の習得をサポートしたりと、様々な場面で豊富な知識と経験が他の世代のために活かされている。そして反対に高齢者の方も、若者によるパソコンや携帯電話の講習や、家事や買い物、庭の手入れの手伝いなど様々な形でサポートを受けている。こうした高齢者と若者の交流や相互の助け合いは、世代間の連帯をより強いものにするだけでなく、活動している人々自身の孤立の予防や健康の維持・増進にも役立つものとなる。

表 3-2 日常生活における行動の制限(%)

制限の数	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン
0	70.7	65.7	69.0	68.0
1	11.7	12.6	10.0	13.4
2	5.6	5.9	5.1	5.0
3+	12.1	15.8	15.9	13.6

原注 1：日常生活における 14 の行動について調査（服を着る、歩く、食べる、起き上がる、横になる、トイレに行く、地図を読む、料理をする、買い物に行く、電話をする、薬を飲む、修理をする、庭の手入れをする、 金銭を扱う）

原注 2：データは SHARE による

注：14 の行動のうち、どの行動においても制限を感じることなく一人で行える場合、制限の数は「0」となる。

出典：Blome,Keck and Alber(2009)p.146 より作成

## (6)就業を望む者への支援

「多世代ハウス」では、就業の道に進もうとする人々の雇用につながる様々な機会も提供している。学生のための職業訓練の場の提供や、育児でいったん就業活動から退いていた母親の就業復帰を支援するための職業教育や再教育の提供、その他様々な資格取得のための機会を提供するなど、幅広い支援の形が見られる。また、「多世代ハウス」自体が雇用創出の場となることもしばしばある。こうした取り組みは「多世代ハウス」にとっての重要な協力パートナーである企業や教育組織との連携のなかで行われているものであり、雇用や就業支援という形での社会参加を支援することで、社会的孤立の防止にもつながっていく。

### 3.4 政府による第一期活動プロジェクトをめぐる中間報告

「多世代ハウス」は EU が支援するプロジェクトの一つとして、欧州社会ファンド (European Social Fund)からの財政支援が行われている。そのため、「多世代ハウス」の活動状況や成果などに関する調査報告書の提出が義務付けられており、連邦政府は第一期モデルプロジェクト期間中の 2008 年と 2011 年に中間報告書をまとめている(それぞれ BMFSFJ 2008 ; BMFSFJ 2011a)。以下ではその内容に基づき、統計データを含めて「多世代ハウス」の総体的な活動状況について見ていく。その際、藤本(2012)がまとめた中間報告書の内容や連邦家族省による第一期モデルプロジェクトの総括資料を参照しつつ、より詳細な分析を通して全体像を明らかにする。

#### (1)「多世代ハウス」のねらい

中間報告書をはじめ、「多世代ハウス」に関する公的資料のなかで述べられているプロジェクト創設の背景として、かつての伝統的な大家族から現在に至る家族構造の歴史的変化が挙げられている。今日では様々な世代が一つ屋根の下で生活することは珍しくなり、若者と高齢者の間で知識や経験を日常的に受け継いでいくことも、子育てや介護の支援を受けることも難しくなっている。しかし同時に、人々はつながりや安定した関係、家族の結束を望んでおり、人々のそうした期待はここ 10 年の間にますます固まっているとし、その上で、中間報告書では以下のように「多世代ハウス」の意味、目的を確認している。

「我々はかつての大家族を恋しがってははいられない。しかし同時に、世代間での与えたり与えられたりという日常的な関係性を今日再びよみがえらせるために、大家族の原則から学び、現代社会のなかに転用することはできる。そのために必要な場として、我々は『多

『多世代ハウス』の試みを展開する。全ての世代の人々は、日常生活においてそこで義務的ではなく自然な形で出会い、互いに学び、支え合う。こうした取り組みをドイツのあらゆる場所で展開させる。」(BMFSFJ 2008,pp.3-4)

また、以下は『第七家族報告書』のなかで政府が「多世代ハウス」の創設にあたりその目的や意義について明記したものであるが、そこでは地域において高齢者世代を包摂していくための取り組みであることが強調されている。

「『多世代ハウス』は地域に開放され、そのなかで世代包括的な日々の結束が生み出される。世代包括的な連帯と相互性が『多世代ハウス』の基本理念であり、そのための強力な土台を提供し、そのなかで多世代の結束を日常的に経験することを可能にする。『多世代ハウス』は、高齢者世代を包摂し、有益な経験や能力を生み出し、孤独を予防する。」(BMFSFJ 2005,p.XXVIII)

## (2)連邦諸州における「多世代ハウス」の数

2014年12月の段階で、全16州に466の「多世代ハウス」が存在しており、各州における「多世代ハウス」の数を示したものが表3-3である。

表3-3 連邦諸州における「多世代ハウス」の数

バーデン・ヴュルテンベルク	44
バイエルン	81
ベルリン	8
ブランデンブルク	23
ブレーメン	2
ハンプルク	4
ヘッセン	28
メクレンブルク・フォアポメルン	19
ニーダーザクセン	49
ノルトライン・ヴェストファーレン	59
ラインラント・プファルツ	34
ザーラント	7
ザクセン	32
ザクセン・アンハルト	22
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	11
テューリンゲン	25
合計	466

出典：「多世代ハウス」ホームページ(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/>)より作成  
(2015年2月20日閲覧)

## (3)活動状況

平日は1日平均9時間、週末は1日平均6時間ほど開かれている。

現在では全ての年齢を対象とした活動やサービスは10700にのぼっている。

中間報告書では、1日のサービス利用数の年次推移が示されているが(表 3-4)、どのサービス分野においても3年間で利用数が飛躍的に増加していることがわかる。

表 3-4 一日のサービス利用数の年次推移

サービスの種類	2007年	2008年	2009年
教育や育成	4867	17772	24303
「Offener Treff」 (開かれた集いの場)	9849	27820	40944
ケア／相談・アドバイス	6494	21673	35171
文化／スポーツ／ その他の余暇サービス	4098	12472	14212
家事サービスの提供と仲介	12853	13864	23001
経済的基盤の調達／その他	1237	4528	6333
名付け親	354	887	1554

出典；BMFSFJ 2011a,p.27 より作成

「多世代ハウス」の活動は多岐にわたっているが、そのなかでも特に多くの人々に利用されているのが「Offener Treff」(開かれた集いの場)である。報告書では「Offener Treff」を「多世代ハウス」の中核(Herzstück)であるとして重要視し、以下のような分析結果を出している(BMFSFJ 2008,pp.19-20；BMFSFJ 2011a,pp.26-28)。

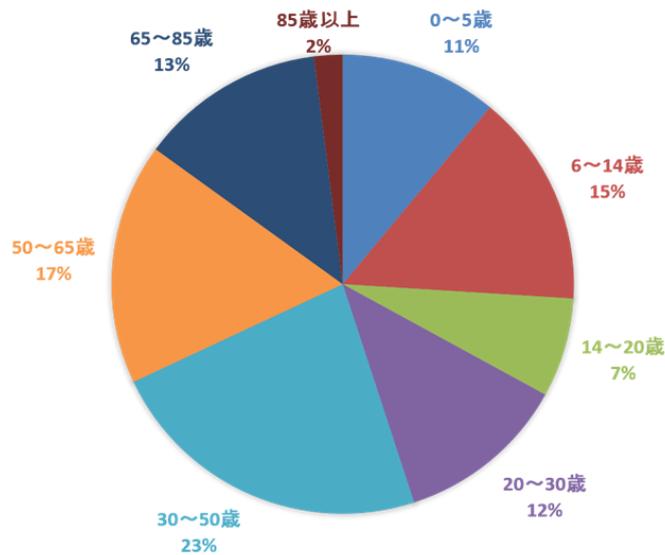
- ・「多世代ハウス」の90%が常設の開かれた集いの場を設けており、食事やカフェ、子どもの遊び場、高齢者の憩いの場などとして利用されている。
- ・1つの「多世代ハウス」につき、1日あたり平均35人が開かれた集いの場を訪れるとともに利用者の70%が定期的な利用を行っている。
- ・若者と高齢者の70%が開かれた集いの場で共に活動している。
- ・開かれた集いの場の90%が食事やカフェを提供し、40%がパソコンやインターネットの利用を提供している。
- ・開かれた集いの場は「多世代ハウス」の全てのサービスのなかで最も人気があり、利用者の92%が満足であると回答している。

また中間報告書では都市の規模による「多世代ハウス」の活動の違いについても触れている(BMF SFJ 2011a, pp.43-47)。規模の小さい都市や農村部の地域では、一番近い文化センターや高齢者が集える場への道のりは遠く、家の外には自然が広がっているが様々なサービスや施設へはほとんどアクセスできない。大都市とは異なり、文化的なサービスや余暇サービス、学校外での教育、育児や介護などに関するサービスは限られたものしかない。こうした地域では若者はより大きな都市へと移住し、人口の高齢化が進んでいるとともに、高齢者の一人暮らしが非常に多くなっている。また、子育て世代や高齢者の介護を行う家族にとって、ケアの不足は特に働いている人々にとって仕事と家庭を両立させることを困難なものとしている。そこで「多世代ハウス」では、現場で不足している諸機能を補足するために、特にサービスの多彩さとサービスへのアクセスのしやすさという課題を下に、地域の学校や幼稚園、介護施設、その他の各種組織・団体と協力しながら幅広い支援サービスの提供を実現させている。農村部の地域では、1日平均8万回にわたり「多世代ハウス」のサービスが利用されているという。地域の規模別にみるサービスの種類ごとの利用者数の違いについて見てみると、「Offener Treff」と教育に関する活動やサービスは中都市・大都市と同様に多くの利用が見られるが、特にケアサービスと家事サービスは中都市・大都市よりも非常に要求頻度が高くなっていることが特徴的である。「多世代ハウス」における多彩で包括的なサービスの提供は、高齢者ができるだけ長く、自身の住み慣れた環境で自立的かつ自己決定に基づく生活を送ることができるよう支援するものであり、また子育て世代や高齢者の介護を行う家族にとっては仕事とのより良い両立や負担の軽減を可能にする貴重な存在であり、小さな都市や農村部の地域にとってなくてはならない活動・サービス拠点となっている。

#### (4)利用者状況

1日あたり約9万人が「多世代ハウス」を利用している。利用者を年齢別に見ると、以下のような内訳となる(図3-2)。全世代にわたり偏りなく利用されており、理念上だけでなく実際において多世代の参加を実現できていることがわかる。

図 3-2 年齢別利用者割合



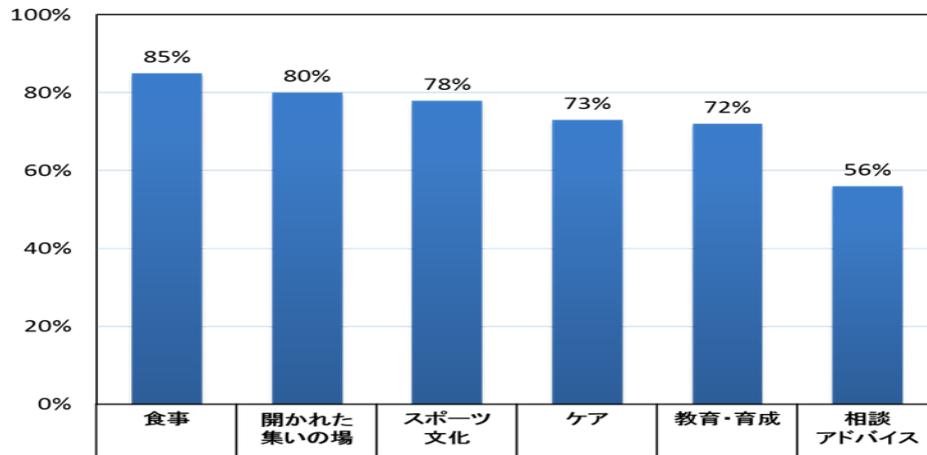
出典：BMFSFJ 2008,p.17 より作成(年齢表記は出典のまま)

#### (5)世代間交流活動

「多世代ハウス」における 1000 を超える活動やサービスのうち約 75%において、幼児から高齢者にわたる多世代の共同活動を達成している(BMFSFJ 2008,pp.18-19)。世代間交流活動の内容を示したものが図 3-3 である。食事を介しての交流と「開かれた集いの場」での交流が特に活発であるが、その他のスポーツ、文化的な活動・イベントやケア、教育などの分野における交流ともそれほど大きな差は見られず、多岐にわたる活動において高い割合で世代間交流が達成されていることがわかる。

中間報告書では、「多世代ハウス」での強制されない、自然発生的な出会いが世代間交流の促進にとっての成功の秘訣であり、日々のこうした出会いが世代や属性を超え、互いの尊重や承認、助け合いを促進させているという(BMFSFJ 2008,p.19)。

図 3-3 世代間交流活動の内容



出典：BMFSFJ 2008,p.18 より作成

#### (6) ボランティア活動

ボランティア活動が非常に活発である点も「多世代ハウス」の特徴の一つであり、中間報告書においてもボランティア活動に関する分析が行われている (BMFSFJ 2008,pp.22-27 ; BMFSFJ 2011a,pp.19-23)。

- 全ての「多世代ハウス」において 16000 人以上が様々な形でボランティアとして活動に参加しており、それは「多世代ハウス」で働く全ての人の 61%にのぼる。
- 「多世代ハウス」の 93%がボランティアを積極的に受け入れており、各多世代ハウスに平均 33 人のボランティアが活動的に参加している。
- ボランティアの 66%が少なくとも週に 1 回以上「多世代ハウス」で活動しており、約 70% は 1 年以上継続的に活動している。
- 活動内容の約 70%がサービスの実行である。
- ボランティア参加のための条件や規定は特になく、諸個人のできる範囲で自身の持つ技術や能力、関心に合わせて活動に参加している。
- ボランティアの年齢分布(図 3-4)について見てみると、20 歳未満が 5.4%、20 歳~30 歳未満が 14.7%、30 歳~50 歳未満が 41.6%、50 歳~65 歳未満が 20.8%、65 歳以上が 17.6% となっており、特に中高年世代や高齢者世代にかけての活動性が高く、こうした世代はボランティア参加の柱として非常に重要な存在であり、かれらの持つ能力や可能性が現場で活かされている。

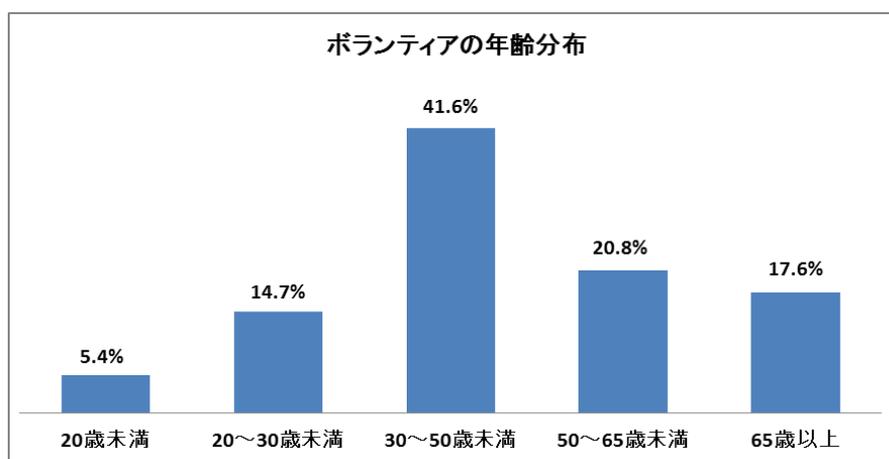
しかし、中高年世代や高齢者世代のみにとってのやりがいある参加の場ではない。ボ

ランティアのおよそ5分の1は30歳未満のより若い世代であり、かれらの多くは就業しており、60%が「多世代ハウス」から仕事場に向かったり(あるいは仕事場から「多世代ハウス」を訪れる)、週末に活動に参加するなどしている。

中間報告書では、職員とボランティアが行う活動内容とその構成割合を比較し考察している(BMFSFJ 2008,pp.23-24)。ボランティアの活動内容は主にサービスの実行、協力パートナーとの連携、活動の指揮、経営管理であり、職員と同じ内容の業務を行っている。活動の指揮と経営管理に関しては職員の割合が少し高くなっているが(職員：17%、ボランティア：9%)、サービスの実行に関してはボランティアの割合が職員よりも高くなっている(職員：51%、ボランティア：70%)。したがって、日々の活動のなかで職員が確保できなかった場合には、同じ業務を行えるボランティアがいればかれらが対処することが可能であり、そうした点もボランティアが中心となりながら運営を行うことを可能にしている要因の一つであると考えられる。

また中間報告書では、ボランティア活動の成功事例として、私が2013年に訪れたハイデルベルクの「多世代ハウス」が取り上げられている(BMFSFJ 2008,pp.27-28)。この「多世代ハウス」では150人以上のボランティアが活動に参加している。その半数以上が2年以上継続的に活動を行っており、専門的な技術や能力を持って取り組んでいる。サービス利用者には障害者や高齢者も多く存在しているため、ボランティアによる日常的なサポートはかれらがもはや施設入所に依存することなく、自立的生活を送れるようにすることに役立っていると説明している。

図 3-4 ボランティアの年齢分布



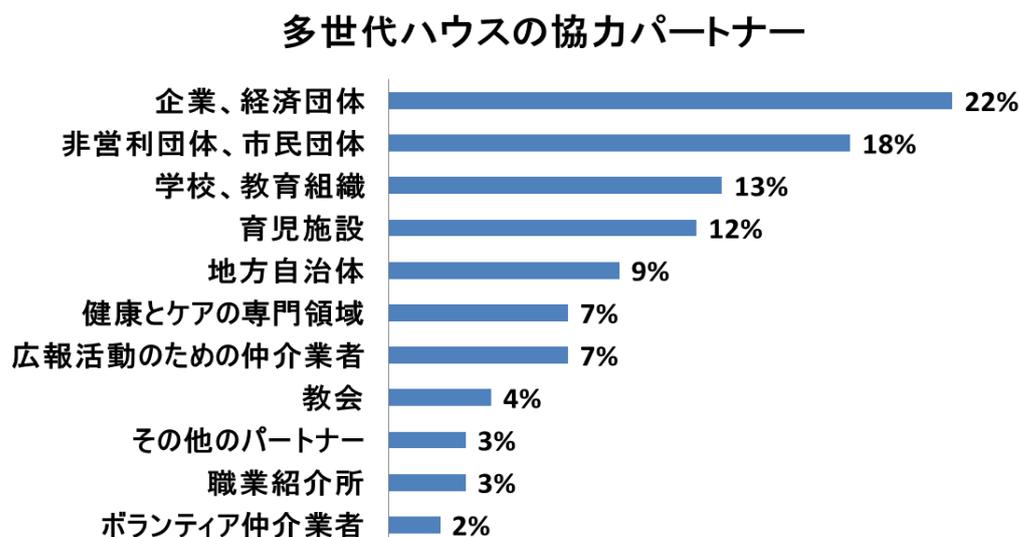
出典：BMFSFJ 2011a,p.22 より作成

### (7)協力パートナーとの協同活動

「多世代ハウス」での多岐にわたる包括的な活動を可能にしている背景の一つは、多様な分野の協力パートナーとの連携にある。協力パートナーは企業・経済団体、非営利組織、市民団体、学校・教育組織、福祉施設、自治体、教会など総じて 23000 以上にのぼり、各多世代ハウスは平均 46 の組織や団体と様々な形でネットワークを結びながら協同活動を行っている(BMFSFJ 2011a,pp.49-52,63)。図 3-5 は協力パートナーの分野ごとの割合を示したものである。特に企業や経済団体は重要なパートナーであり、その割合は全体の約 5 分の 1 を占める。企業側は「多世代ハウス」に対して、広報活動や活動資金の寄付、社員へのボランティア活動の仲介などの面で支援する一方、「多世代ハウス」は社員に対して、柔軟な育児支援サービスやその他の両立支援サービスを提供するなど、企業側にとっては福利厚生の一環として「多世代ハウス」が利用され、双方がメリットを享受できる形となっている。そのほか企業説明会や講習会などの際には「多世代ハウス」が部屋の一部を開放し、ビュッフェなどの提供を合わせて行っているところもある。また、自治体は第一期・第二期プロジェクト期間中に連邦政府、EU とともに年間 1 万ユーロの財政支援を行ってきたが、財政支援だけでなく新たな協力パートナーの獲得にも積極的に関与している。

こうした多様な連携を通して、「多世代ハウス」は一つの地域における施設の協同活動の新たな形の中核を成している。それは特定の年齢層を対象とする代わりに、「多世代ハウス」の周辺に新たな世代包括的なサービスを展開することである(BMFSFJ 2008,p.33)。

図 3-5 「多世代ハウス」の協力パートナー



出典：BMFSFJ 2011a,p.50 より作成

#### (8)「多世代ハウス」における3つのタイプ

中間報告書では、全ての異なる「多世代ハウス」像を通して、そのなかで挙げられるいくつかの傾向について、「原型」、「規模」、「経験(活動期間)」、「活動組織」、「活動の重点」、「世代の出会い」、「協力パートナー」の7つの項目別にタイプ分けし、「活動中心型多世代ハウス」、「出会い(交流)中心型多世代ハウス」、「サービス中心型多世代ハウス」の3つのタイプに分類している(BMFSFJ 2008,pp.33-37)。実際には個々の「多世代ハウス」の活動はより多種多様なものとなっているため、厳密に区分することは難しいが、これらの3類型は「多世代ハウス」の全体像の把握にとって役立つものであるといえる。これらの分類からは、歴史的に異なる施設基盤を持つ「多世代ハウス」による、共通理念としての「世代間関係の強化」を達成するための様々なアプローチやプロセスを確認することができる。

「活動中心型多世代ハウス」では、主にスポーツや余暇、文化活動を通じた交流が他の「多世代ハウス」と比べて活発な傾向にあり、そうした活動の3分の2以上がボランティアによって行われているなど、活動の中心がボランティアである点も特徴の一つである。もともとは民間組織やボランティアが中心の担い手となり、教区や市民の集いの場から発展してきたものが多く、活動期間は11年~20年と比較的長い活動の歴史を持つ傾向にある。他方、世代別での活動も多いことから、多世代を対象とした活動は半数に留まり、他の「多世代ハウス」と比べて少ない値となる(連邦全土ではサービスの平均75%が全世代を対象としたものである)。

一方「出会い中心型多世代ハウス」ではサービスの約80%が多世代での共同活動であり、特に「Offener Treff」は長時間解放され活動が活発である。また、交流の促進や教育に関わるサービスに重点を置くなかで、高齢者と若者の多彩な交流を達成している。活動組織の多くは経済団体や兵役代替役務(Zivildienst)などであり、この「出会い中心型多世代ハウス」は最も創業が新しく、活動期間は約半数が1年から最大2年である。これは、「世代間の交流」が当初からの「多世代ハウス」の代名詞であり、またその特徴であることを意味している。活動の歴史が浅いにもかかわらず、協力パートナーとして企業を獲得することに成功し、頻繁に協力関係を結んでいる。その割合は協力パートナーの29%を占める。全体では10~50の協力パートナーとともに活動を展開している。

「サービス中心型多世代ハウス」は、主に家事サービスや保育などケアサービスの提供に重点が置かれる傾向にあり、全ての活動の約40%を占める。親-子、家族-母親に関連した民間の施設や機関から「多世代ハウス」になったものが多く、活動期間は3~10年、ま

たは 21 年以上と、歴史の短いものから長いものまで様々である。協力パートナーには全日  
制保育園や学校などが多い。

様々な活動基盤を持つ組織や団体が従来の活動を引き継ぎ、またその幅を広げながら今  
日「多世代ハウス」として活動している。そのなかで、出会いや交流を中心としたものは  
特にこのプロジェクトの開始とともに発展が進んでいるものであり、「多世代ハウス」をき  
っかけとしてこうした活動が広がることが期待されている。

### 3.5 第二期プロジェクトにおける 4 つの重点

CDU/CSU と SPD の大連立政権の下で開始された「多世代ハウス」プロジェクトは、2009  
年以降の CDU/CSU と自由民主党 FDP の連立政権においても継続され、2011 年に第一期  
モデルプロジェクトを終えた後、翌年より第二期プロジェクトが展開された。それに先立  
ち 2009 年 10 月には与党による新たなプロジェクトの方針が確認された。そこでは、従来  
の個別の年齢を対象としたサービスのあり方についての、現代社会との整合性という面か  
らの疑問と同時に、「世代包括的な共生」というテーマの推進に対する正当性とその原動力  
としての「多世代ハウス」の意義が改めて言明された。その上で、これまでに成果のあつ  
た「多世代ハウス」の取り組みを将来にわたり支援していくことにくわえ、今日特に緊急  
性の高い社会的課題を採択し、地域レベルでの多面的な解決を目指す方向性を明らかにし  
た。第二期プロジェクトにおいて特に重要な活動分野として、①高齢者とケア、②融和と  
教育、③家事サービスの提供と仲介、④ボランティア参加の推進が採択された。これらの  
活動分野は、第 1 章で述べてきた現在の介護保険制度の持つ限界やそれを受けての制度改  
革の方向性を考慮したものであり、また第 2 章で述べてきた従来の家族政策の問題点を克  
服すべく、これまで「持続可能な家族政策」の下で重視されてきた仕事と家庭の両立支援  
や保育のためのインフラの拡充、子どもの教育環境の整備などの課題に引き続き取り組ん  
でいくものとなっており、家族や個人が各々に抱える課題に対して、市民や地域の社会的  
アクターと共に社会的な世代間連帯のなかで解決していこうとするものである。

#### ① 高齢者とケア

「多世代ハウス」では、第二期プロジェクト以降も高齢者が社会的に孤立することなく、  
住み慣れた地域のなかで安心した生活を送ることができる居場所を創出することを重要な  
テーマとして掲げている。そのため、高齢者が気軽に立ち寄れるカフェから、手芸・編み  
物教室、合唱サークル、エクササイズなどをはじめとする様々な活動メニューを引き続き

数多く展開していく予定である。そこでは同世代の人々との交流を深めることができるだけでなく、同じくカフェや何らかの活動を利用するために「多世代ハウス」を訪れる他の世代の利用者や、「多世代ハウス」で働くスタッフやボランティアとの自然な交流が生まれることが期待できる。身近に自身のことを気にかけてくれる人や、日常生活のなかで何か困ったことがあれば助けを求められる人がいることが、高齢者にとって日常生活を送る上での安心感を確保するための重要な要素となる。後にも述べるが、利用者アンケートの結果からは、高齢者の多くが「多世代ハウス」を訪れることで様々な人との出会いや交流を達成し、そのなかで自分のことを気にかけてくれる人ができた、あるいは一人ではないと感じることができたという回答している。

また、活動の担い手として他者のために自身の持つ知識や経験が役立つという経験は、高齢者自身の生きがいや生活の質の向上をもたらすものである。「多世代ハウス」のねらいの一つは、高齢者を一律に「支えが必要な存在」と捉える固定観念を払拭し、「社会の重要な支え手として活躍できる存在」という新しい高齢者像を発展させることにある。こうした認識の下で、高齢者が自主性に基づき自身の持つ力を最大限に発揮できるような活動展開を行っていくことが目指されている。

また、ケアを必要としている高齢者のための支援も重要な活動テーマである。家族介護と専門的介護の間に位置する「中間領域」(Zwischenbereich)における支援体制は現在まだ不十分な状態にあるとし、家族介護と専門的介護双方をその中間的立場から補完的に支援し、ケアの隙間や不足を補い、負担を軽減するための役割が求められている(BMFSFJ 2011b,p.6)。現在「多世代ハウス」で何らかのケアを受けている高齢者は、ケアを必要とする全ての高齢者の69%(約160万人)を超えていることから、「多世代ハウス」は地域における高齢者ケアの重要なサービス供給拠点になりつつある(mehrgenerationenhaeuser 2014a)。その際、「多世代ハウス」で提供される介護サービスの質の確保や、その他の介護サービスの仲介、家族介護者に対する情報、助言・アドバイスの提供などにおいて、「介護支援拠点」(Pflegestützpunkt)と「介護相談」(Pflegeberatung)の協力は一つの重要な役割を果たしているという(BMFSFJ 2011b,p.6)。また、第二期プロジェクトでは特に認知症高齢者に対する支援が重要課題とされており、当事者とその家族のためのサポートの強化が現在進められている。認知症高齢者のための支援は、第一期モデルプロジェクト期間から多くの需要が見られた。現在では「多世代ハウス」における高齢者ケアに関する支援サービスの約半数が認知症高齢者を対象としたものとなっている(BMFSFJ 2011b,pp.6-7 ;

BMFSFJ 2014a)。こうした課題を重視する背景には、第1章で明らかにしたように、現在介護保険制度において認知症高齢者への対応に大きな力が入れていることが挙げられる。増加し続ける認知症高齢者に対して現金・現物ともに給付を改善し、従来よりも手厚い支援を受けられるようにしていくことが急務であり、「多世代ハウス」も地域における有用な社会的資源の一つとして、介護に関するサービスと相談・情報の提供を行うことで地域の需要に対応していくことに期待が寄せられている。こうした認知症高齢者に関する活動分野の重要な協力パートナーになっているのがドイツアルツハイマー協会や地域のアルツハイマー協会であり、これらの機関における経験的資源とノウハウが「多世代ハウス」の活動プログラムの実行に活かされている。

## ② 融和と教育

「多世代ハウス」では、国籍や文化的、宗教的背景に関係なく、地域レベルで全ての人を受け入れる取り組みを通じて、移民の背景を持つ人々の社会参加を積極的に推進している(BMFSFJ 2011b,p.7)。第二期プロジェクトではこうした活動分野をより重視し、個々の地域の需要に応じてアレンジされた敷居の低いサービスを通して、移民の背景を持つ人々が日常生活のなかで抱える様々な課題に向き合っていくことに力が入れた。そのため、語学習得のための語学講習やインターナショナルな文化活動・教育活動を日常的に展開している「多世代ハウス」は多く、それと合わせて地域の移民組織との連携も図られている。

教育の分野では、子どもや若者に対する家庭と学校による教育的、社会的な機能を補完する役割を担うものとして期待が寄せられている。宿題のサポートや午後の活動など放課後の支援、教育を伴う子どものケアサービスを行っているほか、子どもたちが家族の枠を超えて他者から愛情を受けながら成長できるよう、代理の親や祖父母制度などをはじめ、第三者の大人が子どもの成長を見守っていく活動を行っている(BMFSFJ 2011b,pp.7-8)。

## ③ 家事サービスの提供と仲介

住まいにおける身近なサービスの提供と仲介を通じて日常の負担を軽減し、家庭と仕事のより良い両立を助けることを目的として、最初のプロジェクトの段階から重視されてきたテーマである。庭の手入れや買い物の援助、アイロンがけ、掃除などを例とする数多くのサービスは、働く女性や高齢者にとって大きな助けとなっている(BMFSFJ 2011b,p.8)。

育児ケアに関するサービスもこの活動分野に含まれる。育児ケアサービスでは、第2章

で明らかとなった政策上の問題点に対応すべく、特に補完性と柔軟性の高さに重点が置かれ、全日制の保育園や託児所の設置、緊急時や時間外の保育対応など、現場の既存のサービスの不足を補う形で地域の需要に対応しているケースも多い。ドイツでは昨今になりようやく、保育ケアの対象年齢と施設数の拡充、保育施設の全日制化などが本格的に進められるようになってきているものの、保育ニーズの方が上回っているのが現状である。さらに、臨時や時間外の保育にも柔軟に対応できる施設は限られている。したがってこうした補完性と柔軟性の高い保育体制の展開は、特に働く母親の仕事と家庭のより良い両立に貢献するだけでなく、母親がより早く職場復帰を果たせるようにすることにも貢献する。「多世代ハウス」では母親の職業復帰を支援するための職業教育や資格取得の機会の提供にも積極的に取り組んでいる(BMFSFJ 2011b,p.8)。

#### ④ ボランティア参加の推進

「多世代ハウス」が多様かつ世代包括的な活動に取り組むにあたり、ボランティアはなくてはならない非常に重要な存在である。なかでも特に、退職期を迎える「若い高齢者」(Jüngere Ältere)への期待が高く、かれらによる多くの経験が社会に価値の高い資源を提供することができるとしている(BMFSFJ 2011b,p.9)。そして、「多世代ハウス」は「若い高齢者」に対して、新たな社会参加のための原動力となる場を提供するとともに、若い世代の人々と人生の経験を分かち合うことへの意欲を引き出すことに力を注いでいくとしている(BMFSFJ 2011b,p.9)。また、移民の背景を持つ人々のボランティア参加への動機付けを行っていくことも同様に課題であるとしている(BMFSFJ 2011b,p.7)。それは、かれら自身の社会との関わりを強めていくだけでなく、例えば外部との関係をあまり持っていない他の移民たちの社会参加へのきっかけを生み出すことや、かれらの活動やサービスへの希望を吸い上げ、それを形にしていくことに大いに貢献することができるからである。

## 第4章 「多世代ハウス」の活動事例—2011年/2013年ヒアリング調査・アンケート調査の内容—

### 4.1 調査訪問先の活動事例

政府資料に基づく総体的な活動の把握に続き、ここからは個別の活動事例について考察することとする。「多世代ハウス」プロジェクトの活動理念が、実際の現場においてどのような形で達成されているのかを調査するため、第一期モデルプロジェクト期間中の2011年

8月にティティゼー・ノイシュタット、ミュンヘン、カールスルーエの3ヶ所の「多世代ハウス」を訪れ、第二期プロジェクト期間中の2013年12月にミュンヘン、カールスルーエの同じ施設に加えて、新たにフライブルク、カールスルーエ(上記とは別施設)、ハイデルベルクの5ヶ所を訪れ、それぞれ施設責任者、利用者などにインタビューを行った。インタビューでは主に、事業の概要(運営主体、活動の歴史、活動内容)、運営状況(職員、ボランティア、協力パートナー、運営費)、利用者状況、交流活動の実態などに関する質問を行った。2度訪れた施設に関しては、最初の訪問時からの活動推移をはじめ、第一期プロジェクトへの評価などについても調査した。調査の目的は、現場での活動実態を把握することであるとともに、いくつかの事例を調査するなかで見られる共通性と多様性を把握することであった。そのため、宗教的にカトリックと福音派の拮抗するバーデン・ヴュルテンベルク州の人口規模を異にする諸都市に、南ドイツ最大の都市ミュンヘンを加えた地域から調査先を選定し、ヒアリング調査を受け入れてくれた「多世代ハウス」を訪問した。なお、調査の際には「ドイツ語通訳・翻訳館 フライブルク」の協力の下、インタビュー時の通訳のために現地に同行頂いた。本論文の「巻末資料1」では、調査訪問先の写真一覧として各多世代ハウスにおける実際の活動の様子などを提示している。

各多世代ハウスの運営資金に関しては、まず政府の財政支援として、第一期モデルプロジェクト期間中の5年間、そして第二期プロジェクト期間中の3年間において、各多世代ハウスに対して年間4万ユーロ(3万ユーロ/連邦政府・欧州社会ファンド、1万ユーロ/自治体)の補助が行われてきた。現在は、第二期プロジェクトが2014年で終了したところであり、2015年以降も第二期プロジェクトにおける活動の重点を引き続き継承した形で取り組みが進められている。そして2015年も引き続き連邦政府より全ての「多世代ハウス」に対して年間総額1600万ユーロの補助が行われることとなった(mehrgenerationenhaeuser 2014b)。このほか、個々の「多世代ハウス」の母体となる福祉団体や企業、教会、個人の寄付などによる支援や、各多世代ハウスでの保育・介護事業料、授業・レッスン料、飲食代、個別事業での政府プログラムからの支援などが活動運営費に当てられている。

#### (1) Bürgerwerkstatt Stutensee(市民工房シュトゥッテンゼー/カールスルーエ)の活動事例

ここは2001年3人のボランティアにより若者の活動・集いの場として活動を開始し、その後参加者の幅が様々な年齢層へと徐々に拡大したため、多世代が集える場へとコンセプトを拡大し、2012年12月より「多世代ハウス」として活動を開始した、比較的新しい施

設である。他の多くの「多世代ハウス」はそれ以前の母体組織を持つなか、ここは個人のボランティア活動から始まった珍しいケースといえる。「多世代ハウス」としての活動の場を構える際、企業のサポートにより建物内部の机や椅子、棚などほとんどの資材が寄付により賄われ、初期費用をかなり抑えられたという。

平均の利用者総数は月に約 500 人、イベント時を含むとその数は多少増える。職員は 1 人で、ほかボランティア 45 人という、活動の多くがボランティアによって支えられている。

表 4-1 は、実際に行われている活動プログラムの内容を提示したものである。訪問した 6 ヶ所の「多世代ハウス」の活動は、それぞれがアイデアに富んだ非常に多様なものとなっているが、このカールスルーエの「多世代ハウス」の一例を見るだけでも、子どもから高齢者、障害者、外国人を対象とした活動まで、包括的な活動を一つの施設のなかで展開していることがわかる。

表 4-1 Bürgerwerkstatt Stutensee の活動プログラム(2013 年 9 月~2014 年 1 月)

	月	火	水	木	金
9:00	インテグレーションコース (外国人対象のドイツ語コース)	オープンカフェ 自立的高齢者の生活の支援	ドイツ語コース	インテグレーションコース	オープンカフェ
10:00					
11:00				オープンカフェ	オープンカフェ
12:00				オープンカフェ	オープンカフェ
13:00	若者の集い (障害のある・なしを超えて)			オープンカフェ	オープンカフェ
14:00				オープンカフェ	オープンカフェ
15:00	オープンカフェ	オープンカフェ		オープンカフェ	三世代の集いの場
16:00		遊ばずの 遊びサークル		オープンカフェ	
17:00		絵画教室 インターナショナルな子どもの		絵画教室	
18:00			料理教室		
19:00	オープンカフェ		若者の集い (障害のあるなしを超えて)	インテグレーションコース	
20:00	若者と高齢者のインターネットカフェ		親同士の集いの場	「私たちの食卓」 料理	認知症の人のための支援・講演
21:00	映画	自助グループ 当事者間の相互援助			音楽会/コンサート

出典：当該施設発行のパンフレットより作成

この活動プログラムのなかに「インテグレーションコース」というものがあるが、これは現在ドイツにおいて移民政策の一環として推進されている制度であり、ドイツ語能力が不十分な移民を対象に 900 時間の語学レッスンを無料で受講することができる制度である。「インテグレーションコース」によって、ドイツ社会で自立的に生活していくために必要最低限のドイツ語能力を移民が身に付け、それによって職業的、社会的、経済的、文化的

な機会平等を得ることを可能にすることで、移民の社会的孤立を防ぐことが目的とされている。この「多世代ハウス」は「インテグレーションコース」の実施許可を受けた施設として語学レッスンを開講している。資格を持つ現役の講師を招き授業を担当してもらっていると同時に、退職期を迎えた講師がボランティアとして生徒に教える機会を提供してくれているという。

子どものケアを行うにあたっては、世代間の交流が意識されている。親と子、そして血縁関係にない祖父母の3世代による育児ケアの機会を活動に組み入れている。調査訪問時には6~11人の子どもと5人の高齢者が集い、子どもの面倒を見ながら3世代が交流をしているということであった。また臨時対応として、子どもを翌日の朝まで預かることのできる宿泊ケアも行っている。

このほか認知症高齢者に対する支援として、毎週金曜日に「多世代ハウス」においてケアが行われている。4人の専門的資格を持つボランティアが、近くに住む8人の認知症高齢者のケアと送迎を行っている。また、連邦家族省による認知症に関するプロジェクトの支援(1万ユーロ/年)を受け、他の福祉機関と協力しながら認知症に関する知識を広めるための講演会や家族のための相談会、セミナーの開催、パンフレットの作成などを行っている。

オープンカフェ(「Offener Treff」のことを指す)では、例えば昼食時には飲み物、パン、サラダ、スープ、メインディッシュ、デザートというセットメニューを5ユーロで提供している。これは経済的にあまり豊かではない人にも安心して利用してもらえるようにとの配慮からきている。ここでもボランティアが中心となって食事作りが行われている。

またここでの興味深い試みの一つに、若者と高齢者のための多世代共生型住居の建設がある。日常生活において様々な世代が顔を合わせ、身近に頼れる人がいるよう、互いに助け合いながら生活できるようにとのことから、例えば家族と離れて暮らす高齢者が孤独な生活を送らなくても良いよう、障害を抱える人が普段は自分で生活できていても、何か困ったことや共同で行いたいことがあれば「多世代ハウス」に来て助けを借りながら生活できるように、そして幅広い世代がいるなかで子育てをしていこうとの思いからこのプロジェクトを立ち上げ、「多世代ハウス」の隣に10~12戸から成るアパートメントを建設している。住まいの身近に家族以外に頼れる人や場所が存在することが大切であり、様々な立場の幅広い世代の人々が同じ場所で互いに助け合いながら生活できることを目的とした、今日の家族の多様化に対応した試みである。建物の建設には、こうした理念に賛同した地域の建設会社が資金面も含めて協力しているほか、この地域の住民が建設費用の一部を提供して

くれたという。建物の完成後は家賃収入によって管理を行っていく予定である。調査訪問時には建設の途中段階であったが、20代から80代まで40名以上の入居希望者がおり需要が多いため、今後新たな建設も考案しているという。

活動運営費については、政府による年間4万ユーロの補助金、多世代ハウスでの保育・介護事業料、授業・レッスン料、飲食代、個別事業での政府プログラムからの支援、企業や個人からの寄付などが当てられているという。

もともとボランティアから始まった活動であるため、補助金への期待はそれほど大きくなく、自分たちでできる限りのことを続けていくという精神でいるという。今後の課題として、地域や利用者のその時々々の需要や希望にできるだけ応え、様々なサービスや活動を調整しながら展開していくことが挙げられている。

## (2) Erwachsenenbegegnungsstätte Freiburg Weingarten(EBW)(成人の集いの場 ヴァインガルテン/フライブルク)の活動事例

ここはもともと1970年代にカトリック系の福祉団体であるカリタス連合が成人の集う場として建設した社会文化センターであった。しかしその後家族の多様化により世代の分離が進行し、地域において孤立してしまう人々が出てくるなかで、改めて人々のつながりの大切さが認識されるようになり、血縁・世代を超えた様々な人が集える場へと活動の幅を広げて今日の「多世代ハウス」としての活動に至っているという。

活動時間は月曜日から金曜日まで8時半から22時半までであり、実際に行われている活動内容は非常に多様かつ包括的なものとなっている。日常生活の負担を軽減するための様々な家事サービスや修理サービス(パソコン修理や自転車修理)から、ボーリング・ジム・エアロビクス・ピラティス・ヨガなどのスポーツや健康活動、演劇・舞台・国際的な音楽会・国際的な文学サークル・水彩画サークル・オリエンタルダンス・生け花サークル・子ども映画館などの国際的な文化的活動、ドイツ語・アラビア語・ロシア語・ナイジェリア語・韓国語などの語学教室、そして「Offener Treff」での昼食・カフェ・夕食の提供、子どものための育児ケア・コーチングプログラム、要介護高齢者のためのケアサービスと相談支援、両親・親子の集いの場・若者と高齢者の集いの場などといった活動が日常的に展開されている。

1日の平均利用者総数は200人ほどであり、その約3分の2が女性、3分の1が男性となっている。職員の数は3人に対してボランティアの数は100人以上にのぼっており、活

動の 9 割がボランティアによって担われているという。こうした背景には、母体であるカトリック系福祉団体の関係者がボランティアとして活動に参加していることに加えて、仕事をリタイアした後、人のために何かをしたいという想いや、自分の人生にとって何が大切かということの答えをここで見つけたいという想いから、「多世代ハウス」の一員として活動を行っている人が多く存在しているという。調査に訪れた際、ちょうどキッチンでは昼食の準備が行われていたが、ここで毎日提供される料理もボランティアの人々を中心に作られているものである。ここではたくさん子ども達が料理を習いに来ており、ボランティアとして料理を作りに来ていた年配の人々がかれらに日々教えながら共に台所に立っている。また、少し障害があり一般のレストランでは受け入れられなかった子どももここで料理を習い活動しており、かれらのここでの活動を「多世代ハウス」が証明することで、次の仕事へのステップアップにつながることも多くあるという。実際に昼食時には学生などの若い世代から高齢者まで多くの人々が「Offener Treff」に集い、食卓を囲んで非常に賑やかな空間となっており、こうした公共の居間の設置が多世代交流の促進にとって有効な手段であることを改めて確認することができた。この「多世代ハウス」においても、飲み物、サラダ、メインディッシュ、デザートというセットメニューを 5 ユーロ以下という比較的安い価格で提供している。

ある女性のボランティアの方へのインタビューでは、「3 年前に仕事をリタイアして以降、月曜日に Offener Treff でボランティアをしている。また体が不自由な人のサポートをしている。人と話をするのが好きで、人のために何かをしたいと思い参加している。毎週ケーキを焼いてきて、みんなで話をしながら食べるのが楽しみ。ボランティアの 3 分の 2 は退職者で、3 分の 1 は若い人。毎日来る人もいるし、頻度はまちまち。火曜日は編み物教室に利用者として習いに来ている。2 ヶ月に一度、金曜日の午後にボランティアの人を労うための集いの会が開かれるので、様々なイベントにも参加している」とのことであり、このようなボランティアとして活動を提供する一方、利用者としても活動に参加しているといった、活動の担い手・利用者双方の立場を行き来しているケースは、他のボランティアの方へのインタビューからも多く聞かれた。こうした環境がスタッフと利用者の境界を曖昧なものとし、市民主体の活動をより活発にしている背景の一つであると考えられる。

子どものケアに関しては、3 歳未満の子どもを対象に、保育士と保育ママによるケアサービスが提供されている。ここでの最も大きな目的は、通常の保育施設とは異なり、利用者のその時々々の状況や緊急の際に柔軟に対応できるようにすることであるという。親や祖父

母によるケアが今日ではなかなか困難になりつつあるなか、これまで家族が行ってきたことを家族の代わりに行うことが最大の目的であり、必要な時に必要な分だけ利用できるようにしている。毎日開設すると運営上様々な規制や条件がかかってくるため 3 日間の開設にしているが、その日以外や時間外であっても需要があれば随時対応している。

また、この「多世代ハウス」がある地区では住民の約 50%が外国人であることから、利用者の声を反映し、語学教室をはじめ様々な国の移民を対象とした活動やサービスを展開している。ドイツ語クラス以外にも定期的に様々な語学クラスが開催されているのは、子どもに自国の文化や言語を教えたいという利用者の声から生まれたものである。訪問時にはちょうどドイツ語クラスの授業が行われており、20 人ほどの様々な国出身の人々が参加していた。ここでは親が授業を受けている間、別室で子どもを見てもらうこともできる。このように、家族一緒に参加する活動だけでなく、それぞれが同じ時間に別の活動やサービスを利用できるのであり、参加の形は幅広いものになっている。

この「多世代ハウス」の責任者は、「多世代ハウス」の大きな目的はただサービスを提供することだけでなく、家族の負担をできる限り軽減することにあるという。今では家族が遠くに住み、なかなか頻繁に会うことができない。家族がどこに住んでいても、ここで居場所を見つけ、身近に助けてくれる人がいるということで家族自身も安心することができるからである。高齢化が進む一方、大家族が失われつつあるいま、高齢者本人にとって何か日常生活で困ったことがある際に身近に助けてくれる人がいることがとても大切であり、居場所となる場が必要である。子どものケアへの対応はだいぶ進んできたが、高齢者の生活については遅いくらいである。若者と高齢者が互いに良さを認め合い、支え合える環境作りを目指したいと話してくれた。

活動運営費については、政府による年間 4 万ユーロの補助、この補助金とは別での自治体による支援、カトリック教会・プロテスタント教会による支援、保育・介護事業料、授業料、企業や個人などによる寄付が当てられている。

今後のプロジェクトの課題としては、現在このプロジェクトは非常に良い方向で発展を続けているとし、今後もこの活動を将来にわたり継続させていくこと、そして今後ますます高齢者が増加するため、自分たちのアイデアをより一層広げ、多くの同様の活動が展開されていくよう呼び掛けていくことが今後の課題とされた。

### (3) Nachbarschaftshilfe Taufkirchen(隣人援助 タウフキルヒェン/ミュンヘン)の活動事例

バイエルンは「多世代ハウス」の数が最も多い州であり、現在 81 ヶ所で活動を展開している。このミュンヘンの「多世代ハウス」は 1970 年代から続く「Nachbarschaftshilfe Taufkirchen」(NPO)が母体となり、当初より「多世代の連帯」を目的とした活動を行ってきた。その活動は多世代ハウスプロジェクトの理念ともマッチし、2008 年から「多世代ハウス」として始動している。多くの住宅が立ち並ぶ一角に、緑に囲まれた 2 階建ての建物として「多世代ハウス」が建っており、すぐ近くには小学校があり、「多世代ハウス」の隣にはグラウンドが広がっている。こちらには 2011 年と 2013 年に 2 度の調査訪問を行った。

正規職員、ボランティア、ミニジョブなど合わせて 200 人ほどが「多世代ハウス」での仕事に携わる。ミニジョブとは、月額賃金が一定以下の雇用の場合(賃金の上限は 450 ユーロ)、ミニジョブ従事者は社会保険への加入義務が免除されるもので、低賃金労働市場における雇用促進を図ることを目的とする制度である。利用者は 1 日平均 120 人ほどであり、内設された保育園に通う 3 歳以下の子どもが約 30 人、学童が約 40 人と比較的子どもの数が多く、日中ケアから終日ケア、週末や休暇中のケアまで、柔軟な対応を行っている。また、定期的で開催しているイベントでは、2013 年調査時の前年 1 年間で 1600 人ほどの参加があったという。活動内容は幅広い世代を対象として多岐にわたるが、そのなかのいくつかを取り上げる。

#### ・青少年のコーチング

この「多世代ハウス」では、設立当初より青少年を対象としたコーチングプログラムを積極的に推進している。これは、子ども達が家庭環境に関係なく健やかに成長できるよう、家族以外の大人が子どもとパートナー関係を築き、一人ひとりに寄り添いながら長期的に子どもの成長を見守っていくというものであり、週に 1~2 回にわたり個別での面会などを行いながら、サポートを行っている。近くには基礎学校での初等教育を修了した子ども達(日本では 10 歳に当たる)のうち、次の中等教育の段階で卒業後には就職し、職業訓練を受ける生徒が進む基幹学校があることから、地域の高い需要があり取り組みを始めることにしたという。他の市で行われているコーチング活動を参考にしながら、生徒とコーチングにあたる教師の募集を行い開始された。2011 年には 8、9 年生(14~15 歳)以上を対象としていたが、2013 年には 12 歳以上に対象を拡大してコーチングが行われていた。コーチングにあたる世代も上は 65 歳までとより幅広く拡大しており、全てボランティアとしてサポートに

あたっている。これまでの助ける・手伝うというところから、人間としての関係性を構築していくという部分により重点を置いているという。また現在はこのコーチングプログラムに関心を寄せる企業との支援ネットワークも順調に拡大している。

#### ・高齢者支援

ここでは、「多世代ハウス」での通所型ケアサービスや宿泊ケアサービス、訪問型ケアサービス、認知症ケアサービス、家族介護者支援など、要介護高齢者とその家族のための多くの支援を継続的に行っている。第二期プロジェクト以降には新たなサービスとして、身体的介護に加えて散歩や買い物、料理など家事に関するサポートを介護の一環として合わせて行うサービスや、医師・看護師が高齢者の自宅を訪問し、診察や薬の処方などを行うサービスを展開している。調査時には30人ほどの高齢者がこうしたサービスを利用していた。ケアサービスの実行には介護士や介護ヘルパーなどの有資格者が通常の業務形態あるいはボランティアとしてサポートに当たっている。このほか、ハイキングやスイミング、記憶力トレーニング、チェス、ゲーム大会、合唱サークル、縫い物・編み物教室、その他の共同での物作りなど、スポーツや健康に関する活動や様々な余暇活動が展開されている。

さらに第二期プロジェクト以降、高齢者の他者とのつながりの構築により力を入れており、「高齢者のための時間」というプログラムを新たに設定している。これは青少年のコーチングプログラムから派生したものであり、高齢者とパートナー関係を結び、定期的に時間を共に過ごすことを通して、長期に関係性を築いていくというものである。高齢者の孤立を予防し、将来もし介護が必要になった際にも何らかのサポートを通して関係を継続的に築いていくことを目的としている。

#### ・トルコ人との融和

こちらにも「多世代ハウス」で生まれたプロジェクトの一つであり、毎週女性限定で「トルコ風朝食の会」という催しを行っている。トルコの女性は日頃外の世界に出る機会があまりないため、外の世界で関係を築くためのステップを作りたいという想いから始まった。当初は2人のトルコ人女性のボランティアが朝食を作り、地域のトルコ人女性たちが集う場であったが、現在ではドイツや他の国の人も集い、朝食作りから参加し食卓を共にするインターナショナルなトルコ朝食会へと変わりつつあり、毎回20人以上の女性が参加しているという。このほか、近隣のイスラム教会やトルコのNPO組織などとも定期的に連携し融和活動を進めるとともに、トルコ人以外の従業員への異文化理解のための研修を行うなど、移民の背景を持つ人々の社会参加の場、そして異文化の共生を図る場となるよう努め

ている。将来的展望として、「多世代ハウス」で活動を行うトルコ人のボランティアや利用者を通して、このような助け合いの輪が「多世代ハウス」を超えてトルコ人コミュニティにおいて自発的に広がるよう、相互扶助のきっかけ作りをしていくことが目標とされている。

#### ・第一期モデルプロジェクトに対する評価

第二期プロジェクト期間中の2013年に再度訪問した際、それ以前の2006年から5年間実施されてきた第一期モデルプロジェクトをどのように評価しているかについて、施設責任者に伺った。まずプロジェクトへの参加のメリットとして挙げられているのは、「多世代ハウス」同士の定期的な集まりと連携を通して、専門的な情報や経験の交換、共同での活動を行うことができたということ、またそれにより様々な新しいアイデアへの挑戦を可能にし、活動内容をより豊かなものにすることができたということである。そして、政府からの委託を受けて個々の多世代ハウスの活動に関する広報活動を支援したり、全国の「多世代ハウス」における活動の実践情報や成果を記録しまとめたものを定期的に広報するなどといった任務を担う専門エージェンシーが存在するが、そこでの情報ネットワークは「多世代ハウス」同士の幅広いネットワークの構築に貢献しているという。こうしたネットワークを通して、個々の「多世代ハウス」は事業を展開するにあたり、その時々疑問や直面している課題に関して様々な「多世代ハウス」から情報や助言を得ることもできるとし、他の「多世代ハウス」の協力を得ながら活動を展開できるという点で安心感につながっているという。「多世代ハウス」同士のネットワークの確立とそこでの定期的な情報・経験交換や共同作業は、個々の「多世代ハウス」が地域のなかでより自立的に活動の継続と発展を図っていくための重要な要素となっている。

一方、政府の財政支援を受けるにあたり、その手続きの際にかかる費用や労力の面での問題も聞かれた。また、政府の最終的な目標は公的な支援から相互支援への自立にあるが、社会的活動として支出に見合った収入を得られないものもあるため、自立に向けていかに運営を継続させていくかが今後の課題の一つとされている。

2013年の時点での活動運営費については、政府による年間4万ユーロの補助金、多世代ハウスでの保育・介護事業料、飲食代、10の個別事業での政府プログラムからの支援、活動母体の会員費、企業や個人からの寄付などが当てられているという。

#### (4) Brunhilde-Baur-Haus(カールスルーエ)の活動事例

Baur-Haus とよばれる財団を母体とし、主に青少年支援を中心とした活動を行ってきたが、2006年より「多世代ハウス」として活動を行っている。かつて新聞社であった場所を改装した建物は、訪れた「多世代ハウス」のなかでも最も大きい。こちらも2011年と2013年の2度にわたり調査訪問を行った。

##### ・若者と母親への支援

ここでは広い敷地を利用し、若者が職業訓練を行う場として地下に大規模な調理場を設け、日々多くの学生たちに利用されている。さらに内部にはアパートメントも併設され、特に若くして子どもを生んだ母子家庭など、経済的な問題を抱える家族への住居の提供を支援しており、市への申請により無料で居住が可能となっている。また、働く母親や子育て世代をサポートするための様々なサービスも提供されている。全日制保育園には、6歳までの子ども70人ほどが通っているほか、代理祖父母制度によって日中働く母親に代わりシニア世代が子どもの世話を引き受けている。「Mütter Café」や「Eltern Café」では、妊娠している女性や子育てをしている女性が集い交流をしたり、母親と子どもと一緒に参加し様々な活動を行う機会が提供されているとともに、助産婦や保健婦などの専門家による子どものしつけや教育をはじめとする子育てに関する定期的な講演会を開催するなど、育児を孤独に行わなくても良いよう、子育て世代を応援するための様々な活動が準備されている。

##### ・高齢者支援

2011年の調査時には「多世代ハウス」での高齢者ケアは行われておらず、ディアコニーや高齢者福祉局と連携して介護に関する情報提供を行うのみであったが、現在では認知症高齢者のケアとその家族を支援するためのいくつかのサービスを新たに導入している。また、高齢者がボランティアとして保育園へ出向いて子どもたちに本の読み聞かせを行ったり、若者による高齢者のためのパソコン教室の開催、また週に一度「Offener Treff」において高齢者と若者を対象とした交流の場を設けて毎回20~30人が参加するなど、世代を超えた交流も活発である印象を受ける。このほか毎日の昼食時には、職業教育を受けに「多世代ハウス」に来ている学生や近隣の住民など若者から高齢者まで多くの人が「Offener Treff」を利用しており、そのなかで多世代の自然な交流が生まれているという。

##### ・第一期モデルプロジェクトに対する評価

こちらにおいても、第二期プロジェクト期間中に再度訪問した際、それ以前の第一期モ

デルプロジェクトに対する評価について施設責任者に伺った。ここでは敷地の広さを利用して様々な設備を完備することで、現在では保育園に通う子どもから職業訓練生、子育て世代、高齢者、アパートメントで暮らす家族など、様々な立場の幅広い世代の人々が集い、日常的に互いに顔を合わせるなかで、自然と関係性が構築されていっているという。しかし、第一期モデルプロジェクト開始当初は、建物の外観からは一見「多世代ハウス」とは結びつきにくく、認知されるまでに少し時間がかかったといい、人々が集うための空間作りの工夫の重要性が聞かれた。また、成功している「多世代ハウス」では、例えば「Offener Treff」の場合、食卓からはキッチンで食事を作る人の姿が見え、昼食時間帯にはおいしそうな香りが漂い、皆が自然に集まってくるような、家庭的な雰囲気を作り出すことに成功しているところが多いという。ここでは特に「Offener Treff」など食卓を囲む場での温かい雰囲気の醸成を心がけているという。

また、第二期プロジェクトに入り、政府の財政支援に占める EU による支援の割合が増加したことと関連し、高齢者介護や外国人の融和、失業対策としての職業支援など、いくつかのテーマに関する活動面での実施に関して、「多世代ハウス」プロジェクトへの EU の要請が強化されたことが挙げられた。3年間の支援プログラムの終了後は、政府の介入をできるだけ限定し、市や州、企業などとの連携を強化しながら「多世代ハウス」のコンセプトを継続していく方向性への展望が聞かれた。

#### (5) Diakonische Hausgemeinschaften(ディアコニーの家/ハイデルベルク)の活動事例

ここは、特に障害を持つ人々や受け入れ先のない人々、そしてその家族を支援するための活動を積極的に行っている。こうした人々が閉鎖的な環境で生活するのではなく、障害の有無に関わらず様々な世代や属性を持つ人々のなかで日常生活を共にすることができるようにとの思いから、1990年よりボランティア活動として取り組みを始め、2007年より「多世代ハウス」としての活動を行っている。

活動時間は月曜日から土曜日が8時半から20時、日曜日が9時から20時であり、1日の平均利用者数は約100人、スタッフ数は3人、ボランティア数は100人以上と、こちらもボランティアの参加が非常に多い。活動内容は、子どものための学習支援(宿題サポートなど)と料理教室、認知症高齢者とその家族のための支援、障害児を持つ家族のための支援、要介護者の訪問ケアサービス・面会、家事サービス、合唱サークル、「Offener Treff」での若者と高齢者の集いの場・ケアを必要とする人としらない人の集いの場などの活動やサービ

スを展開している。また「Offener Treff」では昼食・カフェ・夕食を提供しており、毎日多くの人が訪れる。様々な障害を抱える人々の利用も多くあり、隣にはアパートメントが併設され、そこで生活しながら必要や希望に応じて好きな時に「多世代ハウス」を利用し、サポートを受けたり活動に参加することができるようになっている。調査訪問の際、このアパートメントで暮らす一人の男性に話を伺った。彼は10代の頃に事故により足に障害を負い、それ以降車椅子での生活を送っている。以前は市が指定する所定施設で生活をしてきたが、障害者施設ではなく様々な人が集まれるような場所で暮らしたいという思いから、この「多世代ハウス」での生活を希望したという。しかし、今日の福祉政策において、市が指定する所定施設以外での利用では補助金が認められないとして、それまでの支援が打ち切られることになってしまったという。その後「多世代ハウス」の働きかけにより、現在ではようやく補助金の支給が認められるようになった。部屋にはバリアフリー機能も完備され、定期的に家族が宿泊するなど快適に過ごせているという。この「多世代ハウス」の責任者は、国の福祉政策は固定的かつ縦割り型の福祉体制が維持されており、ケアを必要とする当事者の意向に対応できないケースが多々あるとし、現在の大きな問題の一つであると説明する。その上で、利用者を制限・規定しないという「多世代ハウス」のコンセプトを背景に、柔軟かつ包括的(横断的)なケア体制が社会全体に広がるよう、政府機関をはじめ自治体などへの働きかけに力を注いでいる。ここでのケア体制の実践を国や自治体の福祉政策に役立てようと、政府関係者が視察に訪れることも度々あるという。「多世代ハウス」のような活動が社会全体に広がるよう、そしてここでの活動が今日の社会体制を変える一助となるよう、今後も精力的に活動を続けていきたいと話してくれた。

#### 4.2 利用者アンケートの分析結果

第4章第1節では訪問先のヒアリング調査の内容について整理したが、第2節では「多世代ハウス」で実施した利用者アンケートの分析結果について整理する。2013年にヒアリング調査を行った5ヶ所の「多世代ハウス」のうち、利用者アンケートの実施を承諾して頂いたEBW(フライブルク)、Brunhilde-Baur-Haus(カールスルーエ)、Diakonische Hausgemeinschaften(ハイデルベルク)の3ヶ所で計34名の方に回答して頂いた。アンケートの内容は、利用の経緯、現在の利用状況、利用後の周囲とのつながりなどに関する選択式のもの、今後「多世代ハウス」や政府、自治体に期待することなどについて自由に書いて頂く記述式のもの2種類を用意した。本論文の「巻末資料2」では、実際に「多世

代ハウス」の利用者に配布したアンケート用紙の原文を提示している。「巻末資料 3」は、そのアンケート用紙の内容を日本語に翻訳したものである。

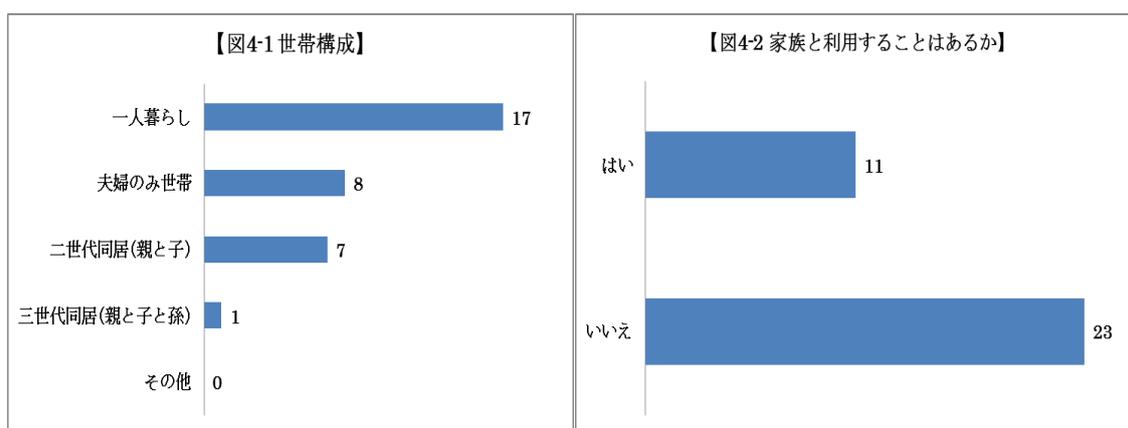
利用者の性別は男性が 9 名、女性が 23 名であり(2 名は無回答)、年齢は 10 代 : 1 名、20 代 : 3 名、30 代 : 7 名、40 代 : 6 名、50 代 : 4 名、60 代 : 5 名、70 代以上 : 8 名となっている。アンケート回答者数は限られたものとなっているが、これまで「多世代ハウス」プロジェクトを知る上で、政府など運営者側の見解が主体となっているなか、「多世代ハウス」をなぜ利用しているのか、そして利用することで人々が実際にどのようなことを感じているのか、また自身の生活や心情に変化はあるのかなどといった利用者側の声を聞くことができたということは、このプロジェクトの意味をより明確にする上で意義を持つものだと考える。

#### 【選択式アンケートの内容】

##### ・世帯構成、家族との利用の有無

利用者の世帯構成(図 4-1)については、一人暮らしが最も多くなっており、他方で 3 世代が同居する多世代家族は少ない。後にも触れるが、60 歳以上の高齢者に限定して見た場合、計 13 名のうち 10 名が一人暮らしと回答していることから、「多世代ハウス」を利用している高齢者の多くが単身世帯であることがわかる。

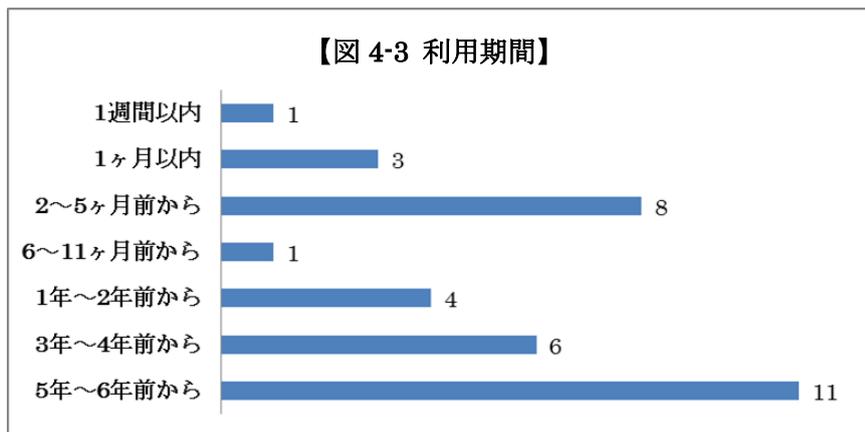
家族との利用(図 4-2)については、「いいえ」を回答する人が多くなっている。家族と利用すると回答した人の多くは、調査時のインタビューと活動内容などからも、夫婦での利用や親子での利用が多いと考えられる。



出典：利用者アンケートの集計結果に基づき筆者作成(以下の図においても同様)

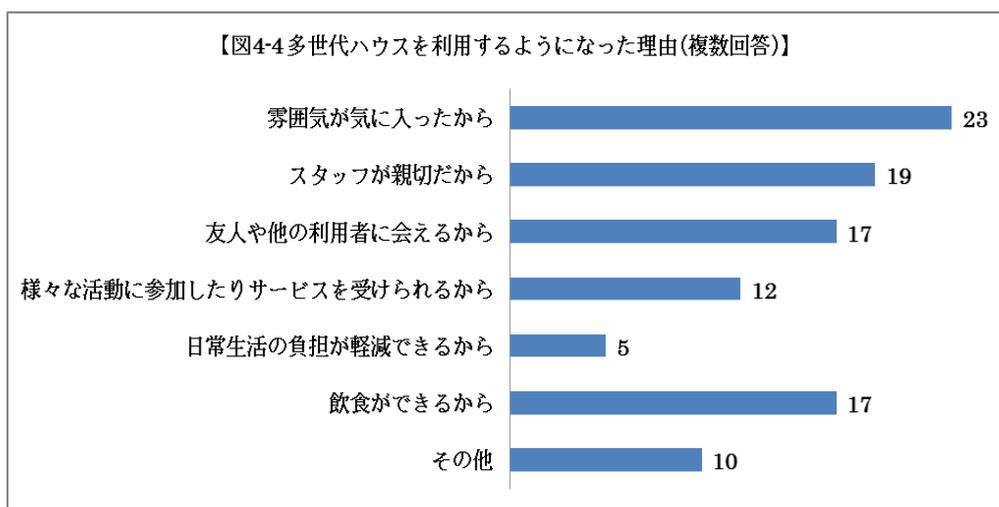
・「多世代ハウス」の利用期間

「いつからこの多世代ハウスに来ていますか」という質問項目(図 4-3)に対して、半数が3年以上にわたり「多世代ハウス」を利用していると回答し、「5~6年前から」という「多世代ハウス」創設当初から今日まで利用している人が最も多くなっている。



・利用するようになった理由

「多世代ハウス」を利用するようになった理由(図 4-4)として、「雰囲気が気に入ったから」と回答する人が最も多くなっており、そのほか「スタッフが親切だから」、「友人や他の利用者に会えるから」、「飲食ができるから」などの回答が多くなっている。ただサービスを受けるというだけでなく、雰囲気の良さやそこでのスタッフとの交流や様々な人との出会いが、「多世代ハウス」へ足を運ぶ動機付けを与えている。

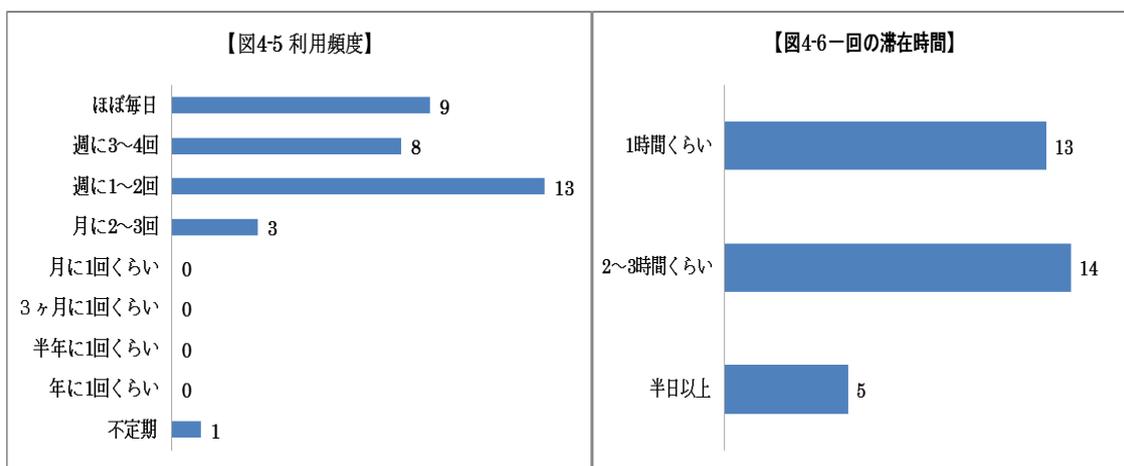


・利用頻度、一回の滞在時間

利用頻度(図 4-5)については、週に 1~2 回以上定期的に「多世代ハウス」を利用している人が多いことがわかる。

一回の滞在時間(図 4-6)については、1 時間あるいは 2~3 時間くらいと回答している人が多くなっているとともに、半日以上と長い時間滞在している人もおり、自分の都合に合わせた自由な時間帯での利用が行われていることがわかる。

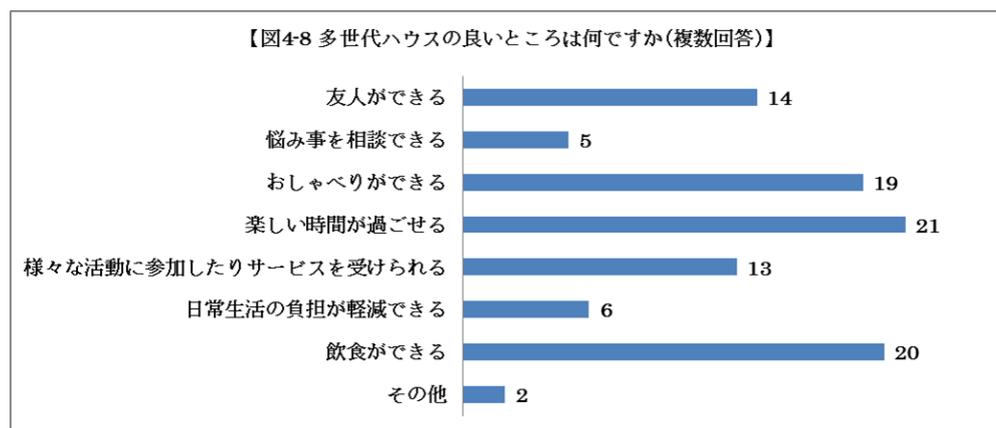
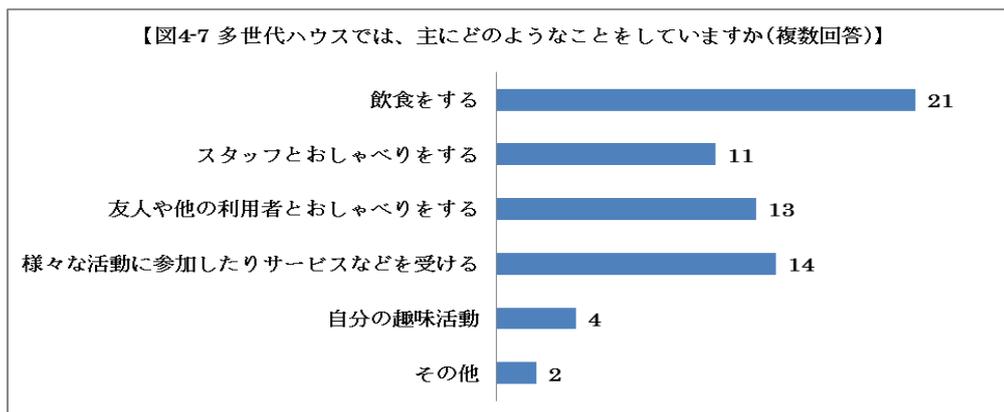
また、「あなたの家からここまでどのくらいの時間がかかりますか」という質問項目に対して、ほぼ全ての回答者が 30 分程度までを回答しており、徒歩や車など移動手段についての回答は得ることができなかったが、比較的近隣に住む住民の利用が多い傾向にあるといえる。



・主な活動内容、利点

「多世代ハウスでは、主にどのようなことをしていますか」という質問項目(図 4-7)に対しては、「飲食をする」と回答した人が最も多くなっており、また「多世代ハウスの良いところは何か」という利用者にとっての「多世代ハウス」の利点(図 4-8)においても「飲食ができる」の回答が上位にきていることから、政府による中間報告書の内容と同様「Offener Treff」の人気の高さが伺える。ここでの比較的安い価格での食事やカフェの提供ということも、人々にとっての魅力の一つかもしれない。このほか、「多世代ハウス」に来てスタッフや友人、他の利用者とおしゃべりをしたり、様々な活動に参加したりサービスを受けることを通して、楽しい時間を過ごせたり、新たに友人を見つけることができたと感じている利用者が多いことから、「多世代ハウス」に来ることで様々な人と触れ合い、そこからつながりが生まれ、楽しさを実感できているということがいえる。

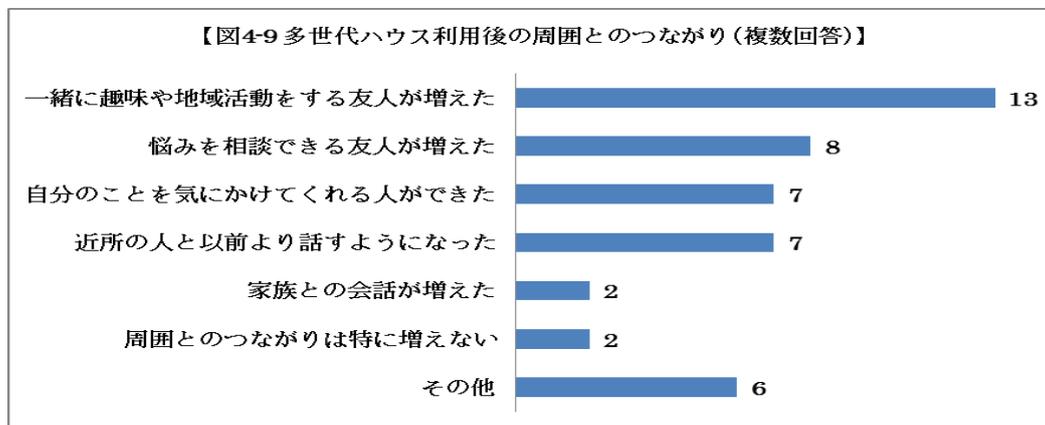
主な活動内容の「その他」の欄には、「ボランティアとして食事を作っています」といった回答が見られた。そして「多世代ハウス」の利点に関する「その他」の欄には、「地域コミュニティにおける、理想に留まらない新しい現実を社会全体で共に作り上げていくことができます」や、「人生経験を積むことができます」といった回答が示され、「多世代ハウス」が生み出す社会全体や個人への新たな可能性に対する期待が込められていた。



・「多世代ハウス」利用後の周囲とのつながり

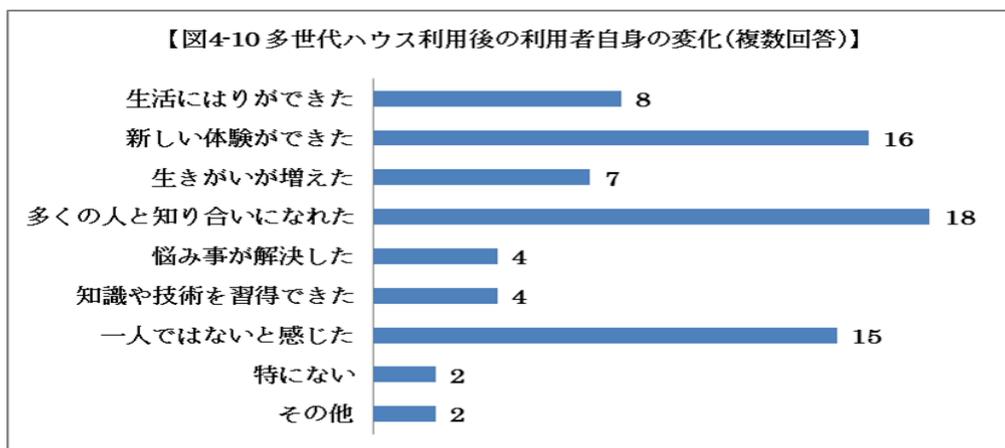
「多世代ハウス」利用後の周囲とのつながり(図 4-9)について、最も多かったのは「一緒に趣味や地域活動をする友人が増えた」であり、次いで「悩みを相談できる友人が増えた」、「自分のことを気にかけてくれる人ができた」、「近所の人と以前より話すようになった」などの回答が多くなっている。「その他」の欄には、「新しいチャレンジへの挑戦と、様々な背景を持つ人々と出会うことができました」といった回答が示された。このように、利用者の多くが周囲とのつながりの強まりを実感しており、地域の人々や「多世代ハウス」でできた友人・知人との交流や活動を重ねるなかで、様々な体験や日常の悩み・課題を共有し、家族の枠を超え

て人々とのつながりを感じることができていることがわかる。こうした結果からは、「多世代ハウス」が人々の社会的孤立を防ぐ効果を発揮しているものとして評価することができる。



・「多世代ハウス」利用後の利用者自身の変化

利用者自身の変化(図 4-10)については、「多くの人と知り合いになれた」、「新しい体験ができた」、「一人ではないと感じた」などの回答が特に多くなっており、こちらも利用者の多くが「多世代ハウス」利用後の自身の変化について肯定的に捉えている。一人ではないと感じた人が多いということからも、「多世代ハウス」に訪れることで利用者の孤独感が解消され、社会的孤立を防ぐ効果を発揮していることを示している。



・60歳以上の利用者について

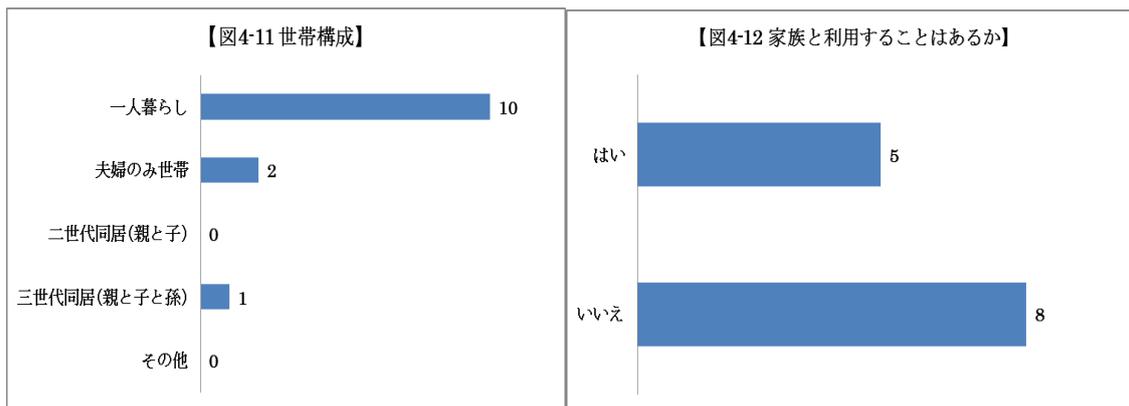
「多世代ハウス」を利用することで、高齢者の生活や心情にどのような変化が見られるのかということ考察するため、60歳以上の利用者に対象を限定してアンケート結果の整理を行った。60歳以上の回答者は計13名であり、性別は男性が5名、女性が7名(1名は

無回答)、年齢は60歳代が5名、70歳以上が8名となっている。

・世帯構成、家族との利用の有無

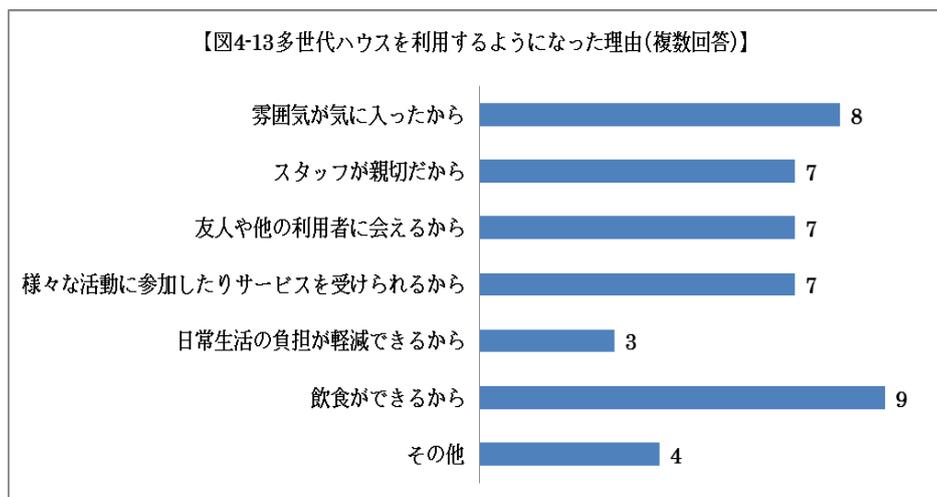
世帯構成(図4-11)については、一人暮らしの利用者が多くなっている。

家族との利用の有無(図4-12)については、「いいえ」と回答する人の方が多くなっている。



・利用するようになった理由

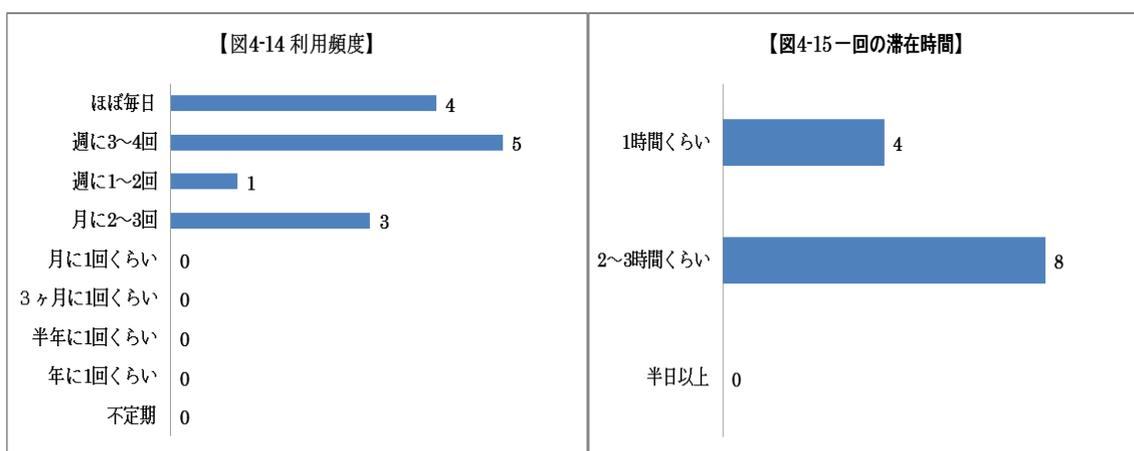
「多世代ハウス」を利用するようになった理由(図4-13)について回答数の多かった項目は、全年齢層を対象としたものとほぼ重なる結果となっている。そのなかで飲食を目的に訪れるようになった人が多いということからは、一人暮らしの高齢者にとって日々の食事の準備は大きな労力を要するものであり、地域のなかに気軽に食事やカフェに立ち寄れる場所があるということは、日々の家事を行う労力の負担軽減にもつながるものとして、特に高齢世代の生活に役立つものであるといえる。



・利用頻度、一回の滞在時間

利用頻度(図 4-14)については週に 3~4 回以上の利用が多く、高い頻度で「多世代ハウス」を利用している高齢者が多いことがわかる。

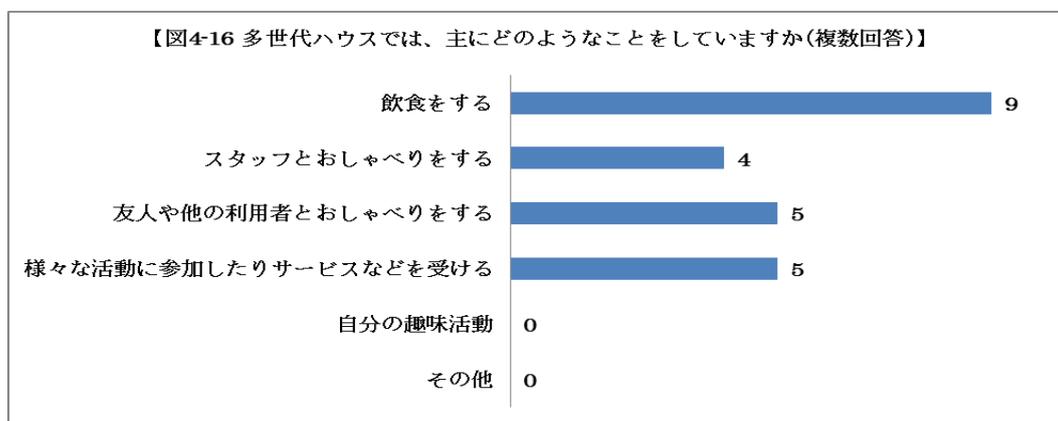
一回の滞在時間(図 4-15)は「2~3 時間くらい」が最も多く、次いで「1 時間くらい」となっている。また、表は載せていないが、「多世代ハウス」の利用期間については、13 名のうち 9 名が「5~6 年前から」、2 名が「3~4 年前から」、1 名が「1~2 年前から」と「2~5 ヶ月前から」と回答しており、創設当初から利用している人が最も多くなっている。

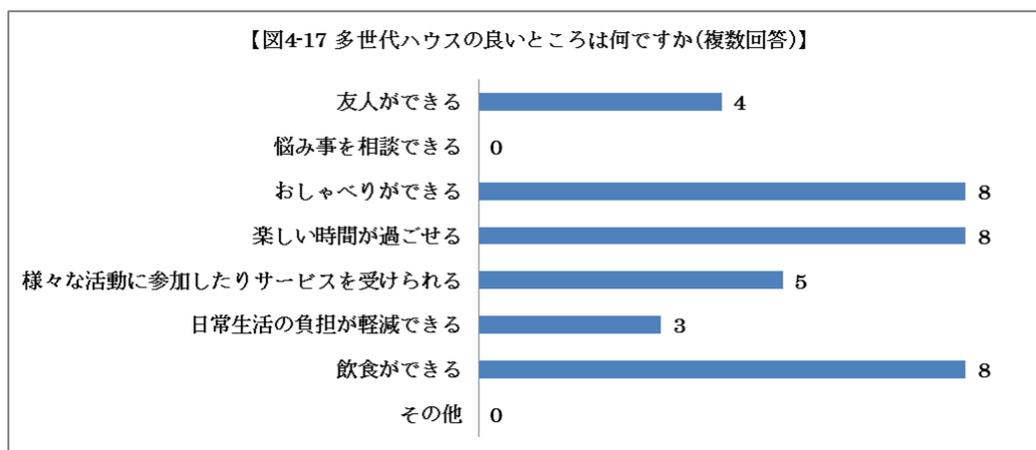


・主な活動内容、利点

主な活動内容(図 4-16)については、飲食と回答した人が最も多くなっており、このほかスタッフや友人、他の利用者との交流を目的に「多世代ハウス」を訪れている人も多い。

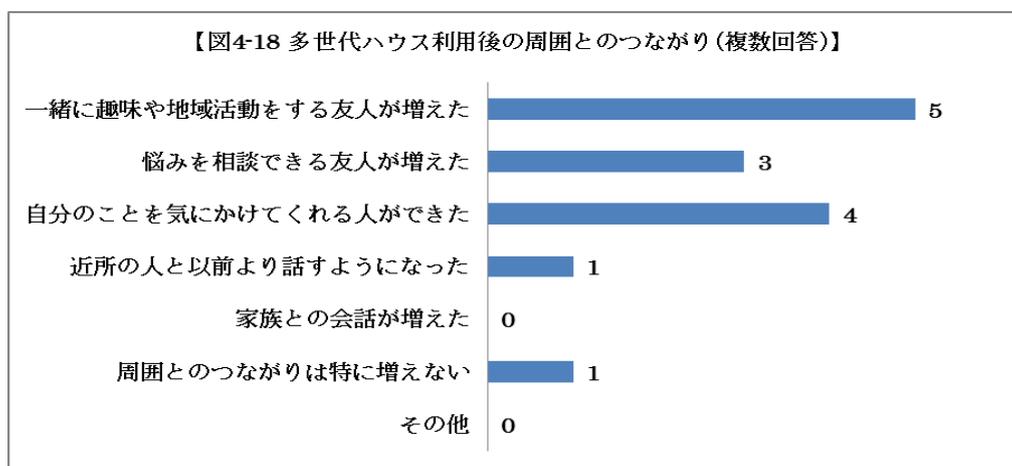
こうした結果は利用者にとっての「多世代ハウス」の利点(図 4-17)にも反映されており、「多世代ハウス」に来ることで様々な人々と出会い、交流できることを楽しんでいる高齢者が多い。





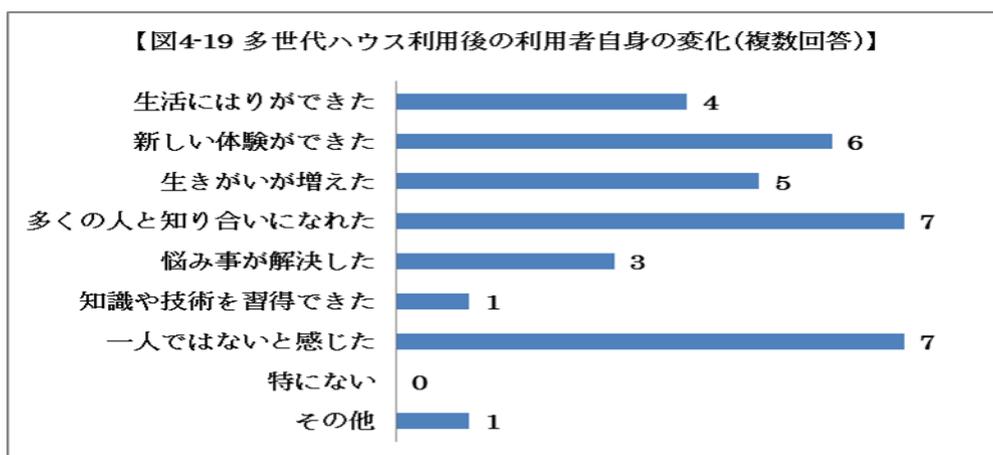
・「多世代ハウス」利用後の周囲とのつながり

高齢者の「多世代ハウス」利用後の周囲とのつながり(図 4-18)について見てみると、ほとんどの高齢者が以前よりつながりが増えたと実感しており、また「自分のことを気にかけてくれる人ができた」と感じる事ができていることは、日常生活を送る上での安心感にもつながっていく。



・「多世代ハウス」利用後の利用者自身の変化

利用後の利用者自身の変化(図 4-19)については、回答者全てが自身の良好な変化を実感している。一人ではないと感じることができた高齢者が多いということから、「多世代ハウス」は単身世帯の高齢者が日常において孤独に陥ることなく、周囲とのつながりのなかで生活することに貢献しているということを示している。また、生きがいが増えることで高齢者の心的状況をより良好な状態に導くことができるとともに、生活の質をより豊かなものにしていくことにもつながっていく。



#### 【記述式アンケートの内容】

利用者アンケートの最後の質問項目として、「今後、この多世代ハウスでどのような活動を充実させてほしいですか(この町にもっとこういうことがあれば良いというアイデアなどがあれば教えて下さい)。また、「多世代ハウス」の取り組みについて、政府や自治体などに期待することがあれば、教えて下さい。」との問いを提示した。表 4-2 では回答を得ることができたもののうちいくつかを提示する。

これらの利用者の声からは、「多世代ハウス」がかれらにとって大切な居場所であることがわかる。かれらにとって、地域における様々な世代や属性を持つ人々とのつながりのなかで共に生活できる場であり、互いに助け合い、学び合い、生活の質をより豊かにすることのできる場となっている。そして、こうした「多世代ハウス」の活動が将来にわたり継続していけるよう、またより広がっていくよう、政府や自治体による財政支援やインフラ整備への期待が聞かれた。ここで利用者が示しているように、「多世代ハウス」は社会や人々が本来持っている潜在的な能力を引き出していく手助けができるものであり、下からの意識改革を図っていくための試みであるといえる。

表 4-2 記述式アンケートの回答一覧

50代男性(ハイデルベルク)	5年以上前から	ほぼ毎日	飲食、スタッフとおしゃべり 友人や他の利用者とおしゃべり 活動やサービスへの参加 自分の趣味活動、その他
<p>政府は、自立的な生活を送ることが難しい人(障害者や失業者、ホームレスなど)に対する個別的なサポートだけではなく、社会的空間における相互扶助をもっとサポートしていくべきです。そうした社会的空間のなかで、人々は互いに学び合い、問題を解決し、また文化を一緒に作ったりしていくことができます。社会や人々には元々それを実現できる潜在的な能力があるのであり、そうした能力を引き出していくことが重要です。そうすることで生活の質はより良くなり、社会的活動のコストを軽減することもできます。</p>			
60代男性(フライブルク)	5年以上前から	月に2~3回	飲食、活動やサービスへの参加
<p>今の多世代ハウスの活動の幅を広げていくためには、将来も政府からの財政支援があることを望みます。なぜなら多世代ハウスは、この地域で多世代ハウスの人や近隣の人たちと共に生活することを可能にする大切な場所だからです。この町にとって多世代ハウスは、皆が一緒に生活できることをサポートする大事な場所です。</p>			
40代男性(フライブルク)	1~2年前から	週に1~2回	飲食、スタッフとおしゃべり 友人や他の利用者とおしゃべり
<p>多世代と一緒に生活し、互いに必要な場合にサポートし合うことのできる多世代ハウスの数がまだ不足しています。自治体は、多世代ハウスを作るためのインフラ整備を進めていく必要があります。</p>			
30代女性(ハイデルベルク)	3~4年前から	週に1~2回	飲食、スタッフとおしゃべり 友人や他の利用者とおしゃべり
<p>より多くの財政的支援がある必要があります。なぜなら多世代ハウスは人のために尽くしているからです。 お金をどのように使うかを自分たちで決められるようにしてほしい。</p>			
80代女性(フライブルク)	5年以上前から	月に2~3回	友人や他の利用者とおしゃべり 活動やサービスへの参加
<p>私にとっては特にはないです。 しかしここで定期的に友達に会って話をできることがいつも楽しみです。</p>			

20代女性(フライブルク)	2~6ヶ月前から	週に3回	大学の講義の後、昼食を食べにきている。
日々の昼食がとても美味しいです。 より多くの宣伝活動に力を入れて欲しいです。			

50代女性(ハイデルベルク)	3~4年前から	ほぼ毎日	活動やサービスへの参加 自分の趣味活動
時々ケンカをすることもありますが、すぐに全ては終わります。 大体の人は優しいし、どの国から来た人も優しいです。 雰囲気も良く、ここで生活できていることに感謝しています。			

出典：記述式アンケートの回答内容に基づき筆者作成

#### 4.3 個別の活動事例調査のまとめ

二度の調査を通して、限られたサンプルではあるが、「多世代ハウス」プロジェクトの実践からは新たな社会像の構築への一つの可能性を見出すことができる。

それぞれの「多世代ハウス」の活動や特色は施設ごとに多様性を帯びており、そこには「多世代ハウス」以前からの活動の歴史や周辺地域の環境、利用者の需要などとの高い関連性が伺える。「多世代ハウス」で生み出される活動やサービスの多くが、利用者と地域の声から作られているということが調査のなかでも明らかとなった。例えばフライブルクやカールスルーエの「多世代ハウス」では、定期的に職員、ボランティア、利用者による意見交換の場が設けられ、自分が得意にしていることや、必要としていること、今のこの活動をもっとこうしようなどといった様々な意見を反映してサービスが作られているという。そこでは地域においてそのつど求められているものに素早く対応していくこと、そして地域における既存のサービスの不足を補うことが重視されている。また特にボランティアや利用者は、地域において外からは見えにくいですが確かに存在するニーズを発見し、すくい上げることに力を発揮しているという。

「多世代ハウス」における世代間交流の状況については、実際の現場の様子からは、特定の活動プログラムのなかだけでなく、あらゆる作業や活動風景のなかを確認することができた。そのなかで特に「Offener Treff」は参加への第一歩となるきっかけを作る場として有効であるとともに、各々の目的ごとに「多世代ハウス」を訪れる利用者たちの接点を作る出会いの中心的な場であるといえる。調査時には5ヶ所の「多世代ハウス」において

「Offener Treff」での実際の活動や人々の集う様子を見させて頂いたが、それぞれの規模や雰囲気は異なるものの、幼い子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる人々が多く集い、非常に賑やかな空間となっており、こうした「公共の居間」の設置が多世代交流の促進にとって効果的な手段であることを改めて確認することができた。

「多世代ハウス」の活動における重点の一つにも挙げられている「敷居の低いサービス」の提供により、誰もが気軽に利用できる場が目指されているなかで、サービスの種類はケア、教育、家事、文化、スポーツ、食事など多岐の分野にわたっており、ケアの分野一つに限っても子ども、高齢者、障害者、そしてその家族と幅広い対象者に向けたサービスを提供し、さらに相談拠点としての機能も兼ね備えているなど、非常に多様な地域資源が交差する場となっていることがわかる。「多世代ハウス」においてこのような世代包括的で多様なサービスの展開を可能にしている背景には、まずは地域における活動分野の垣根を越えた多様な社会的アクターとの連携がある。調査訪問先の活動内容からも、あのような多様な活動を「多世代ハウス」のみで行うことは不可能であり、サービスの実行にあたり地域における様々な分野の社会的アクターとの連携があり可能となる。また個別事例調査からは、「多世代ハウス」の土地や建物、建物内部の備品などについても企業などから譲り受け使用している事例もあり、そのほか寄付金や宣伝などを含め、サービスの実行以外にも様々な形での支援が行われている。また「多世代ハウス」の活動母体の多くはプロジェクトの創設に伴い新たに参入してきた事業体ではなく、それ以前にも地域において福祉活動に携わってきた民間の福祉団体やその他の NPO 団体、市民団体などが活動母体となっているのであり、かれらが福祉活動の経験のなかで築いてきた社会的基盤やノウハウが「多世代ハウス」の活動にも積極的に活用されている。かれらの持つ地域でのネットワークや人的資源は「多世代ハウス」の幅広い活動の推進に貢献しており、さらに建物などのハード面においても既存の資源が「多世代ハウス」に活用されている場合が多い。このように、「多世代ハウス」は地域における既存の社会的資源を連続的に活用しながら、しかし従来の形とは異なる新しい福祉の形を地域のなかで発展させているのである。現在では「多世代ハウス」がネットワークの中核となり、周辺地域においても対象を個別化しない世代包括的なサービスを新たに展開していこうとする取り組みが広がりを見せている。

このほか、「多世代ハウス」における多様なサービスの展開を可能にしている背景には、政府による直接的な介入をできる限り限定し、個々の活動主体の主体性や独自性を優先する仕組みが整えられているということが挙げられる。上記のように「多世代ハウス」で生

み出される活動やサービスの多くが、利用者や地域の声を直接的に反映させて作ることが可能となっているのもそのためである。そしてそこには多くの市民が自身の得意なことや行いたいことをそれぞれ持ち寄り、日々の活動に積極的に関わっているのである。それはまさに市民が主役となる地域作りを推進するものであり、そのための「下からの意識改革」を図っていくものである。一方政府の役割は、給付を通じた財政支援のほか、地域における社会的アクターとのネットワークの構築や「多世代ハウス」同士の情報ネットワークの構築などに関する側面的な支援を行うことを通して、それぞれの組織が地域の支援網を介した相互扶助のなかで活動を推進していけるよう支援している。このように、政府は活動の継続に必要な不可欠な支援は行うけれども、現場での活動の形を制度の枠にはめ込み過ぎない体制作りということが「多世代ハウス」の成功要因の一つであると考えられる。

市民が主役となるという点は、「多世代ハウス」の活動の中心的担い手がボランティアであるという特徴からもいえる。全ての「多世代ハウス」で活動しているボランティアの数は16000人以上にのぼっているが、訪問先の「多世代ハウス」においても職員が1名あるいは数名であるのに対してボランティアの数はそれを大きく上回り、活動の多くがボランティアによって支えられていた。このように多くのボランティアの参加を推進することは、閉鎖的になりがちな施設の風通しを良くすることにつながるとともに、ボランティアが主役となることで活動の自由度をより高め、多彩な活動を展開することを可能にしている。

「多世代ハウス」において地域の需要に応じた自由かつ多様な活動メニューを展開していくにあたり、ボランティアはなくてはならない重要な存在となっている。責任者へのヒアリング調査において、今日では子どもや高齢者へのサポートは資格を持つ専門家でなければならないといった締めつけが強くなる一方であるとし、いわば「システム化していく社会」への懸念の声が聞かれた。もちろん教育を受けた専門家によるサポートは重要なものであり、こうした育児や介護のシステム化は私たちによって望まれ、確立されてきたものである。しかしその一方で現代社会はそうしたものに頼りきりになり、自分たち自身が互いに助け合っていくための市民によるセーフティーネットは脆弱なものになりつつあるといえる。「多世代ハウス」の活動に市民ボランティアの参加を積極的に支援することを通して、専門家でなくても誰もが誰かの手助けをできるということ、そして私たちは互いに助け合う役割を担っているということを伝えていきたいと話してくれた。もちろん「多世代ハウス」でボランティアとして活動している人々のなかには専門家や有資格者も多く存在していることも忘れてはならない。

このように活動の担い手の中心がボランティアであるという特徴にくわえ、ヒアリング調査を行うなかで印象的であったことは、サービスの担い手と受け手双方の立場を行き来している人々が非常に多かったという点である。サービスを提供しながら利用者としても参加するといった光景が日を変えて、あるいは日と同じくして見られるのであり、これまで訪れた日本の施設では両者の立場は区別されたものであったため、新鮮な感覚を覚えた。そこには、自分たちも市民社会の一員として、必要な時には互いに助け合いながら、安心できる居心地のよい地域を作っていこうとする想いが感じられた。こうした、サービスの提供者と利用者という双方の立場の垣根を越え自由に行き来するという、ある種柔らかな関係性や、活動の多くに市民ボランティアを介在させることによる専門性との中間的な領域、そして全ての人に開かれた場であることを特性とするものとして、従来の施設の持つ閉鎖性やある種の特殊性、サービスの担い手と受け手の非相互性を超えた新しい福祉の形を「多世代ハウス」に見出すことができるのであり、そこに市民による共同社会のあり方をめぐる一つの可能性があると考えられる。

#### 終章 ドイツの試みから見える日本社会への示唆

今日における少子高齢化や家族の多様化・個人化の継続的進行は、ドイツにおけるこれまでの家族観や家族が兼ね備えていた機能を前提に成り立ってきた社会制度や政策の変革を迫るものであり、現在ではケアの社会化や、男女の働き方や家庭との両立をめぐる労働界の意識改革などをはじめ、様々な領域での従来の価値基準からの脱却が図られている過渡期にあると述べていい。ドイツでは特に 2000 年初頭以降 SPD の第二次シュレーダー政権の下で推し進められてきた、伝統的家族規範からの脱却と男女双方による仕事と家庭の両立支援、そして、家族や個人をめぐる様々な課題に対する社会全体での支援体制の強化といった政策路線が、その後の CDU/CSU のメルケル政権において「持続可能な家族政策」として今日まで発展的に継承されている。

「持続可能な家族政策」の下では、家族に対する経済的支援と保育サービス拡充のためのインフラ整備にくわえて、個人の人生の豊かさの尊重という観点から仕事と生活の良好なバランスを取り戻していくことを目的とした時間政策が重要な政策の柱の一つとして位置付けられている。そこではただ両立支援のための政策を並べるだけでなく、これまで稼働労働と家事・育児などの労働を分離し社会的な位置付けに差を設けてきたことを改め、これまで社会的に評価されてこなかった家事労働やケア労働、福祉・ボランティアなどの社

会的活動・市民活動にも稼働労働と同等の価値を置くことによって、従来の労働概念を大きく転換させようとしている。このような議論の展開からは、豊かさを測る指標が市場経済の領域を超えた、コミュニティや人とのつながりへと発展していることを読み取ることができる。労働概念の見直しとそれに合わせた政策対応(稼働労働以外のことを行うことが不利にならない労働環境の整備等)は、男女双方が家族や社会とこれまで以上に向き合うことに対する肯定的なインセンティブを与えるものであり、人生のより良い豊かさのためにその時々が必要や希望に合わせた生き方を選択できる可能性を広げるものである。

日本における社会活動(地域活動、ボランティア活動等)への参加に関して、「平成 26 年内閣府市民活動促進担当 ボランティア関係参考資料」におけるデータを見てみると、ボランティア活動に対して関心を持っている人は約 60%いるのに対して、ボランティア活動をしたことがある人の割合は 35%であり、参加していない理由として「参加する時間がない」と答えた人が 50%以上と圧倒的に高い割合を示している。また、『平成 25 年版高齢社会白書』第 3 節 3 項「団塊の世代の社会参加」による団塊の世代の社会参加に関するデータにおいても同様の結果が見られ、社会活動に参加している人の割合は約 39%に留まっており、社会活動に参加していない理由として男女ともに「仕事が忙しく時間がないから」との回答が最も多く、男性の方がその割合は高くなっている。このように、日本では地域活動やボランティア活動に関心がありながらもなかなかそのための時間を持つ余裕がない状況にある人が多く存在していることがわかる。特に日本の男性の場合には 1 日の大半を就業労働に費やしている人が多く、他国との比較においても勤労時間が長い傾向にあることは以前より指摘されている。

阿部は社会的孤立の出現率について様々な調査の分析結果から、特に男性、高齢者、離死別者、未婚や子どもがいない、単身世帯などにおいて社会的孤立のリスクが共通して高まる傾向にあることを示しており(阿部 2014,p.17)、また『平成 23 年版高齢社会白書』第 3 節 1 項の「社会的孤立の実態」による社会的孤立の実態調査においても、特に男性高齢者の単身世帯の地域社会との交流頻度が少ない、あるいは困ったときに頼れる人がいない割合が極めて高くなっている。特に男性の場合、日頃仕事で家を空けることが多いことから地域との関わりが希薄になりやすく、退職後職場との関係が遠ざかることで、より孤立へのリスクが高まることが考えられる。現在ドイツにおいても仕事への責任と長時間労働から心身のトラブルを抱える人は増加しており、日本と同様の問題も抱えている。だからこそ時間政策のような労働概念の転換とそれに合わせた制度改革を推進することにより、労

働界や国民、社会全体への積極的な意識改革を迫っていくことが重要となる。日本の労働界ではまだ男性の育児休暇の取得や、労働時間口座を例とする労働時間制度の柔軟化、人生におけるその時々々の必要や希望に応じた働き方の選択が可能になるほど企業文化や社会全体の意識が育っているとは言い難い。企業内で先進的な制度が打ち出されたとしても、制度と周りの環境がなかなか噛み合わないのが現状であり、日本において企業、社会、個人のなかに長い時間をかけて根付いた仕事意識や時間意識がこうした政策の実現を現場で阻害している事例が多く見られる。より長期的視野にたつて日本社会と経済の持続可能性を図っていくためには、企業での働き方や社会との関わり方を根本的に見直していく必要がある。ドイツにおける政策転換は、仕事と生活の良好なバランスを取り戻していくことにより、仕事以外の個人としてのつながりや社会との関係性をより豊かなものにし、社会的孤立を防止することを示唆しているといえよう。

ドイツにおいてはこうした男女双方のワークライフバランスの推進などにくわえ、新たな家族政策の下では地域を主体とした取り組みとして「家族のための地域同盟」と「多世代ハウス」が創設されたが、これらは社会における様々な活動主体が連携し地域に支援網を張り巡らせ、そのなかで一人ひとりを支援していくためのものであり、従来の政府による個別的支援を超えた社会全体での包摂に向けた新たな挑戦であるといえる。特に「多世代ハウス」はこれまで支援の手が行き届いていなかった世代をはじめ、より幅広い人々を支援対象に置くものであり、現場での活動実態や利用者アンケートからは、本論文の問題関心の中心である高齢者の社会的包摂をはじめ、社会におけるマイノリティや弱者として社会的孤立のリスクが高い移民や障害者の社会的包摂の課題に向けた積極的なアプローチとして有効な政策事例であることを確認できた。しかし現場の活動の担い手たちは、少なくとも今回事例調査を行った施設の場合では、こうした社会的包摂への挑戦を「多世代ハウス」のなかで完結させることを念頭においているわけではい。「多世代ハウス」をきっかけに生まれた人々の相互理解や相互扶助の関係を地域に還元していくことを目標に、「多世代ハウス」を一つの起点として市民による共同社会を構築していくきっかけ作りをしていくことが目指されているのである。現在では「多世代ハウス」を中核として、周辺地域においても他の様々な組織による同様の活動が広がりを見せている。今後も引き続き「多世代ハウス」の活動に着目していくが、その際「多世代ハウス」が周辺地域にもたらす影響についても調査するために、「多世代ハウス」と協働活動を行っている他の活動組織などでも調査を行いたいと考えている。

現在日本においても、地域社会におけるつながりを再構築するための取り組みや、人々の居場所を作るための取り組み、世代間の交流を図るための取り組みなどが様々な形で行われている。しかしドイツのように社会保障全体の課題として全国に居場所となる場を常設し、社会的孤立の防止を強力に推進していくまでには至っておらず、個々の志ある組織(個人)による活動に留まっているのが現状である。日本の施設の場合、一部のコミュニティセンターなどを除き、多くの建物が規模の小さいものとなっている。また支援の対象や主となる機能が細かに分散され乱立しているのが現状である。現在では少子化の影響により毎年全国で 500 校近くが廃校となっている小学校や地域の図書館、空き家などを様々な福祉活動の場に活用していくための取り組みが行われている。こうしたハード面での既存の資源を活用し、そこに多様な地域資源を集結させ、地域の様々な世代や属性の人々が集い交流できる場を創設していくことも可能性の一つである。

社会保障の一環としてこうした取り組みを進める場合には、政府による上からの指導ではなく、市民自らが自分たちに必要なものを選び取っていける体制を構築していくことが重要である。そして、現場で行われる様々な活動やサービスに対して、市民が様々な形で関与できる体制を構築していくことも重要であると考え。「多世代ハウス」において実践されているような、サービスの立案者・提供者・利用者それぞれの立場を良い意味で曖昧なものとし、必要に応じて行き来するといった、市民による様々な参加の形を実現させていくことが、市民の連帯を強化し、共同社会を構築していく上で非常に重要な要素であるといえる。

他方で、施設責任者への聞き取り調査のなかで挙げられた「多世代ハウス」プロジェクトの評価をめぐる問題点からも、市民あるいは現場の主体性が活動の持続可能性にとって重要であることが浮かび上がる。つまり、連邦政府や EU による各多世代ハウスの活動への要求や圧力が、時に現場の活動の担い手たちの負担となり、政府への不満を増長させているということである。特に活動母体の小さな組織では、こうした負担は活動の継続自体を危うくするものであり、実際に「多世代ハウス」としての活動をやめてしまった施設も存在している。日本においても問題となっているが、政府の介入をどこまで認めるのか、あるいは現場の活動を阻害しないためには如何なる措置が必要であるのかという点は、ドイツにおいても依然として課題に残されている。

最後に、「多世代ハウス」の取り組みを通して、ドイツが目指す「持続可能な家族政策」とは如何なるものであるのかをまとめておきたい。すでに述べてきたように、「多世代ハウ

ス」は家族構造や家族機能の変化を背景に、家族の存在を前提としてきた社会制度や政策では解決できない様々な問題が生じ始めるなかで、家族の多様化や社会の個人化という現状に対応すべく、「個人」を軸とした支援体制を強化していくことを目的に創設されたものである。しかしその一方で、単にそうした現状を受け止めるだけでなく、家族が抱える様々な課題に対する多様な支援の形を用意し家族機能を補完することで、家族のより良い関係の構築と維持をサポートしていこうとする側面も持っているのであり、ドイツ社会がまだ家族を諦めたわけではなく、家族を重要な社会基盤の一つとして捉えている姿勢が「多世代ハウス」の試みにも反映されている。こうした「多世代ハウス」の活動が持つ両側面は、家族を形成している人、形成していない人双方を家族政策の対象として支援していこうとするものであり、それは諸個人の生き方の多様性に目を向け、そのなかで想定され得るリスクに対し「自己責任」の名の下に放置するのではなく、様々な社会的受け皿を用意し、個人を包摂していこうとするものである。そしてこうした「包摂型社会」を構築する上での立役者となるのが市民であり、市民自らが当事者性を高め主体的に地域の様々な活動主体と協働していくことによって、地域ないし社会の進むべき方向を決定していくことが目指されている。

## 参考文献

- 浅野素女(1995)『フランス家族事情—男と女と子どもの風景—』岩波新書.
- 浅野素女(2005)『フランス父親事情—男と女と子どもの風景—』岩波新書.
- 阿藤誠(1996)『先進諸国の人口問題』東京大学出版会.
- 阿藤誠(2000)『現代人口学—少子高齢化の基礎知識—』日本評論社.
- 阿藤誠(2007)「日本の家族変化と少子化—国際比較の視点から—」本澤巳代子・マイデル、ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- 阿部彩(2007)「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社.
- 阿部彩(2007)「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊・社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所)第43巻第1号,pp.27-40.
- 阿部彩(2011)『弱者の居場所がない社会』講談社.
- 阿部彩(2014)「包摂社会における社会的孤立—他県からの移住者に着目して—」『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所)第65巻第1号,pp.13-29.
- 荒牧弥生(2011)「ドイツにおける認知症ケアの展開—2008年介護改革—」『社会関係研究』(熊本学園大学 社会関係学会)第16巻第2号,pp.25-58.
- アン,オークレー (1986)岡島芽花訳『主婦の誕生』三省堂.
- 飯田哲也(1989)『家族政策と地域政策』多賀出版.
- 石田徹(2010)「格差・貧困・社会的排除の比較政治経済学」高橋進『包摂と排除の比較政治学』ミネルヴァ書房.
- 一番ヶ瀬康子・仲村優一・北川隆吉(1988)『高齢化社会と介護福祉』ミネルヴァ書房.
- 稲葉陽二(2011)『ソーシャル・キャピタル入門』中公新書.
- 今村彦・園田紫乃・金子郁容(2010)『コミュニティのちから—‘遠慮がちな’ソーシャルキャピタルの発見—』慶応義塾大学出版会.
- 岩井勉(1994)「空き教室の活用による老人福祉施設設置事業」『季刊行政管理研究』(一般財団法人 行政管理研究センター)第68号,pp.46-50.
- 岩尾祐司・井上茂子(2005)『近代ドイツの歴史—18世紀から現代まで—』ミネルヴァ書房.
- 岩田正美(2008)『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- 岩間暁子(2008)『女性の就業と家族のゆくえ：格差社会の中の変容』東京大学出版会.

- 上野千鶴子(2005)「ケアの社会学—序章：ケアとは何か—」『季刊 at』(太田出版),第 1 号, pp.18-37.
- 上野千鶴子(2006)「ケアの社会学—2 章：家族介護は「自然」か?—」『季刊 at』(太田出版), 第 3 号,pp.131-154.
- 上野千鶴子(2006)「ケアの社会学—4 章：ケアとはどんな労働か?—」『季刊 at』(太田出版), 第 5 号,pp.94-117.
- 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也(2008)『家族のケア 家族へのケア』岩波書店.
- 上野千鶴子・辻本清美(2009)『世代間連帯』岩波新書.
- 上野千鶴子(2012)『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ—』太田出版.
- 魚住明代(1998)「統一ドイツにおける家族政策—家庭と職業の両立政策を中心に—」『家族社会学研究』(日本家族社会学会),第 10 巻第 2 号,pp.19-30.
- 魚住明代(2007)「ドイツの新しい家族政策」『海外社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所),第 160 号,pp.22-32.
- 宇野重規(2010)『<私>時代のデモクラシー』岩波新書.
- エーザー,アルビン(1994)今井猛嘉訳「ドイツにおける妊娠中絶法の改革—国際的比較法的観点において—」『北大法学論集』(北海道大学),第 44 巻第 6 号,pp.339-365.
- エーマー,ヨーゼフ(2008)若尾祐司・魚住明代訳『近代ドイツ人口史—人口学研究の傾向と基本問題—』昭和堂.
- 大岡頼光(2004)『なぜ老人を介護するのか—スウェーデンと日本の家と死生観—』勁草書房.
- 大橋謙策(2014)『ケアとコミュニティー福祉・地域・まちづくり—』ミネルヴァ書房.
- 岡崎仁史(2000)『ドイツ介護保険と地域福祉の実際—社会福祉士が体験した社会保険方式下のミュンヘン—』中央法規.
- 岡本祐三(2009)『介護保険の歩み—自立をめざす介護への挑戦—』ミネルヴァ書房.
- 落合恵美子(2006)『21 世紀家族へ』有斐閣選書.
- 小塚治宣(2013)「ドイツにおける高齢者対策の現状と課題」『健保連海外医療保障』(健康保険組合連合会),第 100 号,pp.1-7.
- 小野暁史(1986)「超高齢者の社会的保護—ヨーロッパ評議会レポート—」『海外社会保障情報』(国立社会保障・人口問題研究所),第 75 号,pp.33-42.
- 金子勇(1997)『地域福祉社会学 新しい高齢者社会像』ミネルヴァ書房.

- 川越修(2008)「生命リスクと近代家族—1960・1970年代の西ドイツ社会—」川越修・友部謙一『生命というリスク—20世紀社会の再生産戦略—』法政大学出版局.
- 川越修(2008)「生命リスクと20世紀社会」川越修・友部謙一『生命というリスク—20世紀社会の再生産戦略—』法政大学出版局.
- 川越修・辻英史(2008)『社会国家を生きる—20世紀ドイツにおける国家・共同性・個人—』法政大学出版局.
- 川越修(2008)「1970年代のドイツ連邦共和国における家族変動と男性」『ドイツ研究』(日本ドイツ学会),第42号, pp.36-41.
- 木村陽子(2001)「先進諸国における社会保障構造改革」『公共政策研究』(日本公共政策学会),新装創刊号,pp.54-65.
- 倉田賀世(2014)「メルケル政権下の子育て支援政策—パラダイム転換の定着と拡充—」『海外社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所),第186号,pp.39-49.
- 黒田研二(2003)「ドイツ介護保険制度と社会福祉法人のミッションについて」『社会問題研究』(大阪府立大学),第52巻第2号,pp.53-72.
- ケルブレ,ハルトムート(2007)雨宮昭彦他訳『ひとつのヨーロッパへの道—その社会史的考察—』日本経済評論社.
- ケルブレ,ハルトムート(2010)永岑三千輝訳『ヨーロッパ社会史—1945年から現在まで—』日本経済評論社.
- 古瀬徹・塩野谷祐一(1999)『先進諸国の社会保障4—ドイツ—』東京大学出版会.
- 後藤広史(2009)「社会福祉援助課題としての「社会的孤立」」『福祉社会開発研究』(東洋大学),第2号,pp.7-18.
- 近藤正基(2013)『ドイツ・キリスト教民主同盟の軌跡—国民政党和戦後政治 1945~2009—』ミネルヴァ書房.
- 齋藤香里(2011)『ドイツにおける介護システムの研究』五絃舎.
- 齋藤香里(2013)「ドイツの介護者支援」『海外社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所),第184号,pp.16-29.
- 齋藤貞夫(1994)「社会福祉分野における世代間交流の現状」『高齢化社会の世代間交流』(長寿社会開発センター),pp.161-204.
- 齋藤純子(2012)a「ドイツ社会国家と家族政策」原伸子『福祉国家と家族』法政大学出版局.
- 齋藤純子(2012)b「ドイツにおける子どもの貧困」『大原社会問題研究所雑誌』(法政大学),

第 649 号,pp.16-29.

斎藤義彦(2012)『ドイツと日本「介護の力と危機」』ミネルヴァ書房.

坂井洲二(1991)『ドイツ人の老後』法政大学出版局.

島田信吾(2008)「社会的排除と新たなる連帯に向けて—日本とドイツ—」『社会福祉研究所報』(熊本学園大学),第 37 号,pp.99-115.

下夷美幸(2003)「高齢者介護とジェンダー：家族支援によるジェンダー変革の可能性」

『国立女性教育会館研究紀要』(国立女性教育会館),第 7 号,pp.33-43.

下夷美幸(2007)「家族の社会的意義とその評価—育児・介護の担い手として—」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.

社会保障研究所(1989)『西ドイツの社会保障』東京大学出版会.

シュレーダー,ヤン(2009)萩原イルカ訳「市民の意識改革と家族のための地域同盟」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策Ⅱ—市民社会における家族政策—』信山社.

庄谷怜子・布川日佐史(2002)「ドイツにおける社会的排除への対策」『海外社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所),第 141 号,pp.38-55.

白波瀬佐和子(2005)「母親就労の位置付けに関する国際比較研究—男女ともに働きやすい社会を目指して—」橋木俊詔『現代女性の労働・結婚・子育て—少子化時代の女性活用政策—』ミネルヴァ書房.

白波瀬佐和子(2005)『少子高齢社会のみえない格差—ジェンダー・階層・世代のゆくえ—』東京大学出版会.

白波瀬佐和子(2007)「人口変動の中の家族政策—国際意識調査の比較分析—」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.

白波瀬佐和子(2009)『日本の不平等を考える—少子高齢社会の国際比較—』東京大学出版会.

白波瀬佐和子(2010)『生き方の不平等—お互いさまの社会に向けて—』岩波新書.

神野直彦(2010)『「分かち合い」の経済学』岩波新書.

須田俊孝(2006)「ドイツの家族政策の動向—第二次シュレーダー政権と大連立政権の家族政策—」『海外社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所),第 155 号,pp.31-44.

セイン,パット(2009)木下康仁訳『老人の歴史』東洋書林.

- 瀬地山角(1996)『東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学—』勁草書房.
- 惣万佳代子(2002)『富山型デイサービスの日々—笑顔の大家族 このゆびと一まれ—』水書房.
- 惣万佳代子(2014)「障害・高齢・児童の共生デイサービス—富山県「このゆびと一まれ」の実践—」大橋謙策『ケアとコミュニティー福祉・地域・まちづくり—』ミネルヴァ書房.
- 副田義也・樽川典子(2000)『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房.
- 「第1回地域共生ホーム全国セミナーin とやま」実行委員会編(2003)『いっしょにできること—「第1回地域共生ホーム全国セミナーin とやま」報告書—』筒井書房.
- 「第1回地域共生ホーム全国セミナーin とやま」実行委員会編(2003)『地域共生白書 2003 地域共生ケアとはなにか—「第1回地域共生ホーム全国セミナーin とやま」報告書—』筒井書房.
- 高橋進(2010)『包摂と排除の比較政治学』ミネルヴァ書房.
- 武川正吾(2007)『連帯と承認—グローバル化と個人化のなかの福祉国家—』東京大学出版会.
- 橘木俊詔(2004)『リスク社会を生きる』岩波書店.
- 橘木俊詔(2005)『現代女性の労働・結婚・子育て—少子化時代の女性活用政策—』ミネルヴァ書房.
- 橘木俊詔(2006)『格差社会—何が問題なのか—』岩波新書.
- 田中洋子(2008)「労働・時間・家族のあり方を考え直す」広井良典『環境と福祉の統合—持続可能な福祉社会の実現に向けて—』有斐閣.
- 田中洋子(2009)「日本企業における仕事と生活の調整政策—ドイツとの比較を念頭に—」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策Ⅱ—市民社会における家族政策—』信山社.
- 田中洋子(2012)「ドイツにおける時間政策の展開」『日本労働研究雑誌』(労働政策研究・研修機構),第 619 号,pp.102-112.
- 土田武史・田中耕太郎・府川哲夫(2008)『社会保障改革—日本とドイツの挑戦—』ミネルヴァ書房.
- 坪郷實(2000)「地方自治と介護保険—ドイツの事例を中心に—」『海外社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所),第 131 号,pp.3-13.
- 寺崎あき子(1994)「働く女性と所得税—男女平等の視点から—」原ひろ子・大沢真理『変容

- する男性社会—労働、ジェンダーの日独比較—』新曜社.
- 東京都高齢者研究 福祉振興財団(2005)『介護保険転換期—新制度のしくみとドイツ制度の現状—』東神堂.
- 戸田典子(2007)「パート労働者への厚生年金の適用問題」『レファレンス』(国立国会図書館), 第 683 号,pp.25-44.
- 栃本一三郎(1987)「西ドイツにおける老人介護の現状と改革の方向」『海外社会保障情報』(国立社会保障・人口問題研究所),第 78 号,pp.31-42.
- 富永健一(2001)『社会変動の中の福祉国家』中央公論新社.
- 内閣府経済社会総合研究所 財団法人家計経済研究所(2005)『フランス・ドイツの家族生活—子育てと仕事の両立—』国立印刷局.
- 中野智世(2012)「福祉国家を支える民間ボランティア—20 世紀初頭ドイツを例として—」高田実・中野智世『近代ヨーロッパの探求⑮ 福祉』ミネルヴァ書房.
- 中村健吾(2005)『欧州統合と近代国家の変容—EU の多次的ネットワーク・ガバナンス—』昭和堂.
- 中村健吾(2007)「社会理論からみた「排除」—フランスにおける議論を中心に—」福原宏幸『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社.
- 中村陽一・川崎賢子(2000)『アンペイドワークとは何か』藤原書店.
- 名和田是彦(2007)『社会国家・中間団体・市民権』法政大学現代法研究所.
- 西岡八郎(2004)「男性の家庭役割とジェンダー・システム—夫の家事・育児行動を規定する要因—」目黒依子・西岡八郎『少子化のジェンダー分析』勁草書房.
- 新田淳子(2000)「世代間交流の効果に関するマイクロ調査」広井良典『老人と子ども統合ケア—新しい高齢者ケアの姿を求めて—』中央法規出版.
- 日本ソーシャルインクルージョン推進会議(2007)『ソーシャル・インクルージョン—格差社会の処方箋—』中央法規出版.
- ノース,ダグラス・C.(1994)竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房.
- 野田昌吾(2010)「包摂と排除の比較政治学—問題の所在—」高橋進『包摂と排除の比較政治学』ミネルヴァ書房.
- 原俊彦(2000)「ドイツにおける無子の広がりとその背景」『人口問題研究』(国立社会保障・人口問題研究所),第 56 巻第 4 号,pp.70-87.

- 原俊彦(2001)「ドイツの家族政策の特徴とその変容」『現代社会学研究』(北海道社会学会), 第14巻, pp.73-93.
- 原信子(2008)「福祉国家と家族政策の「主流」化—「ワーク・ライフ・バランス」の論理とジェンダー平等—」『大原社会問題研究所雑誌』(法政大学), 第594号, pp.1-18.
- 晴見静子(1986)『西ドイツにおける老人福祉サービスの動向—在宅サービスを中心に—』東京福祉局総務部調査課.
- 春見静子(1999)「高齢者・障害者福祉サービス」古瀬徹・塩野谷祐一『先進諸国の社会保障4—ドイツ—』東京大学出版会.
- バラ, アジット・S・ラペール, フレデリック(2005)福原宏幸・中村健吾訳『グローバル化と社会的排除—貧困と社会問題への新しいアプローチ—』昭和堂.
- 姫岡とし子(1994)「東西ドイツの女性労働」原ひろ子・大沢真理『変容する男性社会—労働、ジェンダーの日独比較—』新曜社.
- 姫岡とし子(2007)a「日独における家族の歴史的変化と家族政策」本澤巳代子・マイデル, ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- 姫岡とし子(2007)b「新しい家族政策と「家族のための地域同盟」I ドイツの新しい家族政策」本澤巳代子・マイデル, ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- 姫岡とし子・川越修(2009)『ドイツ近現代ジェンダー史入門』青木書店.
- 平野隆之(2005)『強制ケアの営みと支援 富山型「このゆびと一まれ」調査から』筒井書房.
- 平野隆之・高橋誠一・奥田佑子(2007)『小規模多機能ケア実践の理論と方法』全国コミュニティライフサポートセンター.
- 平野隆之(2005)『地域福祉推進の理論と方法』有斐閣.
- 広井良典(1997)『ケアを問いなおす—「深層の時間」と高齢化社会—』筑摩新書.
- 広井良典(1999)『日本の社会保障』岩波新書.
- 広井良典(2000)『老人と子ども統合ケア—新しい高齢者ケアの姿を求めて—』中央法規出版.
- 広井良典(2001)『定常型社会 新しい「豊かさ」の構想』岩波書店.
- 広井良典(2009)『コミュニティを問い直す—つながり・都市・日本社会の未来—』筑摩書房.
- 広井良典(2013)『ケアとは何だろうか—領域の壁を越えて—』ミネルヴァ書房.
- 福島崇(2003)『老人と子どもの統合ケアに関する研究—栃木県今市市のケース・スタディー—』JAIST 学術研究成果 リポジタリ(北陸先端科学技術大学院大学).

- 福原宏幸(2007)a 「社会的排除/包摂」は社会政策のキーワードになりうるか?」福原宏幸『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社.
- 福原宏幸(2007)b 「社会的排除/包摂論の現在と展望—パラダイム・「言説」をめぐる議論を中心に—」福原宏幸『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社.
- 福本絹子(1993)「高齢者と幼児のふれあいに関する研究」『学校保健研究』(日本学校保健学会),第 35 巻第 7 号,pp.325-332.
- 藤井良治・塩野谷祐一『先進諸国の社会保障 6—フランス—』東京大学出版会.
- 藤本健太郎(2012)『孤立社会からつながる社会—ソーシャルインクルージョンに基づく社会保障改革—』ミネルヴァ書房.
- 藤森克彦(2010)『単身急増社会の衝撃』日本経済新聞出版社.
- ベック,ゲルンスハイム・エリーザベト(1992)香川檀訳『出生率はなぜ下がったか—ドイツの場合—』勁草書房.
- ベルトラム,ハンス(2007)辻朋季訳「ドイツの少子化と家族政策—第7家族報告書の概要—」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- ホーネルライン,エーファ・マリア(2007)倉田賀世訳「家族給付・社会サービスによる家族支援」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- ホーネルライン,エーファ・マリア(2009)相澤啓一訳「両親手当・両親時間に関する連邦法—その効果についての最新の報告—」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策Ⅱ—市民社会における家族政策—』信山社.
- マイデル,ベルント・フォン(2007)a 田中秀一郎訳「家族的労働と稼得労働」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- マイデル,ベルント・フォン(2007)b 本澤巳代子訳「21世紀の新たな家族政策の目標と課題」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- マインケ,ヴォルフガング(2007)脇野幸太郎訳「家族生活と家族政策—5つのテーゼ—」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.

- 増田雅暢(2009)『世界の介護保険』法律文化社.
- 松田茂樹(2005)「男性の家事・育児参加と女性の就労促進」橘木俊昭『現代女性の労働・結婚・子育て—少子化時代の女性活用政策—』ミネルヴァ書房.
- マルクス,シェーン(2009)倉田賀世訳「児童・青少年援助の成功と効率性—社会の将来性に対する保障—」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策Ⅱ—市民社会における家族政策—』信山社.
- 三成美保(2005)『ジェンダーの法史学—近代ドイツの家族とセクシュアリティ—』勁草書房.
- ミッテラウアー,ミヒャエル・ラインハルト,ジューダー(1993)若尾祐司・若尾典子訳『ヨーロッパ家族社会史—家父長制からパートナー関係へ—』名古屋大学出版会.
- 宮本太郎(2006)「ポスト福祉国家のガバナンス—新しい政治対抗—」『思想』(岩波書店),第 983 巻第 3 号,pp.22-47.
- 宮本太郎(2011)「社会的包摂と EU のガバナンス」田中浩(2011)『EU を考える—現代世界—その思想と歴史—』未来社.
- 宮本太郎(2013)『社会的排除の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗—』ミネルヴァ書房.
- 村上紀美子(2014)『納得の老後—日欧在宅ケア探訪—』岩波新書.
- 目黒依子・西岡八郎『少子化のジェンダー分析』勁草書房.
- 本沢巳代子(1988)「西ドイツにおける最近の家族政策の動向」『大阪府立大学経済研究』(大阪府立大学),第 33 巻第 2 号,pp.253-274.
- 本沢巳代子(1991)「ドイツの家族機能と家族政策」『海外社会保障情報』(国立社会保障・人口問題研究所),第 27 号, pp.145-157.
- 本沢巳代子(1997)『公的介護保険—ドイツの先例に学ぶ—』日本評論社.
- 本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン(2007)『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- 本澤巳代子(2007)「新しい家族政策と「家族のための地域同盟」Ⅱ「家族のための地域同盟」の現状」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』信山社.
- 本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン (2009)『家族のための総合政策Ⅱ—市民社会における家族政策—』信山社.
- 森周子(2014)a「メルケル政権下の介護保険制度改革の動向」国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所),第 186 号,pp.28-38.

- 森周子(2014)b「ドイツ—社会国家における社会保障制度の確立—」多田英範『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか』ミネルヴァ書房.
- 盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾(2012)『公共社会学 1—リスク・市民社会・公共性—』東京大学出版会.
- 盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾(2012)『公共社会学 2—少子高齢社会の公共性—』東京大学出版会.
- 矢野久・ファウスト,アンゼルクム (2001)『ドイツ社会史』有斐閣.
- 山田千秀(2010)「フランス及びドイツにおける家族政策—海外調査報告—」『立法と調査』(参議院調査室作成資料),第 310 号,pp.3-12.
- 山田昌弘(1997)『近代家族のゆくえ—家族と愛情のパラドックス—』新曜社.
- 柚木理子(2002)「ドイツにおける仕事と家庭の両立策：シュレーダー政権にみる「ジェンダーの主流化」の試み」『川村学園女子大学研究紀要』(川村学園女子大学),第 13 巻第 2 号,pp.141-158.
- 湯沢雍彦(1994)「祖父母—孫間の世代間交流」『高齢社会の世代間交流』(長寿社会開発センター),pp.31-60.
- 湯沢雍彦(2003)『データで読む家族問題』日本放送出版協会.
- リスク,ウーテ(2009)竹田敬亮訳「責任を共有する政界と経済界—企業プログラム「成功の要因・家族」—」本澤巳代子・マイデル,ベルント・フォン『家族のための総合政策 II —市民社会における家族政策—』信山社.
- リッター,ゲルハルト・A.(2013)竹中享訳『ドイツ社会保障の危機』ミネルヴァ書房.
- 若尾祐司(2000)『近代ドイツの結婚と家族』名古屋大学出版会.
- 和田勝(2007)『介護保険制度の政策過程—日本・ドイツ・ルクセンブルク 国際共同研究—』東洋経済新報社.

Blome, Agnes, Wolfgang Keck, and Jens Alber(2009), *Family and the welfare state in Europe: intergenerational relations in ageing societies*, Edward Elgar.

Bris, Hannelore Janile(1993), *Family care of dependent older people in the European Community*, European Commission.

Federkeil, Gero(1997), “The Federal Republic of Germany: Polarization of Family Structure”, in Franz-Xaver Kaufmann, Anton Kuijsten, Hans-Joachim Schulze

- and Klaus Peter Strohmeier (eds.), *Family Life and Family Policies in Europe*, Volume 1, Oxford University Press.
- Gauthier, Anne Helene(1996), *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries*, Clarendon Press.
- Haber Kern, Klaus(2009), *Pflege in Europa. Familie und Wohlfahrtsstaat*, VS Verlag für Sozialwissenschaften.
- Harald, Conrad, Lutzeler Ralph (2002), *Aging and social policy: a German-Japanese comparison*, IUDICIUM Verlag GmbH.
- Hubert, Michel(1998), *Deutschland im Wandel. Geschichte der deutschen Bevölkerung seit 1815*, Franz Steiner Verlag.
- Kaufmann, Franz-Xaver, Anton Kuijsten, Hans-Joachim Schulze and Klaus Peter Strohmeier(2002), *Family Life and Family Policies in Europe*, Volume2, Oxford University Press.
- Lamura, Giovanni, Hanneli Dohner and Christopher Kofahl(2008), *Family Carers of Older People in Europe – A Six-Country Comparative Study*, LIT Verlag.
- Muller-Escoda, Beatrice and Ulla Vogt(1997), “France: the Institutionalization of Plurality”, in Franz-Xaver Kaufmann, Anton Kuijsten, Hans-Joachim Schulze and Klaus Peter Strohmeier (eds.), *Family Life and Family Policies in Europe*, Volume 1, Oxford University Press.
- Orincipi, Andrea, Per H.Jensen and Giovanni Lamura(2014), *ACTIVE AGEING: Voluntary work by older people in Europe*, Policy Press.
- Thane, Pat(2000), *Old Age in English History: Past Experiences, Present Issues*, Oxford University Press.

【『家族のための地域同盟』に関する参考資料一覧】

- lokale-buendnisse-fuer-familie(2014)a, Über die Initiative“Lokale Bündnisse für Familie”.
- (<http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/ueber->)2015年2月13日閲覧.
- lokale-buendnisse-fuer-familie(2014)b, Aktionstag 2014: Einzigartig Partnerschaftlich-10 Jahre Lokale Bündnisse für Familie.

(<http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/aktionstag>)2015年2月3日閲覧.

lokale-buendnisse-fuer-familie(2014)c, Gute Beispiele:Saarburg,

Einzigartig und partnerschaftlich-Ein Bündnismagazin zum Jubiläum der Initiative:Anlässlich des bundesweiten Aktionstages gibt das Lokale Bündnis für Familie Saarburg e.V. die erste Ausgabe seines neuen Bündnismagazins heraus.

(<http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/nc/aktionstag>) 2015年2月3日閲覧.

lokale-buendnisse-fuer-familie(2014)d, Gute Beispiele:Koblenz,

Partnerschaftliche Zusammenarbeit für eine bessere Vereinbarkeit von Familie und Berufe: Das Koblenzer Bündnis für Familie lädt seine Bündnispartner anlässlich des bundesweiten Aktionstages und des Internationalen Tags der Familie zu einer Diskussionsrunde mit Landesfamilienministerin Irene Alt ein.

(<http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/nc/aktionstag>)2015年2月3日閲覧.

lokale-buendnisse-fuer-familie(2014)e, Gute Beispiele:Felsberg,

Zwanzig starke Stimmen: Bündnisausstellung präsentiert partnerschaftliche Zusammenarbeit Anlässlich seines zehnjährigen Bestehens lädt das Felsberger Bündnis im Aktionstageszeitraum zu einer Ausstellung über sich und seine Partner ein.

(<http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/nc/aktionstag>)2015年2月5日閲覧.

lokale-buendnisse-fuer-familie(2014)f, Gute Beispiele:Rietberg,

Im Dialog mit den Familien vor Ort: Die Lokalen Bündnisse für Familie in Rietberg nutzen den Aktionstag, um mit Familien ins Gespräch zu kommen und auf die Familiensprechstunde im Familienzentrum aufmerksam zu machen.

(<http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/nc/aktionstag>) 2015年2月5日閲覧.

#### 【『多世代ハウス』に関する参考資料一覧】

BMFSFJ(Bundesministerium für Familie,Senioren,Frauen und Jugend) (2008),

Erste Ergebnisse der Wirkungsforschung im Aktionsprogramm

Mehrgenerationenhäuser: Starke Leistung für jedes Alter.

BMFSFJ(2011)a, Aktionsprogramm Mehrgenerationenhäuser: Starke Leistung für jedes Alter.

BMFSFJ(2011)b, Programmbeschreibung Aktionsprogramm Mehrgenerationen-  
Häuser II: Wo Menschen aller Generationen sich begegnen.

BMFSFJ(2011)c, Demografiebericht: Bericht der Bundesregierung zur demogra-  
fischen Lage und künftigen Entwicklung des Landes.

BMFSFJ(2011)d, Jedes Alter zählt: Die Demografiestrategie der Bundesregierung.

BMFSFJ(2014), Kommunale Impulse generationenübergreifender Arbeit.

mehrgenerationenhaeuser(2012)a, Das Aktionsprogramm Mehrgenerationenhäuser I  
(2006~2011).  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/923>)2012年6月13日閲覧.

mehrgenerationenhaeuser(2012)b, Ergebnisse der Projekts “Mehrgenerationenhäuser  
als Orte für Demenzkranke und ihre Angehörigen” vorgestellt.  
(<http://www.bmfsfj.de/BMFSFJ/aeltere-menschen>.)2012年10月8日閲覧.

mehrgenerationenhaeuser(2012)c, 26 Standorte des Pilotprogramms  
“Lokale Allianzen für Menschen mit Demenz” bekanntgegeben.  
(<http://www.bmfsfj.de/BMFSFJ/aeltere-menschen>.)2012年10月15日閲覧.

mehrgenerationenhaeuser(2012)d, Aktionsprogramm Mehrgenerationenhäuser II:  
Schwerpunktthema Alter und Pflege-Konzept. 2012年10月23日閲覧.

mehrgenerationenhaeuser(2013)a, Rund ein Drittel der Mehrgenerationenhäuser  
verfügeb über Angebote zum Thema Demenz.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1610>)2014年12月25日閲覧.

mehrgenerationenhaeuser(2013)b, Präsentation zu den Erkenntnissen der  
wissenschaftlichen Begleitung: Mehrgenerationenhäuser-Startke Partner  
für starke Kommunen, Erkenntnisse der wissenschaftlichen Begleitung  
des Aktionsprogramms Mehrgenerationehäuser II. 2013年8月28日閲覧.

mehrgenerationenhaeuser(2013)c, Eine Chance für Greifswald-  
Mehrgenerationenhaus und Kommune gestalten den demografischen Wandel.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1232>)2013年5月14日閲覧.

mehrgenerationenhaeuser(2013)d, Im Zeichen des Austauschs-Senioren-Lotsen  
in Lübeck-Eichholz.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1625>)2013年5月30日閲覧.

mehrgenerationenhaeuser(2013)e, Mehr Unterstützung,weniger Unsicherheit:  
Das Demenzservicezentrum des Mehrgenerationenhauses groß-Zimmern.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1749>)2013 年 6 月 5 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2013)f, “Eine bereichernde Erfahrung für beide Seiten”.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1751>)2013 年 5 月 30 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2013)g, “Viele ältere Menchen haben den Wunsch,  
wieder ‚gebraucht‘ zu werden”.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1753>)2013 年 6 月 12 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2013)h, Ein Mehrgenerationenhaus für den gesamten  
Landkreis.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1776>)2013 年 6 月 20 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2013)i, Besser leben in Kiez: Landes hauptstadt Kiel und  
Mehrgenerationenhaus engagieren sich gemeinsam für den Stadtteil Kiel-Gaarden.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1777>)2013 年 11 月 15 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2013)j, Stadt und Mehrgenerationenhaus-starke Partner für  
ein demografiefestes Wunsiedel.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1778>)2013 年 11 月 15 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2014)a, Eine positive Bilanz: Über 1.500 Angebote  
im Bereich Alter und Pflege.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1748>)2014 年 6 月 1 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2014)b, Bundeskabinett beschließt 16 Millionen Euro  
für Mehrgenerationenhäuser im Jahr 2015.  
(<http://www.bmfsfj.de/BMFSFJ/freiwilliges-engagement>,)2015 年 1 月 11 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2014)c, “Engagement mit Geduld und Zähigkeit”.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/548?redirect>)2015 年 1 月 17 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2014)d, Editorial.  
(<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/1844>)2015 年 1 月 17 日 閱覽.

mehrgenerationenhaeuser(2015), Ab 2015: Die neue Familienpflegezeit.  
(<http://www.bmfsfj.de/BMFSFJ/aeltere-menschen>,)2015 年 1 月 20 日 閱覽.

【その他の参考資料一覧】

- BMFSFJ(Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend)(1986),  
Vierter Familienbericht. Die Situation der älter Menschen in der Familie,  
Deutscher Bundestag, Drucksache 10/6145.
- BMFSFJ(2005), Siebter Familienbericht. Familie zwischen Flexibilität und  
Verlässlichkeit-Perspektiven für eine lebenslaufbezogene Familienpolitik,  
Deutscher Bundestag, Drucksache 16/1360.
- BMG(Bundesministerium für Gesundheit)(2013), Zahlen und Fakten zur Pflege-  
versicherung.
- BMG(2014)a, Pflegeversicherung: Leistungsempfänger der sozialen Pflege-  
versicherung am Jahresende nach Pflegestufen.
- BMG(2014)b, Soziale Pflegeversicherung: Leistungsempfänger nach Leistungsarten  
und Pflegestufen im Jahresdurchschnitt 2013.
- BMG(2014)c, Die Finanzentwicklung der sozialen Pflegeversicherung.
- United Nations Development Programme in Croatia(UNDP)(2006),  
Poverty, Unemployment and Social Exclusion.  
The Office of the Resident Representative in Croatia.

【参考 URL 一覧】

- 「家族のための地域同盟」(Lokale Bündnisse für Familie)ホームページ：  
<http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/>
- 「成功の要因・家族」(Erfolgsfaktor Familie)ホームページ：  
<http://www.erfolgsfaktor-familie.de/>
- 「多世代ハウス」(Mehrgenerationenhäuser)ホームページ：  
<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/>
- 「多世代ハウス」Bürgerwerkstatt Stutensee(カールスルーエ)ホームページ：  
<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/mehrgenerationenhaus-burgerwerkstatt-stutensee-e.v.>
- 「多世代ハウス」EBW(フライブルク)ホームページ：  
<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/mehrgenerationenhaus-ebw-freiburg>

「多世代ハウス」 Nachbarschaftshilfe Taufkirchen(ミュンヘン)ホームページ :

<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/mehrgenerationenhaus-der-nachbarschaftshilfe-taufkirchen-e.-v.>

「多世代ハウス」 Brunhilde-Baur-Haus(カールスルーエ)ホームページ :

<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/brunhilde-baur-haus>

「多世代ハウス」 Diakonische Hausgemeinschaften(ハイデルベルク)ホームページ :

<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/diakonische-hausgemeinschaften-e.v.>

「独立行政法人 労働政策研究・研修機構」海外労働情報 国際労働トピック : ドイツ 2014年記事 :

[http://www.Jil.go.jp/foreign/jihou/2014\\_10/germany\\_02.htm](http://www.Jil.go.jp/foreign/jihou/2014_10/germany_02.htm)

国立社会保障・人口問題研究所 「2014年版人口統計資料集」 :

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2014.asp?chap=0>

『平成19年版内閣府男女共同参画白書』 :

<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h19/gaiyou/>

『平成23年版高齢社会白書』 :

[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2011/zenbun/23pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2011/zenbun/23pdf_index.html)

『平成26年版高齢社会白書』 :

[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/26pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/26pdf_index.html)

『平成24年版厚生労働白書』 :

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/>

「平成26年内閣府市民活動促進担当 ボランティア関係参考資料」 :

[https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/data/report33\\_ikenkoukan\\_3\\_6.pdf](https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/data/report33_ikenkoukan_3_6.pdf)

## 巻末資料 1 調査訪問先の写真一覧

### (1) Bürgerwerkstatt Stutensee(カールスルーエ)



(写真 1-1) 「多世代ハウス」の外観, 2013年12月6日撮影。



(写真 1-2) 「Offener Treff」の様子,  
2013年12月6日撮影。



(写真 1-3) 「Offener Treff」での食事風景,  
当該施設発行のパンフレットより。



(写真 1-4)料理を作りに来ている  
ボランティアの女性,2013年12月6日撮影。



(写真 1-5) 多世代共生型住居の完成予想図(手前が  
「多世代ハウス」で奥が多世代共生型住居),  
当該施設ホームページより。

(2) Erwachsenenbegegnungsstätte Freiburg Weingarten(EBW)(フライブルク)



(写真 2-1)「多世代ハウス」の外観,当該施設ホームページより。



(写真 2-2)ボランティアの男性が子どもたちに料理を教えながら共に作っている様子,  
2013年12月4日撮影。



(写真 2-3)「Offener Treff」での昼食時の様子,  
2013年12月4日撮影。



(写真 2-4)語学授業の間、別室で子どもたちを見てくれている,2013年12月4日撮影。

(3) Nachbarschaftshilfe Taufkirchen(ミュンヘン)



(写真 3-1)「多世代ハウス」の外観,当該施設ホームページより。



(写真 3-2)内設された保育園の様子,  
2011年8月13日撮影。



(写真 3-3)高齢世代の人々が子どもたちのケア  
に携わっている様子,当該施設責任者より提供。



(写真 3-4)、(写真 3-5)ともに「トルコ風朝食の会」の様子,当該施設責任者より提供。

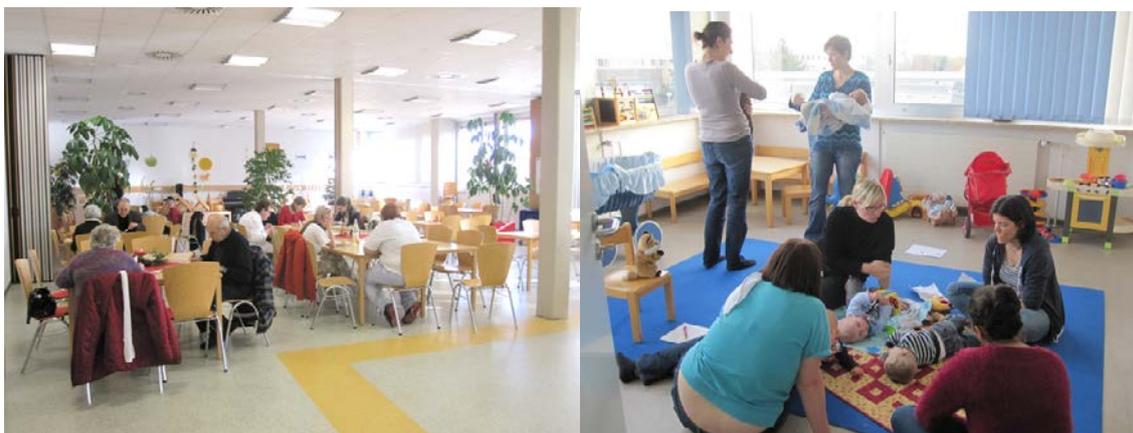
(4) Brunhilde-Baur-Haus(カールスルーエ)



(写真 4-1) 「多世代ハウス」の外観,2011年8月23日撮影。



(写真 4-2) 職業訓練を行うための地下の調理場の様子, (写真 4-3)職業訓練を行っている様子,  
2011年8月23日撮影。 当該施設発行のパンフレットより。



(写真 4-4) 「Offener Treff」での昼食時の様子, (写真 4-5) 「Mütter Café」において子を持つ親  
2013年12月9日撮影。 が集まり、親子で活動に参加している様子,  
2013年12月9日撮影。

(5) Diakonische Hausgemeinschaften(ハイデルベルク)



(写真 5-1)「多世代ハウス」の外観,  
2013年12月16日撮影。



(写真 5-2)「多世代ハウス」の隣に併設されて  
いるアパートメント。自由に行き来できるよう  
つながっている, 2013年12月16日撮影。



(写真 5-3)アパートメントの一室内部の様子①



(写真 5-4) アパートメントの一室内部の様子②



(写真 5-5) アパートメントの一室内部の様子③

(写真 5-3)、(写真 5-4)、(写真 5-5)ともに 2013年12月16日撮影。



(写真 5-6)「Offener Treff」での昼食時の様子、  
2013年12月16日撮影。



(写真 5-7)「Offener Treff」での昼食時の様子。  
利用者たちが料理を取りに行き、ボランティア  
の人が提供している, 2013年12月16日撮影。



(写真 5-8)昼食が終わり午後のひととき。  
奥の部屋では皆でゲームをしている,  
2013年12月16日撮影。



(写真 5-9)合唱サークルの様子,  
2013年12月16日撮影。

— Fragebogen —

(Für die Nutzer des Mehrgenerationenhauses)

**I) Über die Umstände der Verwendung**

(1) Wie lange nutzen Sie dieses Mehrgenerationenhaus bereits?

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| ① Weniger als 1 Woche | ⑤ 1 bis 2 Jahre |
| ② Weniger als 1 Monat | ⑥ 3 bis 4 Jahre |
| ③ 2 bis 5 Monate      | ⑦ Über 5 Jahre  |
| ④ 6 bis 11 Monate     |                 |

(2) Wie haben Sie vom Mehrgenerationenhaus erfahren und begonnen, es zu nutzen?

- ① Auf Anraten der eigenen Familie
- ② Auf Anraten von Freunden oder Bekannten
- ③ Bin zufällig daran vorbeigekommen
- ④ Durch die Internet-Homepage oder eine Broschüre
- ⑤ Sonstiges ( )

(3) Warum nutzen Sie es auch dem ersten Besuch weiterhin?

- ① Weil mit die Atmosphäre dort gut gefallen hat
- ② Weil das Personal nett ist.
- ③ Weil man sich mit Freunden oder anderen Benutzern dort treffen/austauschen kann
- ④ Weil man an verschiedenen Aktivitäten teilnehmen oder verschiedene Dienste erhalten kann
- ⑤ Weil hier Lasten des Alltagslebens erleichtert werden
- ⑥ Weil man hier zu essen und zu trinken bekommt
- ⑦ Sonstiges ( )

**II) Über die Art der Verwendung**

(4) Wie häufig nutzen Sie das Angebot des Mehrgenerationenhauses?

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| ① Fast täglich      | ⑥ 1 mal in drei Monaten      |
| ② 3-4 mal pro Woche | ⑦ 1 mal in einem halben Jahr |
| ③ 1-2 mal pro Woche | ⑧ 1 mal pro Jahr             |
| ④ 2-3 mal im Monat  | ⑨ Unregelmäßig               |
| ⑤ 1 mal im Monat    |                              |

(5) Wie kommen Sie normalerweise hierher?

- ① Ich komme allein
- ② Ich werde von einem Familienmitglied gebracht

- ③ Ich werde von einem Nachbarn / einer Nachbarin hergebracht
- ④ Ein freiwilliger Helfer bringt mich
- ⑤ Ein anderer Nutzer des Hauses nimmt mich mit
- ⑥ Sonstiges ( )

(6) Wie viel Zeit brauchen Sie in etwa von Ihrem Haus bis hierher?

(7) Wie lange sind Sie hier, wenn Sie das Mehrgenerationenhaus nutzen?

- ① Etwa 1 Stunde
- ② Etwa 2 bis 3 Stunden
- ③ Den ganzen Vormittag oder Nachmittag
- ④ Den ganzen Tag

(8) Was machen Sie zumeist, wenn sie hier sind?

- ① Essen und trinken
- ② Mit dem Personal reden
- ③ Mit meinen Freunden oder anderen Nutzern des Hauses reden
- ④ Ich nehme an verschiedenen Aktivitäten teil oder erhalte verschiedene Dienste.
- ⑤ Ich gehe meinen Hobbyaktivitäten nach
- ⑥ Sonstiges ( )

(9) Was gefällt Ihnen an diesem Mehrgenerationenhaus?

- ① Man schließt Freundschaften
- ② Man wird bei Sorgen und Schwierigkeiten beraten
- ③ Man kann mit verschiedenen Personen reden
- ④ Man kann eine angenehme Zeit verbringen
- ⑤ Man kann an verschiedenen Aktivitäten teilnehmen oder verschiedene Dienste erhalten
- ⑥ Man kann die Last des Alltagslebens gelindert bekommen
- ⑦ Man kann essen und trinken.
- ⑧ Sonstiges ( )

### III) Über die Veränderungen seit Ihrer Benutzung

(10) Hat die Verbindung mit Leuten in Ihrem Umfeld zugenommen?

- ① Die Zahl der Bekannten, mit denen ich gemeinsame Dinge unternehme, ist gestiegen
- ② Die Zahl der Freunde, mit denen ich meine Sorgen teilen kann, ist gestiegen
- ③ Ich spreche mehr mit den Leuten in meiner Nachbarschaft als zuvor
- ④ Die Gespräche innerhalb der Familie haben zugenommen
- ⑤ Die Zahl der Leute, die sich um mich sorgen/kümmern, hat zugenommen
- ⑥ Die Verbindung mit Leuten in meinem Umfeld hat nicht besonders zugenommen
- ⑦ Sonstiges ( )

(11) Hat sich sonst eine positive Veränderung ergeben?

- ① Ich habe mehr Lebensenergie/-motivation
- ② Ich habe neue Erfahrungen gemacht
- ③ Ich sehe mehr Sinn im Leben
- ④ Ich habe viele neue Bekanntschaften geschlossen
- ⑤ Sorgen/Probleme wurden gelöst
- ⑥ Ich habe neue Erkenntnisse erlangt oder neue Technologien zu nutzen gelernt
- ⑦ Ich spüre, daß ich nicht alleine bin
- ⑧ Keine besondere Veränderung
- ⑨ Sonstiges ( )

#### IV) Über Sie selbst

(12) Wie alt sind Sie?

- ① jünger als 10 Jahre
- ② 10 bis 19 Jahre
- ③ 20 bis 29 Jahre
- ④ 30 bis 39 Jahre
- ⑤ 40 bis 49 Jahre
- ⑥ 50 bis 59 Jahre
- ⑦ 60 bis 69 Jahre
- ⑧ älter als 70 Jahre

(13) Ihr Geschlecht

- ① männlich
- ② weiblich

(14) Nutzen Sie das Mehrgenerationenhaus auch zusammen mit Ihrer Familie?

- ① Ja
- ② Nein

(15) Ihre Familienstruktur

- ① Alleinstehend
- ② Mit (Ehe-)Partner zusammen lebend
- ③ Zwei-Generationen-Haushalt (mit Eltern und Kindern)
- ④ Drei-Generationen-Haushalt (mit Großeltern, Eltern und Enkelkindern)
- ⑤ Sonstiges ( )

(16) Was ist Ihr gegenwärtiger Beruf?

- ① Ich bin berufstätig als ( )
- ② Ich bin nicht berufstätig

**V) Schreiben Sie bitte frei Ihre Meinung**

Was könnte Ihrer Meinung nach das Leben in diesem Mehrgenerationenhaus zukünftig noch weiter verbessern? (Welche Ideen haben Sie, was es in dieser Stadt mehr geben sollte?)

Was erwarten Sie von der Regierung oder den lokalen Behörden in der Unterstützung der Aktivitäten der "Mehrgenerationenhäuser"?



**Vielen Dank!**

### 巻末資料 3 多世代ハウスにおける利用者アンケート用紙(日本語版)

#### 1 利用の経緯について

(1) いつからこの多世代ハウスに来ていますか(どのくらいの期間、利用していますか)

- |            |           |
|------------|-----------|
| ①1週間以内     | ⑤1年～2年前から |
| ②1ヶ月以内     | ⑥3年～4年前から |
| ③2～5ヶ月前から  | ⑦5年以上前から  |
| ④6～11ヶ月前から |           |

(2) 初めて来たきっかけはどのようなことでしたか

- ①家族に勧められて
- ②友人・知人に勧められて
- ③こちらの多世代ハウスの前を通りがかって
- ④ホームページ・チラシなどを見て
- ⑤その他( )

(3) 二回目の利用以降、通うようになった理由は何ですか

- ①雰囲気気に入ったから
- ②スタッフが親切だから
- ③友人や他の利用者に会えるから
- ④様々な活動に参加したりサービスを受けられるから
- ⑤日常生活の負担が軽減できるから
- ⑥飲食ができるから
- ⑦その他( )

#### 2 利用の状況について

(4) どのくらい来ていますか

- |          |            |
|----------|------------|
| ①ほぼ毎日    | ⑥3ヶ月に1回くらい |
| ②週に3～4回  | ⑦半年に1回くらい  |
| ③週に1～2回  | ⑧年に1回くらい   |
| ④月に2～3回  | ⑨不定期       |
| ⑤月に1回くらい |            |

(5) どのようにして来られていますか

- ①自分で来ている
- ②家族の人に送ってもらっている

- ③近所の人に送ってもらっている
- ④ボランティアの人に助けてもらっている
- ⑤他の利用者の車に乗せてもらっている
- ⑥その他( )

(6)あなたの家からここまでどのくらいの時間がかかりますか

(7) 一回の滞在時間はどれくらいですか

- ①1 時間くらい
- ②2～3 時間くらい
- ③半日以上

(8) この多世代ハウスでは、主にどのようなことをしていますか

- ①飲食をする
- ②スタッフとおしゃべりをする
- ③友人や他の利用者とおしゃべりをする
- ④様々な活動に参加したりサービスなどを受ける
- ⑤自分の趣味活動
- ⑥その他( )

(9) この多世代ハウスの良いところは何ですか

- ①友人ができる
- ②悩み事を相談できる
- ③おしゃべりができる
- ④楽しい時間が過ごせる
- ⑤様々な活動に参加したりサービスを受けられる
- ⑥日常生活の負担が軽減できる
- ⑦飲食ができる
- ⑧その他( )

3 利用するようになって変わったこととお伺いします

(10) 周囲とのつながりは増えましたか

- ①一緒に趣味や地域活動をする友人が増えた
- ②悩みを相談できる友人が増えた
- ③近所の人と以前より話すようになった
- ④家族との会話が増えた

⑤自分のことを気にかけてくれる人ができた

⑥周囲とのつながりは特に増えない

⑦その他( )

(11) 何か良い変化はありましたか

①生活にはりができた

②新しい体験ができた

③生きがいが増えた

④多くの人と知り合いになれた

⑤悩み事が解決した

⑥知識や技術を習得できた

⑦一人ではないと感じた

⑧特にない

⑨その他( )

4 あなたのことを教えて下さい

(12) 年齢(年代)

①10歳未満

⑤40歳代

②10歳代

⑥50歳代

③20歳代

⑦60歳代

④30歳代

⑧70歳以上

(13) 性別

①男性

②女性

(14) あなたのご家族も一緒に利用することはありますか

①はい

②いいえ

(15) 家族構成

①一人暮らし

②夫婦のみ世帯

③二世帯同居(親と子)

④三世帯同居(親と子と孫)

⑤その他( )

(16) あなたの現在の職業について自由にお書き下さい。

- ① 仕事をしている( )
- ② 仕事をしていない

4 あなたの意見を聞かせて下さい

今後、この多世代ハウスでどのような活動を充実してほしいですか(この町にもっとこういうことがあれば良いというアイデアなどがあれば、教えて下さい)。

また、「多世代ハウス」の取り組みについて、政府や自治体などに期待することがあれば、教えて下さい。